

## 決算特別委員会会議録

平成21年10月30日(金)

(開会) 10:00

(閉会) 18:20

### 委員長

ただいまから平成20年度決算特別委員会を開会いたします。「認定第1号 平成20年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。昨日に引き続き、第10款教育費197ページから227ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております。兼本委員の質疑を許します。

### 兼本委員

199ページの学校給食のところの拠出金に関連してお尋ねいたします。学校給食のほうの会計で質問したら一番いいんだろうと思いますけど、この欄で質問さしていただきます。学校給食を近年未払いと申しますか給食費納入しないというようなものが非常に各自治体でどうしたらいいかということであるような新聞報道等で賑わせているところでございます。まず学校給食の関係で見れば、中学校給食の小学校給食費それぞれ収入未済額が約3千万円近くあるのが恐らく給食費の未納ではなかろうかと思いますが、改めまして、だいたい今20年度の決算において小中学校の給食費がどの程度未納になっているのかを、まずお尋ねいたします。

### 学校給食課長

平成20年度決算では減年度分の小学校、中学校、幼稚園を含めました、調定額433,042,718円に対しまして、収入済み額が422,419,305円であります。徴収率につきましては97.5%であります。また、過年度では小学校、中学校、幼稚園を含めました調定額22,777,698円に対しまして、徴収済み額は2,893,615円であり徴収率は12.7%となっております。学校給食の食材を購入しております費用は保護者に納入していただいた給食費によって購入しておりますことから今後これ以上の滞納が増えると学校給食の円滑な運営ができないようになることが予想されます。

### 兼本委員

総体で答弁がございましたけど各別に、たとえば今小学校で幾ら、中学校で幾ら、幼稚園で幾らということをちょっと改めて示してください。

### 学校給食課長

お答えいたします。現年度では小学校267,932,226円に対し収入済み額261,320,342円徴収率では97.5%です。小学校の未納額は現年度で6,611,884円中学校では3,950,629円幼稚園では60,900円となっております。

### 兼本委員

かなりですね徴収は進んで、かなり今合わせて1千万円程度のということでの答弁がありました。かなり給食の方でも頑張ってるんだなということの印象ができるわけですけど、これが従前は公会計じゃなかったんですよ。公会計にしたというのはこういうふうな延滞ができたときに、市の方で例えば差押さえとかいろいろなものでも徴収を確保しようと、徴収率をあげようという形で公会計にしたという意味があるわけですけど、現在このような未納額についてどのような方法で徴収をとられているのか、その点いかがですかね。

### 学校給食課長

給食の未納につきましては、督促状、催告状による納入のお願いや夜間の訪問徴収、電話での督促を行っておりますが、徴収率の向上にはなかなかつながっていないのが現状でございます。

兼本委員

この給食費は普通の税債権とはまた趣が違うと思いますけど、滞納があって、今言うようないろんな催告をされて、支払う意思がないと申しますか、全然こちらの請求に応じてくれないというようなものについては、例えば、税債権とか何とか言うものであれば債権を調べて、差押さえができるわけですけど、学校給食についてはいささかちょっと違うようでありますけど、これを差押さえしようと思ったらどういう方法で手続をとらないと差押さえできないわけですかね。

学校給食課長

裁判所に支払督促制度というのはございまして、市が裁判所に支払いの申し立てを行い裁判所から配達証明書をつけて支払い命令が送付され、相手方が異議を申し立てれば訴訟の手続に移行しますが、異議の申し立てがなく一定の期間が経過したものについては仮執行の宣言を得て差押さえ等の強制措置がとられる制度であります。

兼本委員

ということは、民事訴訟法に基づく支払い督促手続ということなる訳ですけど、そうしますと普通の税債権であれば職権をもって金融機関に、その方の預金があるかどうかというようなことの調べができるわけなんですよ。民法の方法でいきますと、そういうふうなものはできないと思いますけど、例えば今言われた支払い命令を出して仮執行宣言もらった、差押さえをもしも、仮にやろうと思ったときにその預金債権なんかを差押さえしようとしても調査ができないんですよ、としますと、動産とかそういうものを差押さえするしかないわけですけど。たとえば、学校給食のほうでそういうふうな方向まで1歩進んで支払い命令までやろうというふうなことで取り組みがもしも検討中であれば、それをもしまよって仮執行宣言をとったとして、差押さえるの物を探すというときにはどのような方法をとられるおつもりか。取ったけれども差押さえる物件は家財道具等そういうものしかないからそういうもので、そこまでいくのか。例えば支払い命令を出したらもう相手方が払ってくれるというような見込みで支払い命令出すのか、その点いかがなものですか。

学校給食課長

今、支払い督促制度を11月の中旬をめどに手続の準備をしておりますが、今質問者が言われますとおり、たとえ支払い督促を裁判所に申し立てて音沙汰がない場合については調査権がございませんので各市中の銀行に取引のある口座があるかないか、そういったことをお願いして依頼するしか今のところ手はございません。

兼本委員

今11月の中旬からということですけどね、しかしこれについても差押さえするということであれば、差押さえするまでの過程とかどういうふうにするのかということの要綱等はですね、きちっと整備してやらんと担当者の考え方1つでこれは差押さえする、これは差押さえしないというようなことになったら大変な問題ありますからね、ぜひ要綱は整備してやっていただきたいと思います。で、1つですね住宅の方も、それから保育所の方にもですね、後で関連して質問しようと思っているわけですけど、今いろんなところで支払で、税もですけど差押さえやっとなるわけです。で、督促とかですね、そういう手続きは担当原課がやられても構わんと思いますけど、例えば差押さえの手続には、そういう徴収課というか徴収係でもいいですけど、実際に差押さえをする。例えば銀行に出向いて預金があるかどうかを調べるとか、それから1つはこういうことを言いますとしかられるかわかりませんが、来年から子ども手当というのが支給されますね13,000円、再来年から26,000円になるわけですけど。これはどうも差押え禁止の手当ではないように思われます。というのがいろんな報道番組でしか見ておりませんが、例えばこれを一律に支給して、親御さんがこれをパチンコなんかに使ってもいいの

かということような話が出たときに、現政権をとられた方が委員として出てたときにですね、まだ政権をとっていない状態のときでしたけど、それはもう保護者が何に使おうと自由だというようなお話が出りました。そうしますと差押さえ禁止物件にならないのですよね、いろんな意味でこういうことを言うと問題が生じるかもわかりませんが、押さえる債権としては、確実に26,000円、来年は13,000円ですけどね、そういうものがあるわけですよ。だからそういうものに例えば手をつけるとしたら、今いう給食関係は、例えば、児童福祉かどこか知りませんが預金に振り込む時の通帳とか何とかいうのは児童福祉課かどこかがわかると思いますけど、学校給食の係がその預金通帳を教えてくれと言っても、これは教えられないと思うんですよ。だから、例えば目の前にある債権を押さえたくても押さえられないというようなジレンマがある、ところが一課にしますとね、1つの係にしますと税でも給食でも保育所費でも何でもいいんですけど一課でありますと、一課で全部債権を管理することになりますからこれは個人情報保護条例に違反しないのではないかなというような気持ちがするわけです。だからそういう意味で、今行革のほうでいろんな意味で事務事業の見直し、それからどういう風にやったら効率はいいかというようなことを検討中ですので、できればそういう方に督促催告ぐらいまでは原課でやる。もういよいよどうにもならないときになったときに、そういうふうな係に書類を送って、そこで一括して差押さえをやるというような方法をとるとですね、今懸案のいろんなものの徴収率が上がっていないというような形で議会からもどうしてるのか、どうしてるのかというように、担当の職員は責められるわけで、一生懸命やってるけどですね。どうしても相手がいることですから徴収率が思わしく上がらないというところを、そういう方法をとるとかなりの率で徴収率がアップするのじゃなかろうかと。そうすることによって、例えば学校給食でも言われるようにこれ以上滞納があると児童生徒の給食にも影響があるんじゃないかというので懸念がある、非常な危機の状態の中でそういうことをやればできるんじゃないかと思うんですよ。だからここで、そうしますとか、ああしますとかいう答弁はできないと思いますが、ぜひよく検討されて一課で1係で全部差押えをやる、裁判所である手続、例えば住宅課で今即決和解やってるのもですねそういうところで全部やると。そうしますと、全部そこが、どうもこうもならんようなものについてはそこに持ってくれば、そこが一課でやるということになれば都と専門的になりますのでもう事務効率が非常に上がると思うんですよ。ぜひ私は検討してもらいたいと思います。これの担当の部長はどこになるとですかね。小鶴君が手を上げたい答弁したかろうけど、これは部長の方でこういうふうな債権管理をするという担当はどこになるの、財政？それなら財政部長、ひとつ今言ったことをひとつよく含んでいただいて検討していただけるかどうか御答弁いただきたいと思います。

財務部長

今質問者が申されます収納の一括管理というご提案でございます。この分につきましては先進自治体といいますか、そういう形で取り組んでいるところもあります。メリット、デメリット、この辺で情報によりますとそういう組織を立ち上げたけどデメリットで、もうまたもとに戻ったとか、そういうこともありますので、十分検討いたしまして今後の組織とかそういう中で検討させていただきたいと考えております。

兼本委員

デメリットがあるということですけどね、デメリットがあればそれを反面教師として、メリットに向けて頑張ればいいわけだから、何もメリットデメリットがあるからってということじゃなくしてデメリットが反面教師になればいいわけですから、どういうデメリットがあったかということ調べてそれをメリットに向けるようにすればいいわけ。だからいろんな意味で催告とか督促までを一課でしろと言えればいろんな問題があるかも知れませんが、催告までは原課でやって差押さえだけですから、私はデメリット余りないと思います。今、よそでやってんの

は催告までそこで全部させるから、なかなか非常に問題があるのであって先進地でやってるデメリットと言われるところは、催告まで一係で全部するから大変事務量が多くなったりデメリットがあるかもしれんけど、判断が基準が曖昧なとかね、今やられるような形で各原課はそれぞれ未収についてはいろいろな催告やったり、夜間徴収までやってるわけですよ。職員が夜間徴収を、私は夜間徴収は絶対反対なんですよ。いろんな変なところに行って叩かれたり物ぶつけられたりしてけがをするのもうあれですよ、そういうために市の職員になったわけではないと思いますのでね。夜間徴収なんかしないように、文書で税務がやっとなるように、白色とか赤色とか何色とか何とかの形で催告するとかですね方法はいろいろあると思うんですよ。そういうのは、原課でやって差押さえとか、即決和解とかそんなところだけを一係にするのだったらそこで全面的な債権が、今現状でどうなってるかということが一括でそこで分るようになりますので、私は効率的にはそちらがよかろうと。銀行でもそういう形の中でいろんなところやってるところでやるのは最終的には債権のところがやってるわけですからね。いろんな手本をうちは銀行から出身の監査の委員さんもいらっしゃいますので、よく知恵をお借りしてそしてやっていただければいい方向に向くと思いますので、ぜひひとつ検討方をよろしく願います。

委員長

次に楡井委員の質疑を許します。

楡井委員

それでは人権同和教育費に関連して、初めにNPO人権ネット飯塚の活動状況についてお尋ねいたします。これ昨日配付されました資料が、もともと配付されたのが数字が違ってたということで新しい資料が提出されましたのでこの資料に基づいて質問をしていきたいと思います。委託料、これが29,042,141円ということになってるようであります。この金額を全額単費といいますか市費であるかどうか、まずそこ辺からご答弁願います。

人権同和教育課長

全額単費でございます。

楡井委員

金額は、平成19年度も同じ金額、ほぼ同じ金額ですね。それでこれが削減されていない状況なんですよ。まあわずかに減ってるかも知れませんが、で、今行革の中で、かなりあちらこちらいろんな費用が削減されている中で、これが削減されていない理由は为什么呢。

人権同和教育課長

委託料の算定にあたりましては賃金の算定する人員、あるいは事業量等に基づきまして算定しております。というところで平成19年度から20年度については事業量の変化はございません。私どもからお願いしてる事業量の変化はございません。

楡井委員

仕事量が変わらないからということのようですね、いろんなところではですね、いろんな方面でいろんなその費目とする仕事量が変わらない状況変わらない中でこれ削減されてるわけですね。ここだけ削減されないと、この項目、費目が削減されていないというのはどうも納得いかないわけです。そこでこの費目、委託料のうち77.4%これが人件費といいますか賃金ということになっていきます。この賃金は何人に支払われているものなんでしょうか。

人権同和教育課長

事業を委託料上の設計上の人員は17、18年度を3名19年以降を8名で算定いたしております。

楡井委員

8名ということであります。22,483,000円、これ8人でお割り算しますと。年間2,

810,000円余りになります。月額にすると234,000円がこの8人の方に、これ平均ですから差があるかも知れませんが一人当たりの金額にしますと、そういうことになりますけどそういうことでいいですか。

人権同和教育課長

質問者言われるとおりでございます。なお内容でございますが月額の基本部分と年末に期末手当等がございますのでその分も勘案した数字になっております。

楡井委員

そうすると再任用職員、それから嘱託職員、臨時職員これらの方達よりも高額の月額をお受け取りに今なるんじゃないかというふうに思うわけですね。それで、先ほども8人というふうに言われましたけども、その8人の中で他の団体の幹部として給料、賃金、行動費そのような費目でもらって、他の団体でもらってるような人があるかどうか、そのことについて御答弁下さい。

人権同和教育課長

私どもが委託しておる事業の中ではその件については承知しておりません。しかし、今までの答弁等のやりとりの中で、そういったことが出ておったような気がいたします。

楡井委員

ちょっと理解がいかないんですけど、掌握はしていないと。しかしこれまでのと言うと、過去の議会でという、過去の経験でという意味でしょうか。そういう人の中にはおると。いうようなことですか。ちょっと再確認いたします。

人権同和教育課長

お尋ねの件でございますけれども、理事長が運動団体の役員を兼ねておられるという話が出ておったかと思えます。

楡井委員

NPO ネット飯塚ここの理事長さんが運動団体の役員で、役員の方の行動費、賃金もしくはこの給与というようなことと、この賃金というのを二重に受け取っているということでもありますね。この団体といいますか、NPO法人はどのような活動をしておられるんですか。

人権同和教育課長

NPO法人人権ネット飯塚でございますけれども、平成16年4月に設立されまして、地域住民の人権意識の高揚を図るとともに、人権を基軸とした豊かな人間関係と社会システムの実現に寄与し、人権のまちづくりを推進することを目的として設立されたものでございます。ちなみに本市が委託しておる事業の中では、自治会、サークルの人権研修、合わせまして企業研修等でございます。なお、平成20年度の回数につきましては自治会サークル研修が113回企業研修が33回というような形で行っていただいております。

楡井委員

この自治会サークル等の研修、企業研修以外には活動的なものはやってないんですか。

人権同和教育課長

私どもが委託しておる事業の中身についてでございますけれども、そのほかに相談事業とそれから啓発パネル等の企画編集に御協力いただいております。

楡井委員

平成16年からということでもありますけれども、18年までは3人体制、19年からは8人体制というような状況になっているようですけれども、その19年から倍の人員になったわけですね。これはどういう理由からそういうふうになったのか説明してください。

人権同和教育課長

対象地域が旧飯塚市で4公民館から旧飯塚市全域8公民館へ拡大いたしましたことから自治

会数、人口などによりまして、業務量が増大すること、あわせて市全域を対象とする啓発事業を追加いたしましたことから、委託料設計上 8 名で算定しております。

楡井委員

旧飯塚市がやっていた事業で、それが 4 町の方にも広がったということなんですか。対象地域はあくまでも旧飯塚地域 8 公民館を対象でございます。先ほど申し上げました市全域を対象とすると申し上げました分につきましては特定の事業を指しております。本市実施しております部落解放研究集会同和問題啓発強調月間と、あるいは N P O 単独では夏にことしであれば栗原さんと呼ばれたもの。それから 1 2 月にまたホームレスの関係での啓発講座等を計画していますが、これについてはどこそこの方に来ていただくのではなくして一般に呼びかけをいたしますので、そういった先ほど申し上げたような形で答弁させていただきます。

楡井委員

そうしますと、これまでですね、この活動の範囲が狭かったといいますか公民館をまたいでやってたとかいうようなことであります。あるんでしょう。それでそういう意味で公民館を 4 から 8 に拡大したということでのことでもありますね。次に、消耗品等諸経費というのがございます。96 万円。これはどういうことで 96 万円ということが出てるんでしょうか。諸経費等と言えば普通端数がつくのが通常じゃないかと思うんですけど、きちり数字が出てますので、その説明をお願いします。

人権同和教育課長

委託料設計上の話で申し上げますと、それぞれの担当者が各自治会あるいはその企業等で研修を行うに当たって必要な用紙あるいは配付する資料等や文具類の必要経費といたしまして一人、1 月、10,000 円これの 8 名分かける 1 2 月という形で算定させていただいております。

楡井委員

そうするとこの消耗品等諸経費というのは各個人 8 名の方達に丸投げといいますか丸渡しということになるんですか。

人権同和教育課長

委託でございますので年度当初の契約のときに想定される額として。月額 10,000 円という形で計算いたしております。

楡井委員

そうするとその、使うと使うまいと、諸経費がかかろうとかかるまいとこの 10,000 円は本人の手元にわたるといことなんですか。

人権同和教育課長

あくまでも多い委託料の総額の中身の一部でございます、個人にわたるとかいうことではございません。当然に研修にするに当たっては資料等を参加者数分に印刷して配分するということがありますし、個人に渡すものではありません。

楡井委員

必ずしも個人には渡らないということですけど、この決算書の方、N P O のこの決算書を検討してみなきゃならないという課題が生まれてきてると思います。それから自治会サークル等への研修 1 1 3 回それから企業を研修が 3 3 回合計 1 4 6 回ということになります。そのほかにいろいろ説明がありましたけど、そこに限って言うならば 8 人で平等に分担しますとね、1 8 回余りとなります。つまりこれ月になおすと 1 回半位の研修に出張するということになるわけですね。その研修で 2 3 万なり 2 4 万の収入になると、手取りになるということになるわけですけども、そういう見かたでいいですか。

人権同和教育課長

この実施状況の表の中では確かに今質問者おっしゃられるとおりかと思っておりますけれども、1

つの事業を起こすに当たってはその前段で相当回数の打ち合わせ等も必要でございますし資料収集等も必要でございますので、そのあたりを御理解いただけたらと思います。

楡井委員

そうするとこの人たちが常勤でこの詰めてるということにならないと、そういう仕事ができないんじゃないかなというふうに思いますけれども、この指導員というんですか8人の方達はどういういきさつで、どういう経歴の人たちがなられているんですかね。

人権同和教育課長

人権啓発の事業を委託するに際しましては、市の契約規則により契約を行っておりますので個人経歴は必要ございません。ということで申し訳ありませんけども答弁は差し控させていただきます。

楡井委員

それでは採用権はどなたがお持ちですか。あなたこの仕事をしてくれというふうになんといえますか、いわゆる採用権ですね、どういう人たちをこの8人中に雇おうかという採用権は理事長が持っているということになるんですかね。

人権同和教育課長

私どもは啓発事業を委託しております。しかしながらその先の人事権までは分りませんが、あくまでも本NPO人権ネット飯塚が判断で採用されておることになります。

楡井委員

そうするとだれがどういう形で、この採用されてるかというのは市の方はタッチしないと。こういう仕事をしてもらいたいと、その上で設計上のということばが度々でできましたけどこのくらいの金額を支給すると、その範囲でやってもらいたいと、その仕事の中身については計画は目的、はじめに言われた方向の仕事を大いにやってくれと。こういうことであって中身にまではタッチできないと。また、タッチしないというような理解でいいですか。

人権同和教育課長

どういった形でお答えしたらいいのかと思いますが、私ども委託しております事業につきましては週に1度連絡調整会議等を行いまして、私どもの委託事業が適正に進捗されておることとは常々判断しておるところでございます。また当事者と申しますか、人権ネットでは、当然業務がやれる対応、やれる形にされておることだろうと思います。

楡井委員

では、次に移らせていただきます。市同研に関してなのであります。資料は126P、130Pにあるんですけど、この市同研に対する補助金というのが18年は7,040,000円19年が6,480,000円ですか。558,000円ほど低下しています。減少しています。20年が約5,840,000円ですね、この19年からはさらに20年は650,000円ほど下がってきていると。18年から19年550,000円、19年から20年が650,000円下がってる、この理由は何ですか。

人権同和教育課長

18年から19年度の補助金減額の中身でございますけれども18年度満年度の補助金額を算定した上でその20%をカットして19年度の予算と20年度につきましては19年度の10%カットで20年度の補助金額といたしておるところです。

楡井委員

20%カット、10%カットという、何に基づいてこういう金額をカットしたのかなという疑問ありますけど、この団体の活動費全体は、市からの補助金が88%から86%を占めている状況があります。会員一人が年額1,000円というようなことでしょうから、これ年額1,000円なんですかね。それ確認、年額1,000円ですよ。年額1,000円にすると月に

したら83円の会費になるわけです。で、こういう状況では、自主自律さらには民主主義を教  
えて実践する教師職員の団体であるわけですから、そう意味では市の補助金ヒモつきだけで運  
営されるという状況になると思うんですね。これではその自主的な団体としての活動という  
ふうに言えるかどうか、正常かどうかという点についてはどのようにお考えですか。

人権同和教育課長

適当と判断して、こういった補助金等を支出いたしております。

楡井委員

研究の内容も非常に極端に偏っているというふうに思われませんか。資料による活  
動の状況、研修会だとかこうだとかいろいろなものが並んでおりますけど、18年は同和に関  
係のない名前の名称は2つなんですよ、それから平成19年は18項目のうちに同和につな  
がらないといいますが、同の字のついてない名称の研修会は1つです。それから20年度は2  
5の研修会です、その他いろいろありますけども、同じような名前のついたのが6つしかない。  
この研究集会は、そういう意味では同和問題以外のことを取り上げていないのではないかなと  
いうふうに思うんですけども、その点についてはどうでしょう。

人権同和教育課長

協議会活動概要に示されております件名欄についてでございますけれども、これにつきましては  
あくまでも任意団体の名称であったり、またその団体が企画運営している研修会、研修大会  
等の名称でございます。ちなみにその中身がどうかということでございますけれども、20年  
度の例で申し上げますと10月に宮崎市で部落解放全国集会がっておりますけども、このと  
きの内容でございますがもちろん一部でございます。「養護学校での進路保障」、「水俣病を伝え  
るプログラムを通して」、あるいは「国連障害者権利条約策定にかかわって」等ございまして、  
その内容中身については同和問題、障がい者、男女高齢者、外国人などさまざまな人権課題の  
解決に向けての内容となっております。

楡井委員

その点は、20年度には25のうちのもう6つありますよというふうに言ったけども。資料  
にはね、同和問題、名称が付いてるだけで中身はというふうに答弁があったような気がしま  
すけど、大体名称が着いてればそれが主力になるわけですよ。名称と全く違う内容の研修会や講  
座があるわけでないというふうに思います。この団体のですね、やっぱり活動内容もっと改善  
していかないかんでないかなというふうに思います。続けて、次に同じような団体じゃないか  
とは思いませんけど、同和教育の担当者協議会というのがありますね。これは負担金40,000  
円ということになってるようでありますけれども、どういう仕事をしているのかを説明して  
ください。

人権同和教育課長

本会の主な活動でございますけれども、もちろんこの会は2市1町の担当者会でございます。  
そこで2市1町合同で、毎年全戸配布を行っております啓発冊子「新しき明日をつくる」の編  
集作成、あるいは婦人会連合会での人権研修会の企画開催。また人権同和教育啓発にかかわる  
団体と協力いたしまして、研修会の開催及び人権啓発に関する事業の推進調査研究ございま  
す。

楡井委員

この担当者会議が作ってる明日をつくるという冊子があります。これはどのような回数で、  
1年間ですね、1年間に1回とか4回ということですけど、どのような回数で発行されている  
のかどうか。で、その中身に、最近問題になりました立花町事件といいますが、これが扱わ  
れたことがあるかどうかについてお願いします。

人権同和教育課長



当会議で企画編集を行っています啓発冊子「新しき明日をつくる」につきましては年1回の発行でございます。お尋ねの立花町の件につきましては平成19年度末に発行いたしました1回のみ取り扱いとなっております。

楡井委員

それはどういう内容で掲載されたんでしょうか。

人権同和教育課長

全体を一言ちょっと、表しにくいんですけども立花町差別はがき事件に学ぶという形で全6ページにわたって啓発記事を掲載いたしております。

楡井委員

この冊子の分量といいますか、ページ数、今この事件のことだけを6ページで報道したと、報道といいますか、掲載したということですけども、通常全体のページ数、私時々見せてもらいますが全体のページ数、あまり厚くない、多くない冊子やないかと思うんですね。中の字も結構大きいですしね。ですから、かなりの、そういう冊子から考えて、6ページというのはかなりの分量ではないかというふうに思います。で、これどんな風な扱いをしましたかというのは一つの差別事件の典型のような形で報道されたんじゃないかというふうに思いますけど違いますか。

人権同和教育課長

この啓発冊子の編集に当たっては、新聞報道を基本に記事を編集いたしております。

楡井委員

その事件が本人の自作自演で差別事件とは全く関係なかったというものであったと思うんですね。これ平成19年で報道されたわけですからそれを訂正しなきゃならないというふうに思うんですよ。それで、今後これをどういうふうに扱っていかうと考えておられるのかについてお聞きしてこの質問終わりたいと思います。

人権同和教育課長

質問者言われますように、平成15年末から続いておりましたこの事件につきましては、7月の7日に被害者が逮捕されております。つきましては今年度に発行いたします啓発冊子の中で容疑者が自作自演で逮捕、重大な背信行為であることなどをこの冊子の中に盛り込むべく編集集中であります。

楡井委員

次に移らしていただきます。学校教育と行財政改革というような少し肩肘張った内容、テーマですけども中身はそうありません。今後大きな問題になってくんじゃないかとは思いますが、今からお聞きする内容は非常に単純であります。住みたいまち住みつづけたいまちというのが飯塚市のスローガンでもあり齊藤市政の基本的な姿勢の1つであります。これを考えた場合教育というのが非常に大きな比重を占めるのではないかというふうに今考えています。この問題についてどのように考えて執行して来ているのかなというふうに今、思いますが、その1つの反映がやっぱり教育予算の推移ではないかというふうに思うわけです。そこでこの教育予算の推移を、前年との比較等で説明していただければ、お願いします。

教育総務課長

学校給食事業特別会計分を含みました教育費全体を決算統計の数値で御説明いたしますと19年度では4,601,469,000円で、これに対して普通会計の歳出合計に対する構成比といたしましては、8.6%20年度では5,151,224,000円で構成比は9.6%となっております。

楡井委員

金額で約5億5千万円くらいですか。それから構成でも1%増えているというふうなご報告

であります。そのようにこの、増額の方向にむかっている原因ですねこのことについてお聞きしたいと思うんですが先ほど私、教育予算というふうに言いましたけど決算というふうに訂正をさせていただきます。

教育総務課長

19年度からは20年度にかけて増えました主たる原因につきましては、普通建設事業費の関係でございます、19年度が446,350,000円に対しまして、20年度では1,120,049,000円となっているところでございます。

榆井委員

今ご説明のとおり建設事業費がほぼ倍化した。その金額が増額の内容になってるんじゃないかと、ほとんど同額になってるというふうに思うんですね。行革の関係で考えた場合、この教育現場にやっぱり効率主義を持ち込むべきではないというふうに思うんですが、その点についてどんなふうにお考えでしょうか。

教育総務課長

義務教育は教育基本法に基づき国及び地方公共団体が責任を持って行うべきものであります。その観点からは財政の効率化を前提とした教育改革はあってはならないと考えております。ただ、より望ましい学校教育を実現するために、教育効果や教育効率を確認していくことは必要であると考えております。

榆井委員

この1年2年といいますかね、その間にやっぱり、この用務員、それから事務員が引き上げられるとか、それから教師の教材が古くて生徒の持つてる教材と数値が違ふというようなことで先生が顔を赤くしないといかんというような状態があったりですね、文具の使用が非常に窮屈になってきている。教頭先生や校長先生が校庭の草むしりをしてるというような状態が発生してると思うんですよ。そう意味ではその教師本来の仕事を出来にくくなってるというのが現場の状況ではないかというふうに思います。そういう意味では今回学校施設等再編整備対策室という長い名前の、組織が、セクションが、発足しておりますので学校の統廃合については、かなりの関心があるというふうに思われますのでね、これはぜひまず段取り等を含めてですね市民や児童生徒の意見等をきっちり聞く体勢を作って進めていただかなければならないんじゃないかというふうに考えますがその点について御答弁願いたいと思うんです。

学校施設等再編整備対策室主幹

十分に検討させていただきます。

榆井委員

ぜひ、先ほどの総務課長の答弁もあったように、学校総務課長ですね、あったように効率一辺倒というようなことのないようお願いしたいと思います。今もう1つ遠距離通学、これをどのように考えておられるのかをお聞きしたいんですが、今小学校では、庄内小学校と大分小学校ですかね、2つがスクールバスを使って2,040,000円と9,710,000円の支出があるようです。さらには中学校は筑穂中学校がスクールバスを使っております様で14,580,000円を使っています。こういうような状況なんですけれども、この遠距離通学についてですね、どのように考えておられるのかについてお尋ねしたいと思います。

教育総務課長

庄内小学校それから筑穂地区の大分小学校、内野小学校それから筑穂中学校それとここでは申し上げてませんが、穎田小学校におきまして合併前から通学手段の確保としてスクールバスを運行しているところであります。通学距離は義務教育小学校施設費国庫負担法施行令において小学校は概ね4キロを中学校は6キロとされており本市におきましても、これを原則としたなかで交通手段の確保としてのスクールバスの運行については今後も検討を行ってきたいと考

えております。

楡井委員

私は筑穂のほう毎朝通るんですけど、バスに乗ってる生徒、帰りがけに利用している生徒がかなり少ないんじゃないかと思うんですね。その点、私の見間違いかとも思いますので、実際生徒がどのくらい乗ってるものなのかについては、把握していると思います。で、大型バスなんですよ、これはね。それで、この大型バスを走らせるとこの位の費用がかかるならですねコミュニティバスのようなですね、中型のバスを走らせると、なんなら回数を増やすというふうにすれば経費の削減ということも可能なんじゃないかと思いますが、その点はいかがですか。

教育総務課長

20年度におきましては、このスクールバスを契約するに当たりまして仕様の中では29人乗りの小型バスというところで、仕様については定めておりますので、もし大型バスがその時あったとするならば、業者の方がその小型バスが用意出来なかった場合において対応した物ではないかと思えます。

委員長

質問者できるだけ決算に関する調査にしてください。決算を言われるときにはページ数、費目あたりを言われて質問してください。

楡井委員

この質問はこれで終わります。石川遼選手だとかですね、菊地雄星選手が今テレビで取り上げられております。非常になかなか好青年だというふうに思うわけですがけれども、こういう若者を育てていった内容はですね、やっぱり学校や家庭の教育ではないかというふうに思うわけです。教育は人格をつくる大切な場でもあるというふうに思いますので、児童生徒それから教師、学校現場ここ辺に視点の第一を据えてですね。今後の教育行政に当たっていただきますようお願いをいたしまして、終わります。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:58

再開 11:09

委員会を再開いたします。上着をとられて結構ですのでよろしく願いいたします。江口委員に質問を許します。

江口委員

203ページ備品購入費の校用備品費ですね、12,925,638円上がっております。こちらについてどのようなものを購入したのか。まずお聞かせいただけますか。

教育総務課長

学校管理費の校用備品費の主な内容でございますけれども、まずは教員のための校務用パソコンを年次的に整備いたしております。20年度では小学校で50台購入をいたしております。そのほかでは児童生徒用の机といすの入れ替え費用、それから印刷機やコピー機などの購入費用こうしたものの購入費としてここに計上しているものでございます。

江口委員

教師用のパソコン、およそどのぐらいの割合で整備できているのでしょうか。ごめんなさい教師用のパソコンは一人1台体制とまではなっていないという理解でよろしいですか。

教育総務課長

21年度も同様の数字で計上しておりましたので、今現在は21年度までの状況でいいますと今2.5人に1台の、今小学校におきまして2.5人、小中学校合わせて2.6人に1台位の状況でございます。

江口委員

わかりました。続きまして教育振興費205ページに備品購入費で学校図書費がございます。小学校ですね。そして中学校については209ページで備品購入費で学校図書費がございます。この点に関してお聞きしたいんですが、各学校の図書室を見せていただく機会がたまにございます。そして、見てると以前見かけたのが、非常に古い図書があるわけです。それこそ子供たちがきちんとした学力をつけるためにも新しい知識が必要なんですが、その正しい知識の助けとなるための資料が学校図書館、やはりそこにある本です。ところが、昭和の時代の百科事典が置いてある。ソ連がまだあるわけです。東西ドイツがあるわけですよ。そういった状況は一刻も早くなくさなければならぬとお話を以前もさしていただいて、廃棄がある程度進んでもお聞きしておりますが、現況においては、20年度の終了時点でも結構ですし、現時点でも結構です。図書の廃棄の状況どのようになっておるのかお聞かせください

教育総務課長

以前、江口委員の方から御指摘等をいただいております。それでその後19年度、それから20年度におきまして図書の廃棄の関係の処理を図書司書の方がある程度グループ化をいたしまして各学校に参りまして、その中で、学校ごとに台帳の整備並びに蔵書の整理ということで処分を行っているところでございます。20年度の廃棄の冊数といたしましては、小学校では8,989冊中学校では5,773冊合わせまして14,762冊の廃棄を行ったところでございます。

江口委員

かなり大量になされたということは、それだけ古いものもあったのだと思います。19年20年と努力されたことでおおよそ小中学校の図書についてはそういった古い資料、もう逆に使ってはならない資料については廃棄が進んだという状態なのか、それともまだ残ってるという状況なのかについてはどのようにお考えでしょう

教育総務課長

先ほど指摘されておりましたソ連とか東ドイツとかということで、前回、たしか鎮西中学校だったと思いますけども、そういったものにつきましては廃棄の処理は終わっております。それで、廃棄処理については、各学校をそれぞれ2カ年にわたりまして行っております。しかしながら先ほど言いました百科事典等々につきまして、学校の方でそれを確認したところ、全部ではございませんけれども、やはりまだ廃棄できていない学校も数校残っているというのが現状ではないかと思っております。

江口委員

であるならばその部分を一刻も早く進める必要があると思うわけですが、何年度に終了と思っておられますか。

教育総務課長

これにつきましては図書部会というのが司書の中で確立されておりますけども、その中の委員にも申し伝えをいたしまして、今年度中遅くても来年の夏休みまでには処理をしたいというふうに考えています。

江口委員

ぜひ、その点よろしく願います。また併せて、そうやってきちんと廃棄をしていくと図書の冊数も不足してくる分が出てくる訳です。それについてきちんと補充をするないし、補充をするだけで足りるのかどうかですね、子どものしっかりと発達、学力の向上のために必要なものはきちんと準備をする。そしてまたそれが、やり方も幾つかあると思うわけです。たとえば集団で調べ学習をするときには、一校にある分ではとても足りないですね。そのような部分に関してあらかじめ学期の初めであるとか、年度の初めとかできちんとリクエストをとっ

た上で、市立図書館と一緒に組んで共同に本を買う、もしくはこのテーマについてはこちらの方が用意しようとかですね、そういったやり方もできるんだと思っています。ぜひその点もやっていただきたい。それをやるためにもきちんとした司書というものが必要になります。その点については、残念ながら飯塚の方はどちらかというと後ろに下がった状況でございます。そこら辺についても合わせて見直しをお願いしたいと思っております。

委員長

次に柴田委員に質疑を許します。

柴田委員

公民館費 218 ページの頭になります。19 節自治公民館建設補助金 11,570,000 円とありますが、何件の補助があるかと、あと内訳をお願いします。

中央公民館長

全部で 8 件でございます。内訳といたしましては新築が 1 件、改修工事が 7 件でございます。それぞれといたしましては柏の森ヒルズ公民館、上三緒第 4 公民館、三緒浦公民館、東伊岐須公民館、うぐいす台公民館、東町公会堂公民館、堀池公民館、枝国 2 区公民館の 8 公民館でございます。

柴田委員

現在の公民館建設の補助率と申しますか、それと補助金に上限があるのかどうかお尋ねいたします。

中央公民館長

自治公民館建設に係ります補助の対象といたしましては、社会教育法の第 20 条に基づきまして運営されかつ対象地域住民を代表する組織、自治会等でございますが、それによって設置がなされている自治公民館等に対しまして補助金の交付を行うとしております。交付基準といたしましては新築の場合と増築及び改修の場合に分かれております。新築の場合につきましては補助基本単価に補助対象限度面積を乗じて算出した額の 100 分の 45 以内ということになっております。それから増築及び改修につきましては基準としては 300,000 円以上の工事を対象といたします。交付限度額を 4,000,000 円といたしております。新築と同様に、工事費の総額の 100 分の 45 以内の交付基準でございます。

柴田委員

合併前は補助率、パーセント的に 50% というように合併前はお聞きしてましたが、現在はこの 45% に当たりますけれどこの決めるのは、この 45% になったのは、どこが決めていくという状況なのでしょうか。国の方で、どういうふうなこれは。

中央公民館長

この補助率につきましては飯塚市単独で持っておりました、合併前で 100 分の 50 という率を持っておりました。合併いたしまして、これを改定いたしまして 100 分の 45 以内ということで市の基準といたしてまして決定いたしております。

柴田委員

市の方でこれは決めたということにあるわけですね。補助率の状況ですね。これは現在ですね、ほんとに公民館を建てかえするのも大変な状況であります。地域の方たちの状況ですが、高齢者が多くなって、いきいきサロン等をしてもだんだん座る場所がなくなってきたという状況であります。建て替えがきてるという状況はございますけれども、一昔前までは大体 15,000,000 ぐらいで出来ていた状況はありますけれども、大所帯の自治会であれば 20,000,000 円近くかかってくるわけなんですね、状況が。その中の補助率が 45% という状況で、それも完全ではありませんね、20,000,000 円掛かったとして、その何割かしが対象にならないという状況があると思います。そういう状況の中で、公民館の建て替えが大変今

厳しくなってきました。何とかそういう、その補助率を前の50%に上げていただくとか、上限額というんですかね、それがちょっとお聞きしておりましたが7,000,000円というのをちょっとお聞きしたことあるんですけども、これはそういう金額が決まってるんでしょうか。そこをお尋ねします。

中央公民館長

お尋ねの7,000,000円という金額でございますが、この金額は新築の場合でございます。先ほども答弁いたしましたように、補助基本単価というのがございます。これは国の通達によりまして、標準建築費ということでありまして。これに補助対象限度面積ということで200世帯未満につきましては132平米、200世帯以上につきましては150平米ということを限度といたしておりますので、この補助基本単価に200世帯以上であれば150平米を乗じて得た額に100分の45という率を乗じておるというところでございます。

柴田委員

今、建てるとしても地震がいつ来るかわからないという時代に入っております。そういう状況中で耐震もいま学校とも今進められてありますが、その公民館等も新しく建てるというときに耐震のための補助とかそういう部分はないんでしょうか。

中央公民館長

お尋ねの耐震に対する特別な基準はないのかということでございますが、現行基準におきましては、耐震化についての特別な補助基準というのはございません。現行基準の範囲内で耐震も含めたところの額に率を上諭ということで対応は可能かと思っております。また今後、耐震基準を満たしていない自治公民館等はほとんどをございまして改修工事等につきましてはこの基準の見直し等も視野に入れながら今後検討していかねばならないということは考えています。

柴田委員

今からそういう見直しをしていこうという状況であったとしたら、新築の状況ときからもう、何とかそういう取り組みを、そういう補助の取り組みはぜひ考えていただきたいと思っております。そして現在のところそういう状況はないという状況の中で建てる場合に、やはり強度にお願いするとすると、やはり今の状況で、20,000,000円はかかるという状況をお聞きしておりますが、そういう状況の中で、何とか45%でなく50%に、前のように引き上げていただくという状況、また上限額を7,000,000円ということではなくて、これをまたそういう部分で上げていただきたい。50%あればもっと上がっていくと思っておりますけれども、そういう状況でぜひ引き上げていただいて、今からの公民館の新築のための考え方を耐震という状況も考えて取り組んでいただきたいことを要望して、質問終わります。

委員長

次に楡井委員に質疑を許します。

楡井委員

217ページ、図書館の委託料なんですけども、これに関連してお聞きいたします。図書館のこの委託料が出ていますけども、民間、つまり指定管理者で運営して、この間どういような効果があったのかということについてお聞きしたいと思います。

生涯学習課長

一言で言えば利用者に対するサービスが向上したのではないかと考えています。昨年、事業を開始しましたブックスタート事業ですが、この事業は保健センターやボランティアの協力のもと、初年度から96%という高い達成率で事業開始できたことがございます。また、この事業を通して図書館への理解や親しみを持っていただくことができ、乳児連れの来館者やお話し会への参加が増えたことです。また、指定管理者の方では研修を通じた職員の人材育成が進ん

でいる点だというふうに考えております。昨年1年間で延べ70回を超える研修が行われ、来館者等に対する待遇などが改善されたことにより利用者に対するサービスが向上し、利用者数や貸し出し冊数の伸びに繋がったものと考えております。

楡井委員

次に、直営でやってたときと比べて、どういう点が具体的にこう改善されたのかということについてお聞きしたいと思います。

生涯学習課長

先ほども述べましたように図書館職員に対する研修を多く実施されたということにより、来館者に対する接し方や、調べものに対する的確な対応、また新着図書や特集コーナーなどが見やすく公正配置されるなど利用者が利用しやすくなったのではないかと感じております。

楡井委員

今答弁があったようなことを、今後私も実地に勉強していきたいというふうに思いますが、これらに関して利用者の声が幾らか直接聞かれているんじゃないけど、またアンケート等に出されておらないかというふうに思うんですが、それを紹介してください。

生涯学習課長

昨年度、指定管理者の方では図書館でアンケートを実施されております。約1,300件以上の回答を得ることが出来ていますが、この中で特に先ほど申しました接客サービスに関する回答では、例えばこれ飯塚図書館の例でございますが「職員はご用件に迅速に対応できていますか」という問いに対して87%の方が満足、まあ満足というふうに回答されております。その他の図書館、それから設問に対してもおおむね70%から90%の方が同様に肯定的な回答をされております。

楡井委員

そのアンケートの結果といいますか、集約したものがございませうか。あれば私、後でいただきたいと思っておりますが集約されてますね。後ほどいただきたいというふうに思います。以上です。

委員長

次に、江口委員に質疑を許します。

江口委員

同じく図書館費についてであります。今のアンケートの集約の件、たしか図書館の入口等で見られることができますですね。そのアンケートについてお聞きしたいんですが、このアンケートは指定管理者が行ったものでしょうか、それとも指定管理者ではなく市として直で、直営というか市でやられたものか、どちらになりますでしょうか。

生涯学習課長

指定管理者の方が飯塚市立図書館5館で行ったものでございます。

江口委員

指定管理者が行った。5館で行ったといわれましたが、指定管理者にお願いしたのは3館の運営ですよ。そこで5館のアンケートを実施したわけですよ。その根拠はどういう形になりますでしょうか。

生涯学習課長

根拠というか、市立図書館5館の方、穂波館、穎田館についてもできればしていただきたいということをお願いしたものでございます。

江口委員

お願いしてやってもらえるんだったら、あと2館もそのまま3館のお値段で運営をお願いしてはどうでしょうか。図書館利用登録数、資料138ページなんですが、穂波と穎田については残る3館が軒並み向上しているのに比べ、この2館は利用登録が減っております、この現状

をどう考えますか。

生涯学習課長

合併により二重登録者、当時、複数の市内の図書館で登録してあったものを飯塚図書館に名寄せしたという形からこういう結果になっております。

江口委員

果たしてそれが本当かなと思うんですが、指定管理者になって1年以上経過したわけです。指定管理になったところの現況、そして指定管理でないところの現況、どのように把握しているのか、お聞かせください。

生涯学習課長

指定管理となった3館については先ほどの説明でも申し上げましたように、サービスの向上とか運営費の軽減につながったもとと考えております。また直営で行っております穂波図書館、潁田図書館の利用についてはシステムの構築により利用する図書館にない図書についても他の市立図書館から貸し出しができるようになったことから利用が増える、利用者数、貸出冊数がふえる結果というふうになっております。

江口委員

この潁田の現状を見てですね、利用が増えた。確かに利用は増えていますが、図書館という名に値するのかどうかね。非常に厳しいものがあると思っています。だからこそ私も、サービス全体の向上という部分をお願いをさせていただきました。先ほどからですね、指定管理者になってサービスの向上を図られた、見やすくなった、研修が行われた、いろんな点でプラスがあったと言われました。それはね、逆に言いますと今まで直営の中で努力していなかった状況が非常にあると思っています。直営であっても、きちんとやっておかなくはならなかったことがある意味置き去りにされてきて、やっとそれを民間の方々がやっていたという状況と思っています。確かに司書がふえたということ等はあるんですが、全体として底上げにつながったかどうかというのはどうかなと思っています。図書購入費、前年同額程度の分が平成20年度もついて購入されました。この部分のそれぞれ各館の購入実績についてお聞かせいただけますか。

生涯学習課長

図書購入費についてでございますけどまず、飯塚館でございますが18,010,037円、筑穂館6,190,853円、庄内館5,468,057円、穂波館3,153,832円、潁田館567,186円となっております。

江口委員

この比率については、以前と変わらないのか、それとも変わっているのかどうか、そしてどのような形でこうやって配分をしたのか。その3点お聞かせください。

生涯学習課長

配分金額については、合併前の図書購入費を参考にしております。

江口委員

あと図書館に関しましては、先ほど学校図書館のお話をさせていただきました。市立図書館としては、いろんな方々に対してサービスをするわけです。それはなにも市立図書館5館に来られてるお客様だけありません。学校であるとかいろんな場面が考えられるわけですが、その他のところですね、市立図書館5館以外でのサービス、それについてはどのように提供なされてますでしょうか。

生涯学習課長

学校単位、それとか幼稚園、保育所単位での大型の本の貸し出しを実施しております。

江口委員



それ以外には何かございますか。

生涯学習課長

ちょっと思いつきません。

江口委員

文化会館費について質疑通告をしておりました。この点については取り下げをさせていただきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、第10款教育費について質疑を終結いたします。次に、第11款公債費、第12款予備費及び第13款災害復旧費227ページから231ページまでの質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから第11款公債費、第12款予備費及び第13款災害復旧費についての質疑を終結いたします。次に、歳入についての質疑に移ります。第1款市税から第10款地方特例交付金、65ページから69ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています榎井委員に質疑を許します。

榎井委員

それでは65ページの市税についてお聞きいたしたいと思います。市税って非常に幅広いんで申し訳ないんですけどもよろしくお願いいたします。まず市税の収納状況の推移についてですね、お願いいたいと思うんですけども、これは以前にもお聞きしたかも知れません。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:39

再 開 11:41

委員会を再開いたします。

榎井委員

それでは65ページの市税ということで全般についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。まず市民税についてでありますけれども、市民税の推移といえますかね、これを個人と法人別に説明していただきますでしょうか。

課税課長

市民税の推移でございますが、主要な政策の成果説明書の98ページ市税決算推移表で御説明申し上げますのでご参照ください。市民税につきましては、個人、法人とございます。現年課税調定額でご説明いたします。市民税個人分表の1行目でございます。平成16年度3,883,000,000円17年度3,977,000,000円18年度4,306,000,000円19年度5,309,000,000円20年度5,362,000,000円と推移いたしております。特に、この中では19年度において1,003,000,000円の増となっております。これは国の三位一体の改革の一環といたしまして国から地方税への住民税への税源移譲がございました、その結果でございます。平成20年度は大きな税制改正もございませんでしたので前年度に比較いたしましてほぼ横ばい53,000,000円の増で推移いたしております。続きまして法人分を御説明いたします。資料の表内4行目でございます。平成16年度1,095,000,000円17年度1,080,000,000円18年度1,225,000,000円19年度1,278,000,000円20年度、1,192,000,000円で推移いたしております。法人税は景気の動向によるものが大きく一概には言えませんが、17年度から19年度にかけての増

は製造業の業績回復によるものと考えております。平成20年度の減はアメリカの金融危機に端を発した世界経済の急速な減速、景気後退の影響によるものが大きいものと考えております。

榆井委員

続いてですね、固定資産税の推移についても個人、法人別に御説明願いたいと思うんですか。

課税課長

固定資産税につきましては個人、法人別がございませんので一括して御説明いたします。資料の表8行目でございます。固定資産税純資産、現年分でご説明いたします。平成16年度6,158,000,000円17年度6,236,000,000円18年度5,917,000,000円19年度6,021,000,000円20年度6,072,000,000円で推移いたしております。固定資産税は土地、家屋、償却資産で構成されております。そのうち土地、家屋は評価替えを3年ごとに行っております。平成18年度は評価替えを行っており家屋の経年減点補正、と土地の地価価格の下落等による減319,000,000円となっております。19年20年につきましてはマンション、大型店舗の建築、土地の時点修正等を行い、19年度105,000,000円20年度51,000,000円の増となっております。

榆井委員

市税、固定資産税の推移をお聞きしてきたんですけれども、この過程で不納欠損それから未収額これはふえてきているというふうに思うんですよね。それで、今資料の1ページに今あるんですけれども、年々不能欠損の金額が大きくなってきている状況がある。数字上には見えます。これで、この内容を少しお聞きしたいというふうに思いますので説明をしていただきたいというふうに思います。これも個人、法人別にできたらお願いしたいと思いますし市税の関係、それから固定資産税の関係の中身についてもできればお願いしたいと思います。

納税課長

市税の不納欠損状況といたしましては、表記しておりますように18年度から19年だと件数で約2,300件、金額で約15,000,000円減少いたしております。しかしながら20年度になりまして市民税、固定資産税、軽自動車税と主要な税目において増加しており、特に固定資産税は対19年度比で件数で約950件金額で約86,000,000円の増加となっております。

榆井委員

固定資産税それから法人個人の別もお願いしたいということなんですけれど、どうでしょう。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:48

再 開 11:48

委員会を再開いたします。

納税課長

市民税につきましては18年度2,854件20年度は2,876件と増えておりますが、これは件数でいいますと個人が2,681件法人税が195件。そして金額が個人が34,810,000円法人の方が6,610,000円計41,442,000円となっております。

榆井委員

数字の問題ですね、いろいろ資料にこう出ているわけですから聞くなと横で言われますけれどもやはりちゃんと議事録にも載せて。お願いされましたけど議事録にもきちんと載せてほしいと思ひまして、あえて聞きました。いずれにしても市民税、固定資産税、これが市の財政の大きな比重を占めてるわけです。したがってこの不納欠損が年々大きくなっていく、それから未済額と言いますか、滞納がドンドンふえていくこういう状況が改善されなければですね、納

税意欲ですか、これを欠くことになるのではないかというふうに思うんですね。しかし一概に払えるのに払ってないというような方達の状況も、それはあるのかも知れませんが、多くはやっぱり払いたくても払えないという状況ではないかというふうに思うんです。このまま不納欠損や未済の増加というところから、担当課としてですね、どのようにこれを評価してるのかについてですねお聞きしたいというふうに思います。そこで課内、担当課の中ですね、それから財政部ですか、部内、ここでどのように今検討しているのかについてもあわせてお聞きしたい、説明していただきたいというふうに思います。

納税課長

バブル景気崩壊後その影響を受け、市民が皆様の暮らしは長らく非常に厳しい生活状況を強いられてきたわけでございます。この不況の影響は市民生活にも大きく影を落としてきたわけでございますが、そのような中、昨年度下半期からの世界的な金融経済危機がさらに追い打ちをかけるように市民生活にも暗い影響を与えたわけでございます。御存じのとおり昨年末から今年初めにかけては派遣切りや正規切りという言葉が新聞やニュースで報道されておりましたが、現在では自動車産業と一部の基幹産業における経済状況はやや回復傾向にある旨の報道もあっております。しかしながら市民の皆様の生活状況、暮らしぶりは現在も厳しい状況が続いていると推測しております。このため納税課といたしましても処分徴収に際しましては滞納者の生活状況等を十分に把握するとともに分納をはじめとした相談等におきましても当然のことではございますが、誠意を持って対応しているところでございます。

楡井委員

そういう状況を課内とか部内で、どういうふうに、こう討議して対策を立てていこうかというふうに検討したのかですね、そのことについてもお尋ねしましたけど、あえてまた2度目のお尋ねですけどよろしくをお願いします。

納税課長

部内におきましても、課内におきましても今のような生活状況を十分に勘案しまして特に税を納めてこられる方、また滞納者の方にできるだけ負担にならないように分納等々そういう徴収方法等について検討しているところでございます。

楡井委員

その検討の結果ですね、どういう対策が打たれたかということについては答弁ありませんでしたけど、先に進みます。差押さえの問題について少しお尋ねしたいと思うんですが、差押さえる件数の推移それから市税、国保税、住宅使用料これをですね、税別にですね、どの位差押さえられているのかということについては差押さえ調べというのがあって、これには差押さえた対象を書いておりますけど、税ごとの件数というのが出ておりませんので恐れ入りますが、この税ごとの20年度ですね差押さえ件数、これをお願いしたいというふうに思います。

納税課長

差押さえる件数でございますけども市税は市税ということで固定資産税、市県民税、そういうものを別々に差押さえるというふうなことはいたしておりません。したがってひとつの差押さえで固定資産と、あと市県民税、軽自動車、そういうものが一緒になる場合もございませぬ。また市税を差押さえた時に国保税も一緒に差押さえるというふうなこともございませぬので、これを細かく分けるということちょっと難しいところでございます。

楡井委員

それではですね、資料でいえば2ページ委員に表がありまして17年18年19年20年の差押さえる件数は出ています。合計は2,989、約3,000件609,000,000円という数字が出るんですけど、この数字をこう見ていきますとたとえば預貯金のところでは19年から20年にかけてその以前と比べて、この件数、金額、これもう格段の大きさになってます。

これは合計の関係でも、そういう状況が生まれてると思うんですけども、特にこの預貯金とそれから不動産、この関係が大きく増えていることについてお聞きしたいと思うんです。

納税課長

確かに質問者言われますように他の債権の差押さえ件数や金額は減少しておりますが、預貯金の差押さえ件数と金額は増加しております。これは19年度以前は差押え可能な生命保険の効力を失った失効分の保険また不動産においても差押さえ未執行分を差押さえるなど預貯金、債権等を含めて比較的差押えをしやすいものから行ったことがその理由であると考えております。また財産調査の結果、預貯金口座が新たに判明し、差押えを行ったことや同一の滞納者が全く納付しないことから同一口座を複数回差押さえることがございますので、そのようなことにより増加したものと考えております。

楡井委員

件数の中には一人を5回押さえたら5件という形で件数もふえてるんじゃないかということですけども、それにしてもですね、これ18年は預貯金の場合715件、77,000,000円だったのがですね、20年度には2,270件318,000,000円にも伸びてる、大きくこの変化してるわけですね。それから先ほど不動産と言いましたけど、訂正して給与のところですね、ここも17年、18年これは1件、4件と非常に少なかったんですけど19年20年340件、180件と大きく伸びてますね。これが差押さえしやすいものを押さえたというようにご答弁だったと思うんですね。間違いありませんか。

納税課長

差押さえしやすいということを言いますと、ちょっと語弊がありますが確認できやすい徴収、結果的に徴収しやすかったということになりますけどもそこに債権があるということが確認できやすかったもの、そういうものでございます。

楡井委員

言葉がトーンダウンしたと思いますけれどもね、やはり徴収しやすいものと差押さえしやすいものというやつから押さえていったということに違いないと思うんですよね。18年から19年にかけて大きく差押さえの数字が変わった分について、なぜ、この18年度19年を境にして爆発的にこの差押さえ件数が増えたのか。その利用について説明していただきたいと思えます。

納税課長

主に合併によりまして徴収方法等を統一したことが原因であろうというふうに考えております。

楡井委員

合併年度は18年ですよ、ですから、18年は少ないんですよ。それから合併によって、そういうこの差押さえの件数がひどくなったということは、この合併問題の根底にさかのぼることになりますから後ほどまた議論させていただきたいというふうに思いますけれども、今の説明だけでいくということなら、合併の問題、大変大きな問題を提議してるんじゃないかというふうに思います。それで、この差押えをしてるわけですけどね、差押えできないものがあると思うんですよ。給与は、月額その3分の1以上押さえちゃいかんということになってるのは皆さん御存じのとおりですけども、その他にやはり差押さえはいけないものというのがあはずなんですよけれどもそれはどういうものを示してください。

納税課長

差押さえ禁止財産といいますのは、国税徴収法第75条に一般の禁止財産について規定されておりますが、これは主に滞納者の生活に必要な生活用品や農業漁業に欠くことのできない農機具、漁具などがございます。次に国税徴収法第76条には給与の差押え禁止について

規定されており、最低生活の維持に充てられるべき金額に相当する給与の差押さえ禁止について定められております。そして国税徴収法第77条には社会保障制度に基づく給付の差押え禁止について規定されており、年金や恩給等について定められておりますが退職年金、老齢年金、普通恩給などは給料とみなして差押さえ可能でございますが供与としての差押え禁止の規定が適用されることとなります。またこれ以外に他の法令により一気に差押さえは禁止されている主なものとしたしまして児童扶養手当、児童手当、生活保護費等がございます。これらの差押さえ禁止財産は滞納者の最低生活の保障、生業の維持、精神的生活の安寧の保障、社会保障制度の維持等の理由から差押えが禁止になっております。

楡井委員

そういう差押さえてはいけないもの、これを差押えたと実例というのが最近ちょくちょく起こってる状況があると思うんですが、その実例を紹介していただきたいというふうに思います。その際、幾らのものを幾ら押さえたということについても御紹介ください。

納税課長

差押さえ禁止財産は法令により差押えが禁止されておりますので、禁止財産そのものを差押さえるということはできません。しかしながら預貯金等を差押えしたときに本人から差押えられた預貯金の中に児童手当が入っていたとか児童扶養手当のみの通帳であるから返還してほしいと相談があった場合納税相談の一環として口座の内容等を調査確認して今後の納付計画等本人と十分に協議した結果、一部返還をした事例はございます。

楡井委員

実例のひとつはですね、その貯金通帳にはこの児童扶養手当しかこの入らないという貯金通帳からですね引き落とししてるわけですね、それもほとんど全部という状況に。それが5月と10月の2回やってるわけですよ。今、言われたように市民から抗議されてね返還するというようなことにはなっておるわけですがけれども事前の調査とかですね、事前の市民との協議とかね、一辺のその通知だけで紙1枚でやってるという状況もあって。5月に会って、その通帳にはもうそれしか入らないというのは分かって10月にまた行おうというのはことを送り繰り返してるわけですよ。こういうことがあと何件もあるんじゃないかというふうに思います。こういうことをしないように今後どうするかという対策について説明をしていただいて私の質問は、その説明ですっきりすればこの質問を終わります。

納税課長

今後の徴収方法を、滞納処分の方法をどうするかということでございますけども、現行の、我々納税課としてやっております処分徴収に対する方法、徴収方法はそのまま維持していきたいというふうに考えております。

楡井委員

すっきりしませんので発言させていただきます。今の発言そのまま聞いたらやっちゃんかんものまでやりますと、今後も、そういうふうに聞こえるんですね。どうなんですかそこは。そういうことですか、私がいまいったようなことですか。

納税課長

今委員が言われておりますことも当然、滞納者がいらっちゃって、その滞納者に対しましてうちの方は何らかの催告書を等々出したりして、何とか連絡をとるわけでございますけどもなかなか連絡がとれないという状況の中でこちらとしても最終的な手段として差押えを行っているわけでございます。貴重な自主財源を確保するためにやっております。そのところをご理解していただきたいと思っております。

楡井委員

徴収する姿勢としてはいいんですよ、それはね。しかし法律で決められてですよ、徴収して

はいけない、差押さえてはいけないという金額を今後とも押さえるというふうに言われてるよ  
うに聞こえるんですよ。それぞれそのままやるつもりですか。

納税課長

あくまでも今の件にして申し上げますと、うちのほうは預貯金債権として差押さえたもので  
ございます。そしてその中にたまたま差押さえの禁止財産である児童扶養手当が入っておった  
ということでございます。したがってそのようなことが今後も起きれば当然滞納者と協議  
して、今後の納付計画等々が十分に納得していただければ一部返還、または全額返還というこ  
とも当然行いますし、そのような方法で今後も徴収を行っていきたいというふうに考えており  
ます。

楡井委員

確か、預貯金債権というふうに言われました。そういうこともあるでしょう、しかし私が示  
した事例はですね、その通帳には児童扶養手当しか入ってないんですよ。それ以外のたとえば  
給料が入ってくるとか親の仕送りが入ってくるとかね、そういうものはないんですよ。明確に  
児童扶養手当だけの通帳なんですよ。それを5月に確認してるんですよ。そしてまたやったら、  
本人には連絡とれないからと、本人の携帯電話まで聞いてるでしょ。私は携帯電話は好きじゃ  
ありませんので余りかけなくて皆さん方に迷惑かけることが多いかもしれませんが、普通の  
人は携帯電話常に持っていますよ。そういう連絡の努力をせずに通知書だけで処理するという  
冷たい姿勢がここに表れてると。これは児童扶養手当、生活保護費、その他いろいろ先ほど述  
べられました法律に基づいて、これやった場合法律違反ですよ。裁判にでもなったらどうしま  
す。再度答弁求めます。

納税課長

あくまでも預貯金の債権として差押さえたものでございます。先ほど事例を委員の方から申  
されましたけど、当初、その滞納者の方と話をしておりました。来庁されるというふうなこと  
で、それを待っていましたけどもこられないと、そしてうちの方から催告書等々も出しており  
ますけども、それに対しても何らアクションを起こされないというふうなことで、うちの方も  
通帳は5月に確認はしておりましたけどもその後、そのときに、勤務されておる、2カ所で働  
いておられるということもわかっておりましたのでその中に給与等も入っておられるかもしれ  
ませんし、また5月以降何らかの金銭の動きがあったかもしれないということで預貯金を差押  
さえたわけでございます。ですから、5月以降、2回目の差押さえがあるまではその通帳その  
まま児童扶養手当等々の差押さえ禁止財産が、それだけの口座だということは確認できており  
ませんでしたのでそのようなことで預貯金債権としてあくまでもそういうふうな形で差押さえ  
たわけでございます。

楡井委員

連絡の問題で言えば、市民の側から連絡が来なかったと、そのことは市の皆さん方が法律違  
反をしてもいいという理由にはならんでしょう、それが一つ。それから働いてるから、その通  
帳には入っただろうと、入ったかもしれんと、入ったかもしれないですよ、確かめてない。そ  
して5月の時に、この通帳には児童扶養手当だけしか入りませんというふうの確認できてるわ  
けですよ。ほかに通帳、この方持ってないんですよ。そういう状況の中で今後も預貯金債権と  
いう位置づけのもとに法律違反を繰り返すということを重ねて言われるんですかね。これ、ち  
よっと大変なことになるというふうに思いますよ。

財務部長

今、質問者差押さえの件で述べられておりますが、納税を行う中で差押えするのが仕事では  
ございません。自主納税をしていただきまして、収納していただくのが目的でございます。先  
ほどを申されました不納欠損の分もできるだけ少なくすると、こういうことでの努力をいたし

ております。先ほどから課長が説明しておりますように、預貯金の差押えということで経緯も  
縷々説明をいたしましたけど、5月に差押えさしていただいたときにも、納税相談に来るとい  
うので計画を立ててくるということでそういう約束のもとで、その5月の時点もお返ししてい  
ます。それで連絡もないということで、そのあとの質問者言われますように預貯金の口座そ  
こだけということであればなおさらのこと、給与の振込みとかそういうことも想定されると、  
そういう中で、また不本意でございますけど差押えをさしていただいています。税の公平  
ということの中で不本意でございますけど処分徴収という形をさしていただいとりますのでこ  
の差押えすることによって、そこでまた本人様が窓口に来られて納税相談もできるというこ  
とも期待にしている分もございますので、こういう方法をとらしていただきたいということで  
ございます。扶養手当、そういうものが入るとればその相談の中で一部をお返しするといふこ  
ともさしていただいとりますので御理解お願いしたいと思っております。

楡井委員

今の部長の話を聞いていても、課長の話を聞いていても、懲罰的な徴収方法じゃないかと思  
うんですよ。わかっちゃって徴収するわけですから、そしてそれに抗議に来るとしたら返す  
と、こういうようなやり方はですね、これもう法律違反を確信犯ですこれね。こういうのを確  
信犯と言うんですよ、私、法律用語をよくしりませんが、これは絶対改めてもらわないとい  
けないというふうに思います。徴収するときは事前にね、よくよく相談すると、差押えする  
場合にはね、これは絶対の条件だと思ふんですよ、市の姿勢としてはね。そこを繰り返さな  
いようお願いしたいと強く要望してこの質問を終わります。

委員長

ほかに質疑ありませんか。質疑はないようですから第1款市税から第10款地方特例交付金  
までの質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

休 憩 12:16

再 開 13:15

委員会を再開いたします。次に第11款の地方交付税から第14款使用料及び手数料69ペ  
ージから75ページまでの質疑を許します。まず質疑事項一覧表に記載されております。兼本  
委員に質疑を許します。

兼本委員

69ページ負担金の民生費負担金についてお尋ねいたします。収入未済額は78,540,0  
00というふうにあります。これは保育所の保育料の未納だろうというふうに思っております。  
これはもうこれで金額が出とりますのでこれについていろいろとは言いませんが、午前中  
質問が終わりました差押え云々について論議がありましたが、私はこれはいろんな未収金に  
ついては差押えでもやって、ぜひ回収に努めるべきだというような趣旨で質問をさせていた  
だきます。よく収入未済額があるわけですけど、その前の段階として決算書の中に不納欠損と  
いうのがあります。不納欠損は時効で5年で消滅時効が消滅するから不納欠損にするわけす  
けど、この不納欠損にしない努力として現在児童保育課ですか、では不納欠損をいかに防止す  
るかという形でどのような措置を講じているのか、この点からまずお尋ねいたします。

保育課長

不納欠損につきましては言われます通り5年で消滅時効が完成することから、保育課といた  
しましては納付及び誓約書等による時効の中断に努力しております。しかし保育所を退所後に  
転出、行方不明及び自己破産等により徴収不能なり時効が成立です。この不納欠損については  
時効が成立している80人58世帯をあげております。

兼本委員

収入未済額は、先ほどを言いました給食費でも同じことですけど、先ほど問題になりました

税でも同じようなものですがね、いかにやっぱり不納欠損を抑えるかということが債権だけ残しとって残しとって現年度の徴収率それから過年度分の徴収率ということで残しとくとです、過年度分の徴収率が若干パーセントが下がるから、不納欠損に落とした方がパーセントが上がるという意味では、不納欠損で落とした方がいいのかもしれませんが、いずれにいたしましても、当然支払わなければいけない義務的費用を、5年間支払わないで何もなかったということで時効でおとすということについては、いかなものかというふうに思っております。今私が質問します保育所の費用につきましては、今までいろんな意味で徴収に努力されてきたことだろうと思いますが、今後この滞納額の滞納者について、どのように処置してこの収入未済額のですね金額を下げようとする努力をしてるのか、ありましたらお尋ねいたします。

保育課長

保育料につきましては督促、催告、保育所での面接及び家庭訪問等を行って、平成18年度徴収率96.74%、平成19年度、97.15%、平成20年度、98.10%と、徴収率はアップしてありますが、どうしても悪質な滞納者がおられます。私共は飯塚市保育の実施に関する条例施行規則の一部改正を行いましたので、これからは悪質な滞納者に対しましては、財産の差押さえを行ってきたいと考えております。

兼本委員

条例を改正することによって、債権例えば預金債権とか何とかの調査権限もあるということになる訳ですかね。

保育課長

私が今手元に持ってますけど、飯塚市保育料徴収職員証滞納財産差し押え証という、免許証的なものがあります。これを持っていけば銀行、保険会社へ持っていけば差押えすることができます。

兼本委員

いずれにいたしましても先ほど差押えの点については、一本化したらどうかというような提案をとりました。こういうふうなですね今から先差押え等々の問題があると、一本化をすればより効果が出る、それから先ほどですね同僚議員から差押え禁止債権について預金通帳に入れば預金になるからですね、差押えが禁止債権かどうか分からないから差押えしたというような答弁がございましたけど、一本化することによって、そういうふうなものもある程度把握できるのではなからうかと、片や質問をしながらですねこれが差押え禁止の債権であるかどうかということのチェックまでやれというのはなかなか難しいことかとも思いますけど、差押えのところが一本化することによって、一元化することによって差押え債権が禁止債権かどうかということの把握もできるのではなからうかというような感じもします。そういう意味でもただ差押えすることによって、いろんな徴収をやりますから税債権とかそれから保育料給食費、あとでいろんなものやった時にですね、どれから先にこの差押え債権をどれに先に入れていくかというような形で各課で分捕り合いのような形になるかもしれませんがね、それはそのとととできちっと整理をしてやればできないことかならうかと思っておりますのでね。そういうふうなことをすれば、先ほど同僚議員の方からですね、5月にも押さえたのを10月に押さえたという話ありますけどね、そういうふうなものの解消にもなるのではなからうかという気もします。しかし、言われるように自主納税というのが原則ですからね、なるべく差押えとかなんとかしないでいいようにやっぱり市民の皆さんの納税意欲を高めるということがまず先決です。そのための手段として差押えをすることによって、納税意欲を喚起するというのが1つの差押えの目的でもありますのでね。差押えが究極の目的ではないと思いますが、そういうふうな形の中で、一元化管理をやられた方がいいと思いますのでまた再度、もう1回収入のところで行いますので、1回要望しますがぜひ要望しておきたいと思っております。



委員長

次に楡井議員に質疑を許します。楡井議員。

楡井議員

ページ数でいえば71ページ総務使用料というところで人権啓発センターの利用料のことでお聞きしたいと思います。人権啓発会館、人権啓発センターですか、これ4館、この4館の中に私的団体の事務所、これは存在しませんでしょうか。

人権同和推進課長

同和会館、人権啓発センター4館ございますが私的な団体の事務所は一切ございません。

楡井議員

資料の4ページに、この会館の使用についての減免件数それから金額が資料として提示されておりますけども、金額人数とも非常に大きいというふうに思いますけれども、この大きくなっている減免のこの理由ですね、これを述べていただきたいと思います。

人権同和推進課長

同和会館及び人権啓発センターの条例施行規則第6条の中には、使用料を減免する基準が定められております。その中に市が主催、共催する事業に使用する場合、会館等の設置目的と目的を同じくする団体が利用する場合は、全額免除となっております。その他市長が減免することが適当と認めたときは5割の減免とい基準がございます。現在の会館センターの利用状況は、市が主催あるいは共催する事業の使用、また、施設の設置目的と目的を同じくする団体の利用が多いことから、減免が多くなっているというふうに判断いたしております。利用の件数等ですねお聞きしようと思いましたが、今の説明からするとですね、逆を聞いたほうがいいんじゃないかというふうに思いますので。市の開催ないしは目的を同じとする団体等の利用でないものですね、これがどのくらいの件数あって、その利用料金がどのくらいになっているのかについてお聞きしたいと。

人権同和推進課長

先ほど委員の方から御紹介ありました資料4ページには、それぞれの施設の利用料金等が表であらわしてございます。その中でも使用料をそれで上がっておりますが、使用料を徴収した者につきまして立岩会館では、演劇公演や各種会議等で7回有料の部分がございまして91,256円、伊岐須会館は、二瀬公民館の補助的な形で使われることが多ございましてサークル度がおおいわけでございますが、空手、少林拳、健康ダンス教室などを216回で397,056円穂波人権啓発センターでは、開発の事業説明会、また、同窓会会議等を10回の利用で23,590円。筑穂人権啓発センターでは、営農会議等がございまして7回2,100円以上となっております。

楡井議員

そうすると圧倒的には市の主催、さらには目的を同じくするというところでいえば、同和会や解放同盟等の団体の使用ということになるというふうに思いますがそうでいいですか。

人権同和推進課長

今委員が御説明されましたように、減免措置対象となりました市の主催、共催でまた同市の目的の団体等が使いました件数等が、減免対象との表にもありますが922件でございまして、その他有償の部分が先ほど紹介しました、件数240回という利用の状況で、圧倒的に減免措置対象の事業がほとんどでございます。

楡井議員

これはなかなか大変だと思いますけども、会館使用料の規定がありますよね、その規程どおりにもし料金を徴収したらどのくらいの金額になるものなのか、想像つきますか。推計できますか。

人権同和推進課長

先ほども申しましたが、資料の4ページあると思いますが、その中に減免額という項目がございます。減免額は、本来料金としていただくものを減免した額でございますので、それから申しますとそこにあります全く減免を行わなかった場合といたしましては、使用料の額であります、20年度でございますが、514,002円と減免額、一番下の欄にあります、1,775,571円を足した2,289,573円が本来減免措置をしなければ入る使用料の合計でございます。

委員長

次に、兼本議員に質疑を許します。

兼本議員

73ページの土木使用料住宅使用料についてお尋ねいたします。資料の6ページを見ますと収納率はですね現年度分についてはやっぱりなかなか担当職員の方たちも努力されて、一部の地区を除いてはですね90%以上の収納率で努力をされてると思いますが、何分滞納分についての収納率を見ますと非常に低いようです。景気の低迷というなことも影響してですね、今現在の分は支払ってもなかなか滞納分についてまで手が回らない状況ではなからうかと思いますが、特別にですねこの収納率のパーセンテージを見ますと、潁田地区がその48%だとか53、51とですね、18年からの推移を見ましても非常に収納率のトータルでいきますと非常に低いようですけど、他の地区と比べてですね。何か特別な要因があるのか。今までの徴収体制というのが整っていなかったというようなこともあろうかと思えますけどね、どのようなことでこのようなパーセントに推移してるのか、ご見解をお尋ねいたします。

建築住宅課課長

潁田地区につきましてでございますが、合併前の徴収方法それから担当職員の人数などもございますが、だいたい旧市町ごとに違いがございまして十分な徴収ができていなかったということがございます。それから合併後に訴訟を含めまして徴収業務を統一して強化した関係もございまして、2年目の19年度まではそれなりの効果があったんじゃないかと思っておりますが、20年度の徴収率が下がったということで昨年と比べましても全体的に1.8%それから滞納分にしましても大きなパーセント下がっております。その大きな原因といたしましては、全市的に20年度の滞納分の徴収率が落ちているところを見ますと3年間、平成18年の合併の折にですね。住宅使用料の統一を図っておりますが、その際に使用料が上がる方については激変緩和措置といたしまして3年間の傾斜をかけて使用料を徴収するというような形をとっております。1年ごとに使用料が少しずつ上がっていくという形になるわけですが、それに新築移転につきましても使用料があがりますので5年間の傾斜で使用料を徴収するという形にしております。そのようなことから使用料がふ増えていくことも原因の1つかと思えますが、先ほど諭井委員の言われましたように昨年来の経済不況によります離職や収入の減ということも一部あるのではないかと考えております。潁田地区につきましては、一人当たりの滞納金額がもう高額であるということで一気に徴収することが困難であるために、電話や文書をそれから台帳指示等行っておりまして、夜間指導それから訪問指導等によりまして本人と折衝しまして滞納処理に努めているところでございますが、最終的勧告にも応じない悪質な滞納者につきましても、住宅の明渡し請求訴訟等を行うなど厳正に対応して収納率アップに取り組んでいるところでございます。

兼本議員

住宅については過去からですね悪質なものについては退去を求める訴訟を起こすというような形でかなり厳しい措置で臨んでおられるにもかかわらずですね、やはり状況としてはなかなか好転しないということで大変だろうと思えますけどね、いずれにしても当然支払うべく義務

のあるやつですからいろいろ大変だと思いますけどぜひ努力していただきたいと思うわけです。この市営住宅公営住宅に入る時にですね、入居者が入る時には保証人というのは必要になると思いますけど、保証人の要件という、それから数とかというのはどのようになっておりますか。

建築住宅課課長

連帯保証人を人数としては1名とっております。保証人の要件といたしましては飯塚市内に居住し入居者の債務保証が可能な所得を有する方であること、また市営住宅の入居者でないことなどとなっております。

兼本議員

例えばですね、明け渡し訴訟なんかをやられて退去されたとしますよね、退去されて例えば本人はもう行方不明になったと、行方不明というのはどこにいるのかわかならんと。ところが保証人さんは住宅課で把握できるといったような場合に、保証人に対して例えばこれはもう調べてかけるとかですね。何とかというような法的に催告するというような方法は現状はとられておりますかね。

建築住宅課課長

現在4カ月以上のその滞納者につきましては、保証人に通知を行いまして滞納者や滞納家賃の納付指導ということで依頼をしております。先ほど言われました悪質な滞納者の人に対しましては、市営住宅の使用許可取り消し通知を送付する際に保証人の方へも債務履行要請の通知をしているところございまして、その保証人の方が身内の方とか親兄弟とか、そういう方であればその履行を要請の通知をいたしますので、中には払われる方がいらっしゃるんですけども保証人の方によっては、そういうことに対して無関心といいますか、その本人に聞いてくれというような実情もございまして。

兼本議員

連帯保証人というのは債務者から履行不納の場合には当然再請求されるという責務があるのを承知の上で保証するわけですからね。だから債務者に言ってくれとかいうような話は通らんわけですけど、それはそれとして保証人を例えば保証人にも請求をしようと思えばですね、市営住宅公営住宅の中の人ではもう当然入居されて10年も15年も住んでる方もいらっしゃると思うんですね。はっきり言って中には保証人の方がすでに亡くなってあっちの方に上がられていかっている人もおられるかもわからないですけど、そういうふうな保証人を途中で調査するとかですね、入居のときだけ保証人を立てたらあとは言ったらわるいけど、入居の時の保証人が契約書にあるからいいわと言うようなことと言ってんのか、例えば、何年おきに例えば保証人さんが健在なのか、保証能力があるのかというような調査をされているのかその点はどうでしょう。

建築住宅課課長

保証人に関しましては、更新の義務とかそういうものがございませんが、うちの調査の段階で調査といたしますが保証人さんがもう亡くなられてるとか、もうこっちへいらっしゃらないとかいうことがはっきりしましたら、その時点で入居者の方には言うておりますが全体を改めて調べるといようなことはいたしておりません。

兼本議員

実は私なぜこのような質問をするかといいますと、例えば公営住宅に入りたいという方ですね、保証人がないという方もおられると思うんですね。この方は、当然民間はもう恐らく無理だと思うんですね。経済情勢からいって、公営住宅に入らないともうできないというふうな方、そういう方たちに保証人を立ててくださいというお願いをしたときに、今言われたように市内の居住者とか、公営住宅に入居している方はだめだというような制限があればですね、かなりお年を召した方で健在な方もいらっしゃるからね、そういう方は公営住宅に入りた

くても入れないという非常にどうしていいかわからないというような状態があると思うんですよね。連帯保証人ですから、連帯保証人になる人も、もしも入居者が支払わない時は自分が支払わなければならないという義務が生じるということがわかればですね、なかなか保証人いいですよというようなことにもならないと思うんですよね。そういう人たちの何か救済するようですね、手だてがないかなということで今お尋ねしてるわけですね。民間の住宅についてはですね、都会では保証会社とかですねそれから自治体が保証会社と提携してですね、そして保証するとかですね。公営住宅についても、そういうな保証会社と提携してですね、いわば金銭保証ですからね、そういうものをするとかいうような形を取られている自治体もインターネットで調べたらあるようなんですよね。だから本市としてもですね、そういうふうな保証人がいないしかし、公営住宅に入れてやらないとこの人はもう生活はできないと、というような形の救済をですね方法を検討すべきじゃなからうかと思うんです。とにかく、今、長寿社会になってきてかなりお年寄りの方も長生きする、八十何歳と七十何歳という形になってきましたからね。そういう形の中で、その人たちを高齢者を保護する、公営住宅にも入りやすい方を入れる。それから、例えば高齢者専用の公営住宅建てるときに、せっかくできたけど入りたいという希望をしても、例えば保証人がいないから入れないという方たちをどうするかということが今後大きな問題になってくると思うんですよね。その点をぜひ私は検討してですね、何らかの形で市の方が、例えば保証会社と提携して、1カ月分の保証料ぐらい払っとけば、あと何かあったときはというような形ですとかですね。何かそういうふうな自治体も当然子育て支援も大事ですけど、高齢者も大事ですからね。その人たちを大事にするような措置を講じていただきたいと思うわけですけど。ぜひ検討していただきたいと。現在それについて保証人がいないときにはこういう救済法があるんですよということがあればちょっとお示ししていただきたいと思えますけど。

建築住宅課課長

今議員が言われますように、入居される方の一部ではございますがなかなか保証人になってくれる方がいらっしやらないと、そういうことで入るのに苦労しているという実情ございます。それから先ほど言われておりましたように、所管課といたしましてもその方たちをどうにかできないだろうかということで保証制度といいますか保証会社等をちょっと調査をしてみた訳でございますが、私共が調べるのが不足していたかと思うんですが、現状のところでは不動産会社と大体契約をしている民間のですね、賃貸住宅のみを取り扱っているような会社が多いということで、公共住宅等を取り扱っていないということでございました。今後もその調査研究をしていきたいと考えておりますが、現状を連帯保証人の要件の中で飯塚市内に居住してある方という事が書いてありますけども、うちの救済措置と言いますか身内の方とか、親族の方であれば飯塚市内でないでもいいですよというような措置はとっております。

兼本議員

四国の高松市のですね市営住宅条例で2006年の12月議会です、条例改正がございまして、連帯保証人が必要としてきたのをですね、保証人を免除することが可能だとするような改正案が提案され可決されたというのがあります。どのようなものか中身はよくわかりませんが調べていただいてですね、本市にもそういうようなものを条例改正することによって、そういうふうな救済方法がもしもとれるようでしたらですね、ぜひ検討してください。2006年の12月議会ですからあまり古いやつではありません、四国の高松市市営住宅条例の改正ということで、住宅条例第15条の改正ということでインターネットで調べておりますので、ぜひ参考にお伝えしますので。それがあればですね、いろんな意味で入りたい人が入れるようですねやっぱり措置を行政が作ってやるということもですね1つの大事な要件ですので。家賃取るのも大変ですけど、そういう方法もですねぜひ検討していただいて利用しやすい公営

住宅になるようにですね、ぜひ徴収大変でしょうけど頑張ってやっていただきたいと思います。

楡井議員

今の兼本委員の質問と随分だぶる関係がありますから、そこは外していききたいと思います。資料の6ページ、今開いておられる資料ですけども、平成19年は、穂波とか筑穂とかで滞納分が前年に比べて下がったところもありますけれども、飯塚庄内穎田、ここではその滞納分が19年に比べてかなりの回収率があって、全体としては伸びてるんですね。これで少しは改善の方向に向かったのかなというふうに見えていたんですけども、またこの決算年度になって後退してるという状況があるわけですね。この原因については当年分、現年分についてもこれ前年よりは少しはよくなってるんじゃないかと思うんですけども、前年分よりも下がっていますね。ずっと下がってきてます。こういう状況を見てこの結果、原因、これどんなふう

建築住宅課長

先ほどの答弁と重なるところがあるかと思いますが、徴収率につきましては、合併前からの徴収方法とかがそれぞれの市町村で違いました関係で、合併後訴訟を含めた徴収業務を統一し強化をした関係がございまして、委員が言われますように、2年目ですね18年、19年度まではそれなりの効果が出ていたんじゃないだろうかと思っておりますが、20年度で徴収率が下がった原因といたしましては、先ほどもちょっと答弁をいたしましたけども、合併時の住宅使用料の統一を図った際に使用料が上がる方が出てきたということで、激変緩和措置といたしまして3年間の傾斜をつけまして使用料を段階的にとっていくという方法をとっております。それから住宅の新築の際には移転におきまして使用料が上がりますので、これにつきましても5年間の傾斜家賃も採用しているということで6年目に本来家賃になるような形をとっております。そのようなことから使用料が増えていくことに対しましても原因の1つかと思われま

楡井議員

滞納にしても、現年の徴収にしても、現年の徴収はどこの地区でも同じということになるかもしれませんが、滞納の克服についてはやっぱり個別の対策が、全体の対策と同時に個別の対策が必要なんじゃないかというふうに思うんですけども、個別の対策を打つためにもその地域地域にどの位の滞納件数があるものなのか、これをはっきりさせて取り組まなければならないというふうに思うんですね。それで、滞納の問題について特に全体の滞納をずっとどれこれということにならなくてもいいと思うんですよ。例えば一番悪い穎田なら穎田を経験を作っ

建築住宅課長

その改善方法といいますか個別の対策ということにつきましては、滞納金額が高額な方につきましては、一気に徴収するということが困難でございますので、現年度分に滞納分を上乗せして徴収する等わずかながらではあります

れから個別に後は電話や文書等による台帳指示を行ったり、夜間指導、訪問指導とか夜間徴収ですね、そういうものによりまして本人と折衝して滞納処理に努めているところでございますが、先ほども言いましたように最終勧告にも応じない悪質な滞納者につきましては、公平性の意味からも明渡し請求訴訟を行うなど厳正に対応して、収納率アップに取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

榆井議員

しかし今お聞きしたところでは、個別に取り組むというようなことではなくて依然として一般的な対策のような気がします。ものすごくたくさん一番滞納を持っている人のところをですね、重点的に話し合いをして一挙に解決するというようなその策を作って、その経験で他のところも進めていくと、進めていくというような方法も考えるべきじゃないかなというふうに思います。今市営住宅は建てかえられて転居して今政策家賃というのが取られているというふうに思うんですけども、そろそろその期限が来るんじゃないかというふうに思われます。そうなってくると家賃が使用料が高くなる。その関係でまた収納率が落ちると、というような状況の心配も若干されているように思いますけれども、そういうような団地が幾つ団地があって何所帯あるのか、その対策をどう考えておられるのか、この点についてお聞きして、質問は終わります。

建築住宅課長

今委員の質問にあります市住を建てかえたところが何団地、所帯数で幾つかということですが7団地369世帯でございます。それでこのような団地につきてきましてその対策はどうするのかということでございますが、建てかえで入居された所帯の納付状況といいますかかなり現在新築の分でも滞納が増えておる状況がありますので、納付状況まず早期にチェックをいたしまして高額滞納にならないように、対応していきたいということで考えております。

委員長

続けて榆井委員に質疑を許します。

榆井議員

ごみ袋の販売問題なんですけど、これは昨日お聞きした点とだぶる点もありますから1点だけお願いしたいと思います。この販売量の資料によりまして、資料の8ページだと思うんですけども、平成19年度は、金額を18年と比べた場合金額では90.6%に落ちています。10%余りですね。それからごみ袋の販売量も9%ぐらい落ちてきています。この関係は昨日お聞きしたところによると、ごみの搬入量というんですか、これの低下を表してるんじゃないかというふうに言われているんですが、この平成20年度は、18年度に比べて94%金額で94%つまり、平成19年度よりはごみの減る率が少なくなってきたんじゃないかと、つまりごみは増えてきてるんじゃないかというふうに思うんですね。そしてごみ袋の販売量でも95%に落ちてきているということが今言ったようなことになるというふうに思います。つまり、ごみがずうっとこう暫減傾向というふうに言われてるんですけども、20年度の指数によれば、減り具合が下がってきてるよう思うんですよ。そういうふうな見方でいいのか、どうかもしそういうことでいいということであれば、そのごみの量が若干増えてきてるという状況についてですね、どういう原因が考えられるのかについて、お聞きしたいと思います。

環境施設課長

ごみ販売手数料後の実績でございますが、8ページでございます。質問者ご指摘の通りごみ袋の販売については18年度ベースにいたしまして19年度では9.4%それから20年につきましては、金額につきましては18年度ベースで90.6%、20年度ベースでは94.9%それから売り上げに枚数につきましても91.6%、95.0%という形になっております。これにつきましては基本的には平成18年度に1市4町の統一的なごみ袋を切り替えております。

その中で実際に販売店等々の在庫確保の中で売り上げがでてきたと、それが19年度、20年度につきましては、通常に戻ったというふうに考えております。それからもう1点、若干19年度、20年度下がってきておりますが、昨日もお話しておりますが、近年のリサイクルの意識の高まり、それから人口の減少、それから景気低迷によりますごみの減少が今実際に起こってるんじゃないかというふうに考えております。

榆井議員

今、減少と言われましたが、私が指摘してお聞きしているのは、ごみが19年度に比べてこの数字から見ればごみが若干増えてきているんじゃないかとお聞きしているんですよ。これは間違いですかね。

環境施設課長

平成18年度のごみ袋の売り払い収入ですね、それから売り払い量につきましては、平成18年度に1市4町統一いたしました。その関係で、販売店等々につきましても、基本的に13カ月分売れたと、それが平成19年度につきましては通常に戻ったということでございます。そういう形の中で、数字的にはそういうふうに比率が下がったというふうになっておりますが、これによりましてごみが増えたということにはならないと。と申しますのも、昨日お話ししましたようにごみの推移を104ページにも掲げておりますが、19年度につきましては前年度比2.8%それから20年度につきましては前年度比1.4%の減というふうになっております。

委員長

次に田中裕二委員に質疑を許します。

田中裕二議員

通告をしておりましたごみ処理手数料につきましては、また別の機会に質問させていただきたいと思っておりますので取り下げさせていただきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、第11款地方交付税から第14款使用料及び手数料までの質疑を終結いたします。次に第15款国庫支出金から第22款市債、75ページから102ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております兼本委員に質疑を許します。

兼本委員

89ページの財産売払収入、不動産売払収入についてお尋ねいたします。市有地を財政に充てるためにということで売払いがあってるわけですけど、この20年度の土地売払収入はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

管財課長

平成20年度の土地売払収入金額ですが、全部で199,024,304円となっております。

兼本委員

199,000,000円、約200,000,000円に近い不動産を売り払って、財産が減るわけですけど、金銭を入れているということになっておりますが、この土地売払については普通財産においては管財課のほうで売払いの手続をやってるわけですが、この売払いの方法について競争入札あるいは隣接者に払い下げというような方法があるわけですけど、もう一度整理のために売払いの方法についてお尋ねいたします。

管財課長

土地の売払いの方法でございますが、原則的には一般競争入札で入札を行っております。一般競争入札に適さないもの、例えば一般競争入札に付しても入札者がなかったもの、価格を公示して購入希望者に売却しているもの、それから、先ほど言われました隣接者に払下げを行う

もの、それから貸付地の払下げを行うもの、または公共工事の代替地として売却しているもの、それから政策的に企業誘致のために分譲地等については随意契約による売却を行っております。

兼本委員

これは市民に対しての周知方法としては、どのような方を取られてますか。

管財課長

まず一般競争につきましては、公告で周知を行うとともに市報への掲載、それからインターネットのホームページ開設及びチラシを関係機関に配布いたしております。その関係機関と申しますのが、各支所、各公民館、それから不動産協会、土地家屋調査士会、司法書士会等でございますが、そこに配布し、原則2週間以上の公募期間を設定して入札を実施いたしております。

兼本委員

委員長、ちょっと本来の趣旨から外れるかも分かりませんが、ご容赦をいただきまして進めさせていただきます。今、市民への周知、土地売払いの方法についてお尋ねいたしましたが、先般、ダイヤ機械跡地の売買が終了したというような報告があってございましたが、このダイヤ機械の売買については周知の方法は、私は確かインターネットで企業誘致に適したところがありますよというようなことがインターネットの市報に載っていました。いや、市報じゃない、インターネットに載っていました。今あなたのほうでいいますと、いろんな市民への周知はる言われたわけですけど、このダイヤ機械跡地の不動産については今管財課長が言われたような方法で市民に周知されたわけでしょうか。

企業誘致推進室長

ダイヤ機械跡地の企業誘致につきましては、いわゆる市外の企業を誘致し、新たな雇用と地域の活性化、さらには定住化の促進に寄与することをねらいとしており、工場団地等の譲渡は、より広い範囲の事業者にも周知するため、通常県の広報媒体やホームページ等で広報しております。市報にはしておりませんが、直近での状況ですが、平成5年3月にリサーチパーク、それから同年の11月に津島工業団地が完成しましたが、いずれも市報ではなくパンフレット等での紹介で行っております。

兼本委員

津島工業団地、それからリサーチパーク、これは長くから飯塚市の土地だったんですね。リサーチパークについては九工大と提携しながらやろうというような形の中でやりまして、そして津島工業団地は、室長は御存じないかもしれませんが、早くから下積みで売買交渉重ねながらやっていったというような経緯のもとでやった土地なんです。ご承知のとおり津島工業団地の工場なんかはスズキというような納車センターが来たという形の中で、そこにはそのような中で、例えば工業用水を引くとかいうような手当てもしながらやった土地なんです。ダイヤ機械の土地というのは、三菱からいただいた土地なんですよ。いただいた土地で鉱害とか何とかは知りませんが、もらった土地で確か三菱からもらって、これ何ヶ月で売買したような形になっておりますかね。

企業誘致推進室長

このダイヤ機械跡地につきましては、平成20年8月にダイヤ機械から寄付採納の申し出がございまして、その後諸々の手続を終えまして20年12月に無償譲渡の締結を行っております。その後3月に企業誘致推進室のほうに所管換えが行われまして、そして企業誘致推進室のほうで売買価格についての財産審議会の諮問をいたしまして、5月に答申を受けまして、そして6月にホームページで紹介をして、7月には土地の譲渡申込みがあったというようなことでございます。そして7月末に売買契約を締結いたしております。

兼本委員



市のほうが土地所有権移転登記をされまして、企業誘致という形であったとしても、普通財産であればあなたが一番最初に、売払いの方法については一般競争入札が原則、一般入札で誰も入札者がいない場合は価格を公示した購入希望者に売却、それから政策的に企業誘致のための分譲等については随意契約と、全然違うわけなんですよ。入札と随意契約とね。市の普通財産にいったんもらったやつを所管換えをしてやったということですので、所管の財産にしたと。所管の財産にすれば当然、あなたも先ほど言いましたように、企業誘致のための分譲等については随意契約でやられると。そういうことの手順なんですよ。間違いないでしょ。今一般的に入札というのは全体の入札、工事案件ですけど、いろんな工事案件、それから委託関係にしても同じことなんですけど、なるべく随意契約はやめて入札でいきましょうやと。そっちのほうが透明性がありますよと。そして価格についてもきちっとしたものが出るんじゃないですかというような形で言ってるわけですよ。この土地については、普通財産でわざわざいただいたものをわざわざ所管換えしてそして随意契約で売ったと。それももらって、12月にもらって、それから確か6月か7月の売買ですよ。だからそのような中で企業誘致推進室からいうと、これはうちのほうが売るとやから所管換えしてもらったのは当然ですよという理屈が成り立つかもしれませんが、我々からするとわざわざ普通財産でもらったやつを一般競争入札にかければいいのに、そして企業誘致に向く土地ですよということで一般競争入札にかければいいのに、わざわざ所管換えをしてそして普通財産からそっちに換えて、随意契約でやった。何かそこにですね、見えざる意図があるのではなからうかというような気がしてならないんですよ、と私は思うんです。他の議員さんはそんなことを思わないかも分らんけど、私はそう思うんですよ。だからどうもそここのところは、いまいち納得できないなあというようなところで、思うわけです。だから普通財産の売払いの公明正大に売り払ってるやつと企業誘致に適してるから売るやつは随意でやりますよというやつとどうもおかしいと。もう一点、また併せてお聞きしますが、この土地についてはいただくときには何ら問題のない土地ですよという形で委員会に説明がございましたよね。売るときには、あの価格を設定したときには、鑑定士さんに価格を設定してもらったら、土地の土壌改良ですか。そんなんをしたから引くとか何をやるから引ととかいうような形の中で、例えば何千万円の土地が何分の1ぐらいの価格になるようなということで説明を受けたんですけど、すいませんけどもう一度その点を教えてください。

#### 企業誘致推進室長

まず初めに、なぜ企業誘致の方かということでございますけども、ダイヤ機械跡地につきましてはいわゆるダイヤ機械が工場を建てていたということで土地の用途の指定が工業地域というふうになっております。従いまして市のほうといたしましても、工業用地ということでその用途指定を生かして企業誘致をしていこうというようなところから、企業誘致推進室のほうで所管して売買を進めてまいったというようなことでございます。そして売買価格の算定方法でございますけども、今回譲渡しました土地につきましては工場跡地敷地の一部でございますけども、その算定につきましては不動産鑑定評価意見書によるもので、内容としましては平地部分の標準価格及び法面価格に鉛が検出されたことに対する環境面での心理的嫌悪感から生ずる減価要因、スティグマなどを考慮して得られた価格、これから建物の解体撤去費用相当額を差引き、その残存価格を加えて算出された価格14,660,000円ですけども、この金額の答申を財産管理審議会から得ましてその額に分筆測量費等の事務費を加算し、合計14,960,960円で企業誘致推進会議に諮りまして、そこで譲渡することを決定していただいたものでございます。

#### 兼本委員

工場が建ったから工場用地として売するためにしたと。いろいろですね、やっぱりちゃんと売するために理屈とつけとかんと売れんからですね。後で聞いたらちゃんと答弁のできる理

屈はついてますよ、きちっと。今、工事跡地の面積は確か8,000いくらかの平米数だったと思うんですけど、固定資産の評価額は、これ今、売買価格は14,900,000円、約15,000,000円ですよ。固定資産の評価額はこれいくらになっておりました。いいです、分からなかったら。かなり固定資産の評価額は高かったと思うんですよ。ちょっと覚えておりませんがかなり高かったと思うんですよ。金額にしたら相当この15,000,000円というのはかなり安い金額だというふうに思います。いずれにいたしましてもね、何か平坦部と法面に鉛が出たというのは、これはあれでしょう、鉛が出ていたから土壤改良したんですか。それとも土壤改良した後にまた鉛が出たんですか。どっちですかね。

管財課長

土壤改良前に鉛が出ております。その後土壤改良を行っております。

兼本委員

だからですね、だから土壤改良をしたから、その、例えば売買するときに仲介業者が重要物件説明事項といって、この土地には、鉛が出た土地ですから土壤改良しましたよとかいうようなことを書かないとですね、売買契約が無効になるというようなことはこれはあるんですよ。だけど今聞きますと、そういうものが出たから鑑定意見では原価は下がったと、それから建物の解体撤去費用を差し引いたから下がったというようなことの説明がありましたよね。建物の解体費用というのは鑑定士さんはいくらとみていたんですか。

企業誘致推進室長

建物の解体撤去費用相当額は77,200,000円でございます。

兼本委員

いいですか。解体解体費用が77,200,000円ですよ。それを単純にさっきの15,000,000円と足したら、この土地が90,000,000円、100,000,000円以上はする土地というような形になるわけですよ。反対から計算していくとね。解体費用が77,200,000円という形でうちも前例としてあそこの市民プールを売却するとき当然解体して売ったほうが安く上がるのか、そのままの現況を有して売ったほうがいいのかということの審議があって、現況を有して解体しないで売ったという事例はあります。しかしあそこはきれいに取り壊してしまって、4月に更地になりましたからね。だからそうするとですね、我々一般市民も解体するためにやっぱりお金かかるからなあという形の中で77,200,000円でも、それが高いか安いかわかりませんが、しょうがないなという感じはするわけなんですよ。ところが今回現状の建物はもうご存知のとおり、建物の裏のほうは壊しとりますけど、道路に面した所は残るとるわけなんですよ。だから全部壊してないんですよ。だから全部壊してないのに77,200,000円を引く必要があるのか。例えば、半分しか壊してなかったら半分の35,000,000円とはいわんけど、40,000,000円ぐらい引いて30,000,000円ぐらい戻してもらわないといけないんじゃないだろうかというような気もするんですけどね、その点についてはどのようなご見解ですか。

企業誘致推進室長

売買契約をする際には、その建物につきましてはどうだと、いわゆる建物を解体しなければならぬといったような条文を付けておりませんが、建築後40年から60年を経過した、老朽化した建物でございますし、市としましては、基本的には解体を想定をしたものでございますけども、一部使用するかしらないかというようなことは相手方の選択によるものとしておりました。しかしながら質問委員さんの言われるとおり、そのような疑義があるかと思いましたので、10月5日に再度顧問弁護士のほうにも確認いたしましたところ、解体するか、修理して利用するかは相手方の自由であり、価格に影響を与えるものではないというご意見をいただいております。

## 兼本委員

40年も50年も経って老朽化した建物というご答弁がありましたけど、40年も50年も経って吹けば飛ぶような建物であれば77,000,000円の解体費用は私は要らないと思うんですよ。77,000,000円の解体費用が要するという建物は私はある程度堅固な建物ではなからうかと思うんですよ、と思うんですよ。それだけ建物は古ければ、そんなに費用はかからないと思うんですよ。あれは鉄骨ですからね。かなり何十年経ってもきれいな建物だろうと思うんですよ。今、解体条件付きじゃないということでしたけどね。これは我々も売却するときに例えばチェックを何も入れてないから、ちょっとここで指摘するのはなかなか難しいんですけど、大体そういうふうな一億何千万もするような土地を14,000,000円で売るときには事前に売買契約書とか出して、こういう条件でいいかというような形のものを契約前に出してもらわないと分かんですよ。そういう77,000,000円も解体費用がかかるんだったら、やっぱり解体を条件にすべきですよ、特約事項で。解体しないときには売買契約を解除するとか。今よく住宅で買戻し付き売買というのがありますよね。ご存知かどうか知りませんが。例えば家を建てるために売るときに5年以内に家を建てなかったら買戻しますよというような契約を買戻し付きの売買というのがありますよ。今飯塚市も、もうそういう売却の方法で売られてあることを知ってるというのはおそらく副市長か部長さんの何人がぐらいしかご存知ないと思いますけど、昔飯塚もそういう形で買戻し付き売買というものをやりました。だから、この分について77,200,000円の解体費用を引くのであれば、当然私は解体を条件とした売買契約を結ぶべきだと思うんですよ。それを結んでなくてやれば、私が言う前に今弁護士に聞いたというから、私はこれは不当利得じゃないかと思うんで、またおそらく不当利得ということに聞きに行ったんだろうと思いますけど、不当利得じゃないかと思うんですよ。不法な行為で利益を得たという買主さんは建物が建つとる、立派な堅固な鉄骨の建物が建つとる、壊すか壊さんかは買ってしまったら自由だと、そんな理屈はですね一般的に私は通らんと思いますよ。じゃあ77,200,000円は、もしも解体するときやったら77,200,000円は戻しましょうと。そのまま使うんだったら解体にかかった費用だけ請求してください。そのぶんを支払いましょうというぐらいの方法で売買しても、私は問題なかったんじゃないかと思うんですよ。だから今言われる工場が建ってる土地だからその所管換えをして随意契約でやったと。まず随意契約でやったということについて第1の疑問があるんですよ。市長いいですか。それから次に、77,200,000円を引くとか、前に鉛が出てて土壤改良したからそれをまた引くとかですね、これにも疑問があるんですよ。実質15,000,000円で売ったと。確か一人か二人、雇用の創出ができたということでしたけどね。だけど、私が考えるのは、こういうふうな、いくらただでもらった土地だからですね、10,000,000円でも15,000,000円でも入ったら得やないかという考え方も確かにあるかもしれません。しかしせっかく市がもらった不動産を売却するのであれば、いいですか、管財は20年だけで約2億の収入を得てるんですよ、2億の収入を。あなたのところに行ったら、1億以上の土地を15,000,000円で売ってしまったと。これは私どもにしたらおかしいなと思うのが、これは皆さんで聞きよって、あなたの答弁がなるほどという答弁が、私が質問してるのをうんそうじゃないかなという答弁が、私がアンケートを取ったら多分私のほうが勝つと思いますよ。まだアンケート取らなくてもいいですけどね。いずれにしても、おかしいですよ。だからこれは、77,200,000円はもしも顧問弁護士さんがそれはいいですよと言っても、この売買が売買契約は適切であるかどうかということ私はこれ争うことはするかせんか分かりませんが、いま色んなところで色んな話が出ていますよ。あの土地をたった15,000,000円で飯塚市は売ったのかと、誰に売ったのかと。ただでやったようなもんやねという話が出てるんですよ、本当に。だからいずれにしましても、やっぱり今さら売買契約書を元に戻

すわけはいかんし、どうもできんけど、我々としてはこれはよう売ってくれて15,000,000円儲けていただいてありがとうという気持ちになれないんですよ。なれないんですよ。だから今さらですね、これを弁護士も相談しましたとって最後の奥の手で弁護士に相談しましたからと来るからですね。あとは今度違う弁護士で訴訟するしかないんですけどね。いずれにしてもまず随意契約にしたということですよ。だから今後ですね、今後ですよ、もしもこういうふうな経緯があったとしてもですね、例えば、工業用地に適する土地だから随意契約というのはもう絶対やめてもらいたい。やっぱり不動産の、普通財産の売却と同じように一般競争入札でやってもらいたいですよ。誰が見ても公平な価格というような形で、一般競争入札でやってもらいたい。それから広告にしても普通財産と同じように誰もが目に届くような形で広告をしてもらいたい。当然県のほうに載せるのも適当ですけど、飯塚市民の人たちが見えるような周知方をやってもらいたい。ぜひそういう形をやって、そして後々あなた達もあなたがたのポケットにお金が入ったわけじゃないでしょう。それを我々からとやかく言われてからいやな思いをするよりも、公明正大に売って、あと何と言われても、なんか私がやり損なったことありますかぐらいの気持ちで売するような体制で臨んでもらいたいと思いますよね。これはいずれにしても、まだ我々も調べてみてどこかに盲点があるようでしたらまだやらないかんと思っておりますけど。いずれにしても問題点だけ指摘して、それから今後のやり方も指摘しときますので、ぜひ問題はもう問題点で、あなたのところは弁護士まで行って大丈夫と、こう肩に力がどうも入ってるようにありますけど、今要望した、随意契約はやめてもらいたい。一般競争入札にしてもらいたい。それから周知の方法もきちっとした、普通財産と同じようにやってもらいたいということについては答弁もらいたいと思いますが、どうですか。

企業誘致推進室長

広報の関係でございますけども、確かにこれまで工業団地につきましては、県とかホームページとかいわゆる市外向けのものでしてございましたけども、ご指摘がございましたように市内企業のかたにとってもこういった情報は有益な情報収集の手段となりますので、今後一般競争入札のように何月何日からというような期限の設定をしておりませんので、どの時期にどのような表現で市報に記載するのがいいか、関係各課とも協議をいたしまして検討してまいりたいと思います。それからダイヤ機械の残りの土地がございまして、この土地につきましては一般競争入札でというようなことでございますが、これにつきましてはちょっと私の方で即答できませんのでまた検討させていただきたいと思っております。

委員長

これは不動産売払い収入全般について今後のことを言っているんで、総務部長か市長だと思うんですけども。

総務部長

質問者言われます、当初管財課のほうでこの土地をお引き受けいたしました。総務委員会のほうでもご報告いたしまして、あの土地につきましては工業用地というところですから、企業誘致予定地として処分し、残りの土地一部については管財課のほうで一般競争入札というような形のご説明をさせていただいたと思っております。確かに解体費の問題で今言われておりますけども、当初私ども、この建物はアスベストもございまして、建築部局では1億を超えるような解体費になるのではないかなというような当初の話もございました。そうした中で鑑定士において意見をとって処分をしたわけでございます、企業誘致予定地として。今の質問者の言われますようなご意見もございまして、今後そういった面に関しましては企業誘致の推進の部局とも話をしながら、適切な形で誤解のないように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

兼本委員

アスベストは今、飯塚シュガー何とかという本町のおそこが近畿大学とやってるように、アスベストは今上からかけてまけばアスベストは散らない、分散しないといひますかね、そういうような方法で、アスベストであっても今防御できるようなやつが技術が向上してあるらしいんですよ。だからアスベストがあるということであれば人体に影響があるから当然壊さないかんということを出たのかもしれないけど。いずれにしても、何回も同じようなこと言ひますけど、議会在がやっぱり、ああよく行政やってもらってるというような感覚になるようなやっぱり運用をやってもらわんと。何かそこに随意でやった、それから何を引いた、そして建物は残るとる、それならどうするかというようなことの後々無いようにするためということ言ってるんですからね。だから工業用地に適してる、市外が対象やからというようなこと言ってるけど、市内でどうしてもほしいということがあったら売却ですからね。要は売却して雇用が、そこで小さい工場を大きくするためにその土地がほしいと、そしてそのために雇用を10人雇ひますと。市外の人ひ来るけど2人しか雇ひませんとひったら、どっちを雇うかといひたら、私は市内でも10人雇うほうに売ったほうがいいと思ひますよ。だからそんなあまり杓子定規にならなくてやればできると思ひますよ。だからそういう形の中で一応いろいろと今後またいろいろ話があるかも分かりませんが、私は露払いの意味で質問させていだきましたので、大変決算とはちょっと離れたところでご迷惑かけて申し訳ありませんでした。終わります。ありがとうございます。

委員長

次に岡部委員、委員の質疑は取り下げる旨の報告があつておりますので、楡井委員お願ひ致します。取り下げないんですか。

岡部議員

熱心な答弁の後で水を注すよう申しわけないですけど、この産炭地域振興基金の問題については私の方はこれ県の持分の中から出されたのか、市の配分金の中から出されたかという単純な質問をしようと思ひたんですけど、中身がわかりましたので質問は取り下げさせていただきます。

委員長

楡井委員に質疑を許します。

楡井議員

決算書の97ページですかね、児童クラブ利用料雑入のところを2、3点質問させていただきます。利用料収入ですね、これは今3,000円ですから1,800人というふうな、資料が出ておりますので単純に計算すれば出てくるのじゃないかと思ひますが、資料にあるとおり52,000,000ぐらいでしたかというような収入になるというふうに見ていいんでしょうか。

児童育成課長

そのとおりです。

楡井議員

そうするとこれは利用者の方からいただいているわけですかども、市として、この利用児童生徒一人当たり今どのくらいぐらいお金をかけているのか、について分かったら教えてください。

児童育成課長

一人当たり年額で平成18年度が約130,000円、19年度では約135,000円、20年度でも同じく135,000円となっております。

楡井議員

そうすると1人から5,400,000ぐらいになるんでしたかね。それにまたして10ちょっと違いますね。一人当たり135,000円、これが19年、20年ということでありますね。

それで資料で見て10ページの資料をみせていただきますと、年々障がい児の方が、増えていっているような状況になってるんですよ。これで障がい児の方達には指導員の配置を厚くしなければならぬというふうには思うんですけども、何かそういう基準があるんでしょうか、それでその基準に沿った配置になっているのか、またこの基準が全くないということであれば、指導員の配置がどうなっているのか、について説明していただけますか。

児童育成課長

児童クラブにおけます障がい児の受け入れにつきましては、平成20年度では22の児童クラブで35名の受け入れを行っております。配置につきましては程度にもよりますが、おおむね障がい児の方2名に対して1名の指導員を配置いたしており、それにより18人の指導員の加配を行っております。

楡井議員

なかなか手厚い配置じゃないかというふうに思いますが、この18人の方達が、担当も2人だけをということではないんでしょうからですね、それなりに頑張ってもらっているんじゃないかというふうに思いますけども、この指導員といいますか補充されている指導員の方達の身分は民間に運営を任されておりますので、わからないかもしれませんが、もしわかれば教えていただきたいんですが、この指導員の身分、身分の保障といいますか、そういうやつはどうなっておりますか。

児童育成課長

身分につきましては、NPO法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会の雇用の児童クラブの指導員となっており、給与で言いますと主任指導員が月給、他の指導員が日給月給となっております。筑穂地区の上穂波及び大分児童クラブにつきましては、飯塚市社会福祉協議会の雇用の指導員となっており、給与につきましては主任指導員、指導員が月給、臨時指導員は時間給となっております。

楡井議員

最後にさせていただきたいんですが、全体として利用者が障がい児方たちの利用もふえてるんですけど、この制度を利用する児童生徒も増えていっている、そういう状況の中で障がい者の方たちの比率もこう上がってきているという関係あると思うんですよ。そういう意味でこの生徒、単にこれが生徒数の増加がそういうことになっているというふうにも思えないわけですね。それで、生徒数全体が増えていって、利用者、障がい者の方達が増えていっているというのは、分からないわけでもないんですけども、必ずしもそうではないんじゃないかというふうにも思われますので、その関係がもしわかれば説明していただきたいと思います。

児童育成課長

児童クラブの入所児童数は年々増加傾向にあり、平成18年度から20年度で見ますと、195人、12.1%の増加となっております。小学校での児童数は今、年々減少傾向にありますけど、児童クラブの利用者はだんだん増えていると。現在、平成20年度で小学校の児童数に対する入所率は25.99%となっております。利用者の増加している原因といたしましては、社会情勢の変化に伴う核家族化の進行や、経済状況の悪化に伴う共働き家庭の増加により、児童クラブの入所児童が増加しているものと考えられます。

楡井議員

児童数の比率が、利用者の比率が上がっている。現在26%ということであれば、全児童の4分の1を超えているわけですけども、他に経済状態の問題だけではなくて、やはり保護者の方達にとってみれば、安心という側面も、かなり比重も大きいんじゃないかというふうに思うんですよ。ただ、ここを利用するためにはその親御さんたちが働いて、まあ保育所と同じような条件があると思うんですけども、そういう意味では安心という側面もあるというふうに思う

んでですね、この制度のですね、制度といいますか、事業の一層のこの充実が求められているのではないかと思いますので、ご奮闘のほどお願いしたいという要請をして終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、第11款体地方交付税から第14款使用料及び手数料までの質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

休憩 14:41

再開 14:52

委員会を再開いたします。総括質疑に入ります。一般会計全般についての総括質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています榎井委員に質疑を許します。

榎井委員

それでは歳入に関する関係の質問をそこに書いてあるような方向で質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。まず初めにこの平成20年度の収支が形式収支で1,674,000,000円の黒字、実質で、実質収支で850,000,000円の黒字ということになっております。この成果説明書の3ページ等に乗っていると思うんですけども、これはどういう結果でこういうふうになったのかを、分かり易くちょっと説明していただきたいというふうに思います。

財政課長

ご質問の指数の関係につきまして、お配りしております成果説明書、こちらの93ページに今からご質問していただく内容の指数が並べてありますので、できればそちらの表をご覧くださいながら説明させていただきたいと思います。93ページ、数値につきましてはこちらの数値でご説明させていただいてよろしいでしょうか。それではご説明させていただきます。この表は普通会計の財政指数の10年間の推移を取りまとめた数値でございます。ご質問いただきました実質単年度収につきましては、上から10項目目に記載いたしております。普通会計でございますと平成20年度は710,660,000円の赤字ということになっております。この数値は先ほど言われました形式収支から翌年度の繰越財源を除きまして実質収支、単年度収支というふうに計算してありまして、その単年度収支に積立金繰上償還金を加えまして財政調整基金の取り崩し額を除いた数値が実質単年度収支というふうになっております。前年度に比べて改善されておりますがこれは対前年度でやはり歳入歳出が影響しありまして歳入が前年度に比べまして1,029,000,000円ほど増加いたしております。それに対しまして歳出は7,000,000円ほど減少した形になっておりますので、こういうことで数値が改善されたというふうになっております。歳入が増加した主な要因といたしましては、地方交付税が460,000,000円増加いたしております、これは普通交付税の需要額で保健衛生費等の単位費用が増加しておりますし、地域雇用創出推進費これの新設などによりまして、増加したことなどによるものがございます。歳出面では扶助費や公債費などが増加いたしましたが、職員数の減などによりまして人件費760,000,000円、住宅建設事業の減少によりまして投資的経費が、625,000,000円、減少し前年度よりわずかな減少にとどまったことが主な要因となっております。

榎井委員

そうすると、単年度では710,000,000円ほどの赤字だったけども、トータルといいますかこれまでの差し引きで、850,000,000円の黒字というような理解でいいんですかね。

財政課長

今、800,000,000の数字はどちらからですか。

楡井委員

実質収支が800,000,000円ということで先ほど言いました成果説明書の3ページに載ってるんじゃないかなかったですかね。

財政課長

そちら数値は、この表にも書いておりますが実質収支といいまして、実質単年度収支の5項目上くらいのこの数値の一般会計の数値が黒字という形で表されている数値でございます。

楡井委員

それから次に、財政力指数という数字がこの3年ぐらいわずかですけれども向上しているんじゃないか、改善の方向というんですか、よい方向へ進んでると思うんですよね。これについてはどういう原因、要因があるのかについて説明していただきたいと思います。

財政課長

お尋ねの財政力指数につきましては同じ93ページの表の真ん中ほどに財政力指数3ヶ年平均という項目で表示をさせていただいております。この数値につきましては地方交付税の規定によりまして、算定されました基準財政収入額を基準財政需要額で割った数字、除した数値の3ヶ年平均値でございます。当該団体の財政力を示す指数として用いられております。前年度に比べまして0.009ポイント、わずかでございますが向上しております。この原因につきましては、この数値が3ヶ年の平均値でございますので、単年度の指数で見ますと、17年度から18年度にかけて0.017ポイント、単年度の数値はこちらに記載はありませんが、上昇しております。18年から19年度で0.02ポイント上昇したことが、今回のその3ヶ年平均の数値の上昇に影響をしております。この2ヶ年のですね、上昇の理由につきましては、税制改正等によりまして、普通交付税の基準財政収入額が増加したこと、これは分子の方が、上の方が、数値が上がっておりますので上昇ということになります。それと需要額で申しますと産炭地域開発の就労事業これにかかります地方負担額が減っております。基準財政需要額、分母の方が減ったことによりまして数値が上がったというふうに分析をしております。

楡井委員

そうするとこの財政力指数の向上も中身を見れば必ずしも税収が増えて自主財源が増えた、したがって財政力指数があがったというふうには見えないんですかね、そういうふうに理解するわけいかなのですか。

財政課長

普通交付税の算定上の数値でございますが、財政力が若干上がったというふうに考えてよろしいかと思えます。

楡井議員

素人的に考えたら要るお金と市独自から入ってくるお金、その比率がこの財政力指数だというふうに考えていたんですけれども、そうなってくると、使うお金も減った、市の財政、市の独自自主財源というのがこの間こう減ってきてるという関係から見れば、財政力指数というのは悪くなくてもしかるべきじゃないかなというふうに思ってたんですけれども、そうではないというような説明だと思えるんですよね。それで先に進まさせていただきますと、経常収支比率というのが、ずっと悪化してきているこの原因についても説明していただけますか。

財政課長

経常収支比率につきましてはこの表の下から7項目に記載させていただいております。地方公共団体の財政の弾力性を示す指数として用いられておりまして、経常的に収入することができる一般財源、これに対する人件費、扶助費、公債費、物件費、補助費等の経常的な経費に充てる一般財源の割合を示す数値でございます。前年度の101.1%より0.3ポイント悪化して



おります。これは職員数の減少などによりまして、人件費が減少して1.7ポイント、人件費に関しては1.7ポイントほど下がったと見ておりますが、乳幼児医療費対象拡大などによります扶助費で0.5ポイント増、それと合併特例債の元金の償還開始による公債費の増などによりまして1.3ポイント上昇したということで分析をしております。

楡井議員

成果表の2ページにその人件費、扶助費、公債費分という形で数字が示してあります。これによると人件費は前年比でも減ってますし、扶助費は0.5%増えているという状況の中で公債費分というのが1.3ぐらいの、それなりの高さで、この金額も相当大きいからこういう形になってきているのかなというふうに思うんですけども、そういう理解という形でいいでしょうか。

財政課長

先ほども申しましたように、合併特例債元金の償還開始等によりまして公債費が伸びたというふうに考えております。

楡井議員

結局人件費のマイナス分、減少分を公債費分というのが上回ってるという関係だというふうに思います。それで実質公債費比率とですね、公債費比率というのが分かれて説明されております。なかなか分かりにくいのでこの点について少し説明していただけると助かります。よろしくをお願いします。

財政課長

実質公債費比率につきましてはですね、一部事務組合のあの元利償還に対する負担金これらを全部含めました自主的な公債費に充てます一般財源と、それと経常的な一般財源、総額に対する比率でございます。いわば連結した分の公債比率というふうに受け取っていただいたらよろしいかと思えます。この実質公債費比率につきましては、この93ページの表にも記載しておりますが、19年度14.3%から20年度14.6%と0.3ポイント上昇をしております。上昇した理由は先ほど経常収支のところでご説明いたしました合併特例債の元金償還の開始によるものでございます。

楡井議員

実質公債費比率も公債費比率も上っていつている。いうならば悪化している、というふうに判断できるんですかね。

財政課長

ここに2、3年若干は上昇はするというふうには見込んでおります。

楡井議員

その原因は何でしょうか。

楡井議員

理由は先ほど申し上げました、合併特例債の元金償還の開始が始まったことに起因するものでございます。

楡井議員

この関係の質問で最後になりますけど、自主財源比率が低下しているというふうに私思っているんですけど、そういう理解でいいのかどうかということと同時に、そうならば先ほどの財政力指数の関係が出てくると思うんですけども、そういう意味でその財政力指数は伸びているという関係がよくわからないんですよ。それを再度説明していただければ助かります。よろしくをお願いします。

財政課長

自主財源比率だけはこの表の中に記載されておられませんのですが、これは歳入合計に対する主財源の比率を示すものでございます。普通会計で平成20年度は36.3%になっておりま

して、前年度より2.0ポイント下がっております。主な原因は実質財源のうち、前年度繰越金の減少等によるものが一番大きな原因だというふうに思っております。

楡井議員

結局36.3%に下がってきてるという状況ですから、当然財政力指数というのは下がらなきゃならいんじゃないかなというふうに思うんですが、その関係を説明してください。

財政課長

財政力指数につきましては、先ほど申しました地方交付税の規定により算定した基準財政収入額と財政需要額の3ヶ年平均の比率でございますので、財政力指数については交付税の算定上の数値というふうにご理解いただきたいと思います。

楡井議員

今まで地方交付税は自主財源に含まれないんじゃないかというふうに思っていましたけど、今の説明ではこの地方交付税まで含めて自主財源といいますか、に算入されるというふうな理解ですか、説明ですかね。

財政課長

地方交付税は自主財源には含まれません。

楡井議員

それではまた後ほど詳しく教えてください。よろしく願いいたします。

委員長

次に、原田委員に質疑を許します。

原田委員

この成果説明書をご覧いただきたいと思います。116ページになるかと思います。まず総括でございます。財務体系全般についてということでお尋ねをいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。本市の財務体系のシステムといいますのはいわゆるこの中にも書いてあるように現金主義単式簿記で処理がなされております。これが、総務省が昨年の5月に全国の自治体に対しまして原則として3年以内に貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務4表を作成するように求める通知を出しておるわけでありまして、財政部局が当然御承知かと思いますが、御存じですか。

財政課長

おっしゃられるように、承知をいたしております。

原田委員

その中で、2年ほど前に何度かお願いしておりまして総務省試案の方式でバランスシートを当飯塚市も作成していただけるようになりました。その成果が下の116ページのこの真ん中以降になりますけども、市民1人当たりの総資産が1,390,000負債総額が市民1人当たりすると520,000純資産額が市民1人当たり860,000というような数字がこれで出てくるわけでありまして。このことによって何でこのようなことが起こったかと申しますと、これは北海道夕張市が破綻したことに起因をするわけでありまして、単年度収支でありまして現金収支でありますから、もう1年過ぎてしまうと分からないんです。これは5年前とかならばいよいよ分からないですね。きちんとした財務諸表を作成しなさい、いわゆる貸借対照表を作成しなさいというようになってきた訳なんです。ところでこの中で総務省方式でバランスシートを作成してありましたが、本年度は総務省方式改訂モデルの作成基準をもとに作成いたしましたと述べてあります。どこに違いがあるのかまずはお尋ねをいたします。質問を変えます。それではですね、直接お聞きしましょう。もうそれは帰って調べてください。たいしたところじゃありませんから。今回この中で、この総務省方式改訂モデルとそれからもう1つ基準モデルっていうのがあります。この基準モデルはもう御存じだと思いますので、これについて

ちょっと説明いただけますか。

財政課長

基準モデルと今現在飯塚市が取り入れております総務省方式の改定モデルの違いということでご説明させていただきたいと思います。この主な違いといたしましては、作成の過程におきまして固定資産の算定方法において大きな違いが一番の違いがあるというふうに思います。基準モデルにおきましては、すべての資産台帳を整備いたしまして個別出納データ単位での複式簿記の考え方を導入いたしましてそれを初期の段階からの必須事項としているのが基準モデルでございます。これに対しまして総務省方式改訂モデルでは暫定的に決算統計等の集計データを活用いたしまして取得原価に基づく評価を代替的に認めた上でこれを段階的に、固定資産情報につきましては段階的に整備していくという点で違っておるといふふうに

原田委員

おおむねそういった方向であります。これによつての利点はどこにあるとお考えですか。一番大きな違いだと言い換えても構いませんが。

財政課長

基準モデルを取り入れた場合の利点は、飯塚市の資産がすべて明らかになるという点で利点があるというふうに思います。

原田委員

40点ぐらいですそれ。一番大事なのは発生主義、いわゆる複式簿記にするとすね会計閉鎖というのは今6月ですよこれ3月でいいんです。あとは未収と未払い立てられるんですよ。ということは6月出納閉鎖で2ヶ月間7、8で9月にはもう出しているでしょこれ。2ヶ月の決算ですから。ということは決算が早く示されるということなんです。通常、企業会計でいきますと3月決算の場合はですね5月の株主総会、2カ月が申告限度ですから、5月いっぱいありますよね。だから株主総会も当然5月にあります。そのときに決算報告と次年度の予算の承認も受けるんです。だから私は何でこれを言いたいのかといいますと、決算があって、その決算を見て次年度予算を編成するのが当然あるべき姿なんです。今の公会計のあり方でいきますとね、予算対予算の比較にどうしてもなってしまうんです。市長が一番、民間企業のトップとしておられましたので、そのあたりの、いかにそれが重要性があるかということはいくおわかりになるかと思うんです。これ余談なるかもしれませんが、例えば町内会とか何々会の予算出されましたときにね、必ず役所の方は前年予算、当期予算、予算比較でこうもってこられるんです。民間出身の方、前年度実績、だから当期予算でいかがでしょうかと出される。今10月ですよ。すでに予算は3月ですってですけどね、そうしますとこの決算みると前年度見て、前の予算を見て3つ並び替えて見なきゃいけないんです。もう既に、10月なんですよ。ここなんです。ここが一番大きなポイントじゃないかなと私は思っているんです。それと一番大きな問題が、間違いが何年後であっても間違いがあったものがわかってくるということ。例えば、古いことほじくり返すようですけども、頼田病院の会計処理、何年前のことでありましょか。非常にこれはずさんじゃないかと、そういうのが出てくる。1つの仕分けから間違いが出てくる。それが過去に遡って判明するってのが一番大きな利点であります。結局、私がここで申し上げたいのは、ここまでせつかくやって来られたんでありますのでぜひともこの基準モデルでやっていただきたいと私は思うわけです。そして、現実に浦安市、それか各務原市は本年度におきましてですね、この基準モデルで財務諸表書類4表提出がなされております。これホームページ見られたら掲載されておりますのでひとつ勉強していただきたいと思うんです。こういったものを、きちっと出すことによって通常の市民は余計に分かりやすいと思うんです。私は会社勤め二十数年やってまいりまして、経理担当でございましたけども、経理担当じゃなくても通常の財務諸表、会社財務諸表というのがわかるんですよ。見ればわかるんです。バランス

シートで。わからないのは、失礼ですけども役所の方々が単年度で慣れてあるから、お分かりにならないと頭で思ってるだけなんです。それを1歩進んでこれはぜひやっていただきたいと私は思うわけなんです。この1つですね、やっぱり報告書、いわゆる新地方公の会計制度実務研究会の報告書の中でも載ってますけどですね、現実的に考えるとハードルの低い総務省方式改定モデルを選び、4表を作成する自治体多いと予想されるけれども最終的には各自治体の判断にはなるが、都道府県や政令指定都市またはそういった基準モデルには、基準モデルを選んでほしいという希望はあります。これは財務調査課の発言であります。それから、これ別な記事で見ますと、将来世代の負担を考えて行財政改革を公正に進めようと思えばその基本となる財政状況の正確な把握と開示は避けては通れないだろうと、このようにも述べられております。ですから、これは要望的なものに最終的にはなってしまいますけど、これについてどのようなお考えをお持ちかちょっとお示しをいただきたいと思います。

財政課長

ただいま20年度の決算から初めてその総務省会計方式でやりましたんで、基準モデルへの切り替えというのは今お聞きいたしまして有効性というのも今のご説明いただきましたので、十分に考えていきたいとは思っております。ただかなりの費用、台帳作成あたりにも費用がかかりますかと思えます。そのあたりの総務省の、公会計制度の改革あたりの動向を注意しながら近隣の団体との比較という観点もございますので、そこら辺を勘案しながら研究させていただきたいと思えます。

原田委員

近隣の、よその会計を伺う必要ないんですよ。なにかとそうすぐ近隣と調整の上とか近隣と比較して。今飯塚市は県下で、だいぶ離れていますけど4番目の市となってるわけです。そうでしょ。人口。そしたらこの近辺で先頭となって飯塚市が模範を示そうという前向きな姿勢をやっぱり私はお聞きしたい。石田課長非常につぶらな目をしてありますけどね、ごめんね、ごめんね、勘弁してくださいっていうような目をしてありますけどそうじゃないんですよ。これ勘弁できるような話じゃないんです。これぜひとも今からですね、やって心意気を聞かしてもらえませんか。

財務部長

財務諸表の整備についてのご意見がっております。この財務諸表、公会計制度の分につきましては、質問者、合併当時からご意見いただいております。それで総務省等の状況などの情報を入手しながら対応してまいったところでございます。先ほどから申しますように、バランスシートについては合併後からちょっと整備をさせていただきましたし、この20年度につきましても、改定モデルということで整備させていただいております。これ、なんで改定モデルにしたかといいますと、いま質問者が言いますように基準モデルもあります。どちらを選択するかということで県内の状況を確認しましたら基準モデルが非常に少ないわけですよ。それで、それぞれ比較するのにどうかということもありますので、それで改定モデルで整備していこうということで改定モデルに取り組んだわけでございます。それで、ここで問題になりますのが処分可能な財産がどのくらいあるかということが、この分析する中でも非常に重要なポイントになりますので、この分につきましても改定モデルの中でもちゃんと把握するようになっておりますので、一番大きいのは他自治体と比較できるということで取り組んでおります。

原田委員

標準モデルにしたら他自治体と比較できないというふうに今とられたんですね。そうじゃないんです。そのことありませんよ。より正確なものが出てくるわけですから。いいですか、改定モデルというのは単式簿記を並び替えて、さも合っているように貸借対照表をつくってるだけなんですよ。借り方貸し方という勘定がないんです。だからいったんバラバラすると一番下

の合計が違うんですよ。それはお分かりでしょ、十分に。正確じゃないっていうのは。この貸借対照表というのは。正確さには欠けてるんです全く。これは十分おわかりだと思うんです。あくまでも想像の中でこういうところはこういうことでもいいですよと、約束事の中でこれをつくってるだけであって、これ正確じゃないんですよ。正確じゃないのと、おかしいのと間違ってるのを比較してどうするんですか。うちの正しいんですよと出すのが、それこそ経理マンじゃないですか。だからその心意気をぼんと聞かせていただけませんかとは私は今申し上げたんです。再度いただけますか。

財務部長

心意気ということでございますが、先ほども申しましたように、これの趣旨につきましては今質問者が言われますように現時点での正確な数字の把握ということも1つの大きな問題点というふうには考えております。この単式簿記につきましても、年間予算の分での議会での議決をいただきまして、その中で歳出の分については上限を設定された中で運営していくということでございます。それと歳入につきましても企業会計のように、その時点その時点での売上とかということでの動きはほとんどないわけでございます。例えば税につきましても、前年度の収入に対しての年間税が決まって、その一年間で収入していく、それと事業につきましても補助金とか起債とか、それでそういうことがございますので単式簿記でも利点もございます。これで何で公会計の中でこういう形になり、質問書も言われましたように、隠れた負債がどこに隠れているかということの把握でございますので、改定モデルも一定の成果はつかまれるというふうには判断しております。

原田委員

私決してけなしているわけじゃないんですよ。将来的にわたってそういうふうには頑張っていくますというその一言をお聞きしたかったんです。明日からやりかえなさいみたいなことは絶対言いませんよ。それからいま1つ手数料がかかるのは十分に私もわかっております。そこで今の新しいシステム構築が確か23年だったですよ。めどが。そうしますとね、これいろいろ調べますとこの基準モデルにしても何にしても、全部今パッケージシステムも全部出てるんです。出てます。メーカーで言えば富士通だってちゃんと出てますよ。今日見たのが富士通でした。出てるんです。だかそういったものを23年度に合わせて今から取り組みを前向きに検討しますと、私はおっしゃっていただきたかった。言われます。これですね。一番早いのが、この一番重要性は市長が一番おわかりじゃないかと思えます。長年民間企業で培われたご経験から。市長が一番言われるのが早いんです。市長がおまえ、もう2年計画でやれと。そうすると、財務部長がそういっためんどくさいことは堪えてくださいとはまず言えないんです。要は、私はやる気の問題ではなかろうかと思うんです。ぜひ前向きに、あえて言葉はいりません、前向きにひとつご検討いただきたいと思えます。それからですね、もう1つ、ちょっとこれは委員長、決算全般でございますので、ちょっとずれるかもしれませんが、やはり資金活用という面から、これは決算書にはなかったと思えますので1つ入らしていただきたいと思えますがよろしゅうございませうか。まずですね、この基金の運用についてでございますけれどもね、この中は確かに基金の運用ということで財産に関する調書諸々を書いてございます。それからこの成果説明書の中にも書いてありますが、これは基金の残高がただ単に述べてあるだけなんです。例えば3月31日が決算ですから、3月31日現在で現金がいくら、大口の定期預金がどのくらい、国債が例えばあればどのくらい、それから話題になりました外為仕組債、これは25億円とかそれを書くのが私はその説明じゃなかろうかと思うんですよ。これただ残高述べているだけじゃないですか。どのような感覚でこれがなかったのかお示しをいただきたい。

財務部長

皆様に配付させていただいております財産に関する調書、この様式については財務規則の中

で定められておりますので、この様式で例えば341ページで基金の内容を記入させていただいております。内容といたしましては預金、有価証券、債権等々の表示でさせていただいております。今質問者が言われますように、この運用の預金なら預金、債権なら債権の内訳ということでございますのでここには表示できるかわかりませんが、他の付属書類とかそういう形で今後検討させていただきたいと考えております。

原田委員

内部書類でもいいんですよ。例えばですよ。しかしながらこれだけでわかれと言ったって無理なんですよ。無茶ですこれ。今回新聞にも出ました外為債ですよ。こういった問題にしても、これそのまま残って行ったらこれわからないわけですよ。これ何であるのかとか。例えば利付き国債が5年ものが幾ら、何が幾らと委員会で1回出されたじゃないですか。総務委員会において。ああいったものをきちんと出される。何でなされないんですかということをお聞きしてたんです。これは今後検討していただくということ、出していただくということで理解してよろしいですか。

財政課長

運用収入ないし利子積み立ての内訳がわかるような形で、御説明できるように改善に取り組みたいと思います。

原田委員

これは20年度決算でございますので、総括ですからもう1つお尋ねをしたいんですが、その外為債25億円についてその後どのようになっておりますか。一時期は90円切ってましたですね。円が。現在どのような形になるか経過報告をお願いしたいと思います。

財政課長

先ほどお昼休みにレートを調べましたところでございますが、米ドルでは今、91円22銭でございます。豪ドルでは83円66銭となっております。この豪ドル対応の仕組み債の方は5億円今運用させていただいてますが、こちらの上限利率が83.65円でございますので今日現在ではこれを超えておるということになります。このままいきますと12月の利払い日には4.5%いっぱい運用収入が得られると考えております。米ドルのほうはまだ、還元利率にまだ達していないという状況でございます。

原田委員

この5億円については何とかセーフというふうにその方向でいってると思えるわけですね。ただ米ドルの方が91円22銭、まあお昼休みに貴重な時間お調べいただきまして、ありがとうございました。これ110円、何銭でしたっけ、10何銭ぐらいだったですかね。110円にいかないと確か償還できなかったでしょ、これ。わかります。

財政課長

米ドル建てのほうは2本ございまして、1本の方が107円51銭が下限の為替レートとなります。もう一方は95円91銭でございます。

原田委員

私が勘違いしておりました、すみません。110円とてっきり思い込んでしまっておりました。107円、まだちょっと遠いですね。まだ急坂になっておりますけども、これ今言っても見守るしかないのは現実なんですけどね。ただその後こういう仕組債、例えば運用するときにおいてどのような組織の改編というのがありましたでしょうか。まだ前のままですか。

財政課長

資金の運用の会議の組織といたしましては、従前と同じ形でございますが以前もご答弁させていただきましたが、こういった特殊な取り扱いといいますか、運用をいたしますときには十分にご相談させていただきながら取り組みたいというふうに考えております。

原田委員

ご相談というか、ご相談の相手を間違っていると思うんですよ。内部でご相談をまずするにはですね、私は失礼ながらやはり部長級なり、そういった副市長なりが入られた上で責任を持ってその会議の運用をいただきたいと。財務部局が主導となってやられてることだと思いますよ。しかしながら、観光課長と管理者とそれからどこだったですかね、もうひとつ課長クラスだったですよ。しかもそれで25億円を決定したと。冗談じゃないよということだったんです。だから、もしこういう特殊なものがあって、非常にこれ投機性が高いんです。あのとき何度も言ったように。本当は博打という言葉は悪いんですが、こういうギャンブルみたいなやつを、そこでこれを誰が責任とるかって話ですよ。その課長が、皆さんがとるんですか。あの時は一般質問ですからお答えにくかったと思いますけどね。これどうなるんですか。観光課長隠れてるんじゃないでしょうね。そこらへんの課長さんずらっとで、責任取られるのかなと思うんですけども、どうなんです、財務部長。ご答弁いただけますか。

財務部長

責任の所在ということでの質問でございますけど、この分につきましては運用会議での決定で、そこでどのようなことがいいかということで、その会議のメンバーで検討したわけでございます。その結果をもちまして、担当部署の決裁を回しまして市長までの決定をしておりますので、行政としての責任ということで対応したいと考えております。

原田委員

今のは、はっきりしたご答弁ですね。はっきりしたご答弁いただいたものと理解をいたします。これは20年度の決算でございます。決算の中での運用ということで、私は質問をさしていただきましたけどもできれば今言われたように組織の改編、特殊なものにつきましては新たな運営会議というのをぜひやっていただきたいと思います。

委員長

次に芳野委員に質疑を許します。芳野委員

芳野委員

ちょっとスピードアップしていかさせていただきます。決算に係る主要な施策の成果説明書というのがあるんですけども、この中の主な成果というのがあります。これ読みますと事業名が書いてあってその後に数字が並んでおります。大体予算が並んでおるわけですけども、これだけの数字を確保したというか、あるいは消化をしたということが主な成果であるというふうに考えられておるわけでしょうか。

財政課長

確かに金額等が中心の記述にはなっておりますが、詳しい事業内容を求められるような内容の記載はしておりませんが、ただこういった内容につきましては1月に発行しております市報等で市民の皆様への決算公表という形で主要な事業の説明をさせていただいておりますが、この成果説明書の中には、そういう記載は今ありません。

芳野委員

ずいぶん変な答弁ですね。この成果説明書も含めてこの決算特別委員会で認定をされましてね、それから議会に上がって認定をされたものが初めてオープンにできることであるわけです。しかるに今言われるのは、ここの場に出ていない文言を市報に載せておるといような話であるわけですよ。おかしいと思われませんか。

財政課長

もちろん市報あたりに公表する際にはですね議会への説明を十分に果たしたのち、載せるべきであるとは考えております。

芳野委員

簡単に言われますけど大変なことですよ、これ。今日は、この問題を詰めるのが目的じゃありませんので、次に行きますけれどもね、何でもこういう質問をするかといいますと、これ成果があったのか、なかったのか、あったとしたらどういうところに成果があったのか全然わからないんですよ。これが1月の市報に書いてあるのかどうか知りませんが、今後どうされますか、こんなやり方で行かれますか。

財政課長

昨日からの委員の皆様方からのご質問の中でも、この事業の効果がどうであったのかと、その効果を今後どう生かすのか、どう活用していくのかというご質問をたくさんいただいております。聞いておまして、そういった説明を、なるだけ成果説明書の中にも取り入れながらこの成果説明書もちょっと改善していきたいというふうには考えております。市民の皆さんへの説明責任という点からも、また昨日ちょっと話が出ておりました行政評価というものの考え方にも繋がってくると思いますので関係部署とも協議しながらですね、改善に向けて取り組みたいというふうに思います。

芳野委員

改善していただくということですが、ここに兵庫県の川西市の成果説明書ともう一冊あるんですけどね、これ読みますとまず政策の名称、それから目的、実施状況、成果説明そして課題というのが書いてあるわけですよ。この決算時に成果と課題を考慮しながら、まあ1年遅れますけどね、翌年度の予算を組むというのが本当の話じゃないかなと私は思うんですよ。そのための成果説明書であると思っています。きのうも話があったおりましたけれども、行政評価システムに移るまでにできることは何でもやれというような話があったおりましたですね。これがまず一歩となってやっていただきたいと思っています。これを要望して終わります。

委員長

次に、田中裕二委員に質疑を許します。田中裕二委員。

田中裕二委員

公用車による交通事故についてお尋ねをいたします。これは各課にまたがっておりますので、総括で質問させていただきますが、みなさんもお承知のとおりだと思いますが、本会議のたびに報告事項として上がってきております。この20年度の交通事故の件数、何件ほど全体であったのかお尋ねいたします。

管財課長

20年度の交通事故の件数でございますが、自損事故でございますが、これが9件、それから損害賠償対象事故、議会の方で専決処分いたしておる分が6件の、計15件となっております。

田中裕二委員

自損事故が9件、損害賠償対象事故が6件の計15件ということでございますが、それではこの損害賠償対象事故6件のうちに過失割合が10対0だという報告もたびたび、市の方が10割の過失があるという報告もたびたび聞いておりますが、それでは市の10割の過失割合の事故、6件中何件なのでしょう。お尋ねいたします。

管財課長

平成20年度での6件のうち10対0の市が10割過失は1件でございます。ちなみに前年度の19年度は11件のうち8件が10割の過失の事故となっております。若干減っておりますが大変申しわけなく思っております。

田中裕二委員

6件中1件ということですが、もっと多いような私は気がしたんですが、改善をされてい



るのならいいかなと思いますが、また委員長に怒られるかもしれませんが21年度、今年度、今現在で結構ですから何件中何件が10割の過失になっているのかお尋ねさせてもらっていいですか。

管財課長

ちなみに21年度でございますが、現在7件のうち5件となっております。ものすごく増えておりますので。

田中裕二委員

20年度がたまたまは少なかったということではないかと、このように思っております。それでは自損事故も自分が起こす事故ですから100%運転手の責任と、そして過失割合10割も100%運転手の責任だというふうなことになるかと思いますが、これはどのような自損事故、過失割合の事故、こういう事故はどのようなものが多いのかお尋ねをいたします。

管財課長

一応統計を見てみますと車をバックする際に、車及び障害物に接触した事故が大変多くございます。これにつきましては、前後左右確認不足の初歩的なミスが原因だと考えております。

田中裕二委員

今おっしゃったとおりだと思います。後ろに車がいるのに気がつかずバックして擦ったとか、サイドミラーを擦ったとか、そういう報告がかなり多いような気がいたします。それではこの事故を起こした職員に対してどのように指導されているのか、また交通事故防止のためにどのような指導を行っているのかお尋ねいたします。

管財課長

私が一応飯塚市の交通安全運転管理者でございます。そのような中で所属長会議や年4回の、春・夏・秋・年末の交通安全週間など機会あるごとに、安全運転するように指導いたしております。また、公用車のカギを貸し出しするときも交通事故を起こさないように声をかけております。また各課の朝礼時にも声をかけるようお願いはいたしております。また交通事故を起こした職員でございますが、本人自筆の始末書を提出させるとともに、担当部長・課長の自筆の意見書を添付させております。また安全運転管理者及び所属課長による口頭注意も行っております。さらに事故を起こした本人でございますが、自動車学校における安全運転教育研修の受講も実施させていただいております。また今年初めてでございますが、危険予知及び事故回避に関する交通安全教育講習会を、各課代表及び過去に事故を起こした職員を対象に約80名から100名の間でございましたが10月28日に実施したところでございますので、今後毎年実施してまいりたいと考えております。また今後は各課に、交通安全運転推進委員といたしますが、仮称でございますが、その設置の検討も考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

田中裕二委員

報告の中でよく言われるのが、損害賠償に関しましては全国市有物件災害共済会から支払われますというのを、今は言われてないかな、以前は言われておりました。ですから、市の持ち出しはないんだと、市から払われることはないんだということでは済まないと思います。さっき言いましたようにバックする際に後ろに車がいるのが気がつかずとかいうのはルームミラー見ればわかることですから。本当にちょっとした注意を払えば、防げる事故がたくさんあるというのが現状だと思っております。課長今申されました、今後このように徹底してまいりますということでございますので、来月から事故がぐっと減るんだらうと期待をしてまた見守っていきたいと思っております。

委員長

次に、江口委員に質疑を許します。

江口委員

滞納整理ということについてなんですが、今日の初めのほうに兼本委員がある程度なされましてのでちょっと観点を変えましてお聞きしたいと思っております。いろんなところで滞納に関して整理をやっていただいているわけですが、その中で法的措置をとっていないところはどのようなところがありますでしょうか。どこの分についてはまだ法的措置まで至っていないというところがありましたら、お答えいただきたい、もしくは財政のほうでまとめてお知りでしたら、でも結構ですがやってないところについてお聞かせください。

学校給食課長

現在のところはまだ実施はしておりませんが、11月の中旬をめどに今準備を整えているところでございます。

委員長

学校給食課だけでいいですかね。他ないですかね。

保育課長

先ほども答弁いたしましたけど、準備を進めているところでございます。

財政課長

申し訳ありません。そういった取りまとめを財政課のほうではやっておりません。

児童育成課長

今のところまだ法的措置を行っておりませんが、収納率は一応99.53%までいっております。夜間徴収とかに努めたいと思います。

高齢者支援課長

養護老人ホームは個人負担分の未納がありますが、この分につきましては地方自治法による訴訟の対象になっております。また、対象者の方が死亡されていますので、そういう執行まで至っておりません。

介護保険課長

特別会計になりますけども、介護保険料につきましても滞納処分、強制執行は行っておりません。

江口委員

あとはもうないですかね。私が言いたいのも、午前中の兼本委員とほとんど一緒なんです。いろんなところでいろんな債権なり滞納がございます。それを処理するときにはやはり共通のノウハウってのもあるでしょうし、職員の数がこれだけ減ってきた中で厳しい対応迫られるといった部分もあるかと思えます。また一緒にすることによるメリットについても、午前中ご案内がございました。ぜひまとめて処理をする、ないし1つのチームをつくって対応する。またそれが飯塚市のみならず他の自治体との取り組みであっても構わないと思えます。ぜひその点についてしっかりやっていただきたいというお願いをさせていただきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですので総括質疑終結いたします。以上をもちまして、一般会計歳入歳出決算全般についてすべての質疑を終結いたします。なお、討論採決につきましては保留して財産に関する調書、および基金の運用状況に関する調書に対する質疑終結後に行いますのでご了承願います。また各特別会計の審査におきましても討論採決は同じ運営をさせていただきますのでよろしくお願いたします。暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 53

再 開 16 : 04

委員会を再開いたします。これより特別会計の審査に入りますが特別会計の審査につきましては各会計ごとに行います。「認定第2号 平成20年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括して質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています。榆井委員に質疑を許します。

榆井委員

それでは、この会計は私1人でございますのでどこどこ言わなくてもたて続けにずっと原稿に基づいて行きますのでよろしく願いいたします。まず歳入に関してなんですけれど、資料によりますと755,000,000円の黒字になってるんじゃないかというふうに思います。単年度では5億円ちょっとということになっておりますけれども、これは被保険者一人当たりになると21,800円程度になるんじゃないかというふうに思いますが、そういう理解でいいのかどうかということと、黒字になった理由について説明をしていただきたいと思います。

健康増進課長

黒字を被保険者で除しましたら、今委員がおっしゃったような金額になると思います。黒字になった原因でございますが、平成20年度に大きな改正がございまして後期高齢者医療制度の創設、前期高齢者制度、退職者医療制度の変更がございました。その中で特に影響が大きいものが前期高齢者制度と退職者医療制度と考えております。従来、年金受給権が発生しました退職者の方につきましては74歳までは療養給付費負担金で税以外の分はまかなうようになっておりました。20年度からは対象が64歳までとなりまして、65歳から74歳までの今まで退職者医療に入られた方は前期高齢者制度の方に移行されております。それで現実的には退職者医療制度の療養給付費負担金が前年度、21億円程度交付されておりました。今回退職者医療制度から前期高齢者医療制度のほうに移られた関係で交付金が2,989,000,000円ほど交付されております。この差し引き額の880,000,000円程度が増加しております。これが一番大きな要因だと考えております。

榆井委員

結局制度の変更で黒字になってる部分が相当数あるということなんですね。それで一方徴収率のほうを見ますと、現年分が93.8%ですか。滞納分が16%というようなことであります。合計すると70%ぎりぎりというようなところでまで後退してる状況があります。ですから93%、94%というところと言っても16%滞納分を克服してもそれを上回る滞納額になっていってるんじゃないかというふうに思いますけれども、そういう理解でいいでしょうか。

納税課長

お尋ねの件でございますが、確かに20年度と19年度を比較いたしましても現年徴収率でマイナス1.9%、過年度分でプラス1%、合計でマイナス8.6%というふうになっております。これは後期高齢者制度の創設で収納率のよい高齢者の方が新制度に移行されたことと、年度後半以降の厳しい経済状況によるところから未納者が増加したものと考えております。またそのような状況に対応した徴収努力が足りなかったところから徴収率が減少したものと反省してるところでございます。

榆井委員

不納欠損を見てますと、121,000,000円ほど不納欠損でいうなら資産を償却してしまっています。この121,000,000円というのは19年に比べれば43,800,000円ぐらい増えております。この金額を%で直すと54%ぐらいになるわけです。件数にしても随分増えております。1,249件位ですかね。この不納欠損は納税意欲を削ぐんじゃないかというふうに思います。先ほど来この不納欠損や滞納の問題での質疑がっておりますけれども、この納税意欲という側面から見てこの数字どのように判断されますでしょうか。

納税課長

確かに不納欠損は件数で約1,250件、29.3%の増加。また金額では約43,000,000円、54.6%の増となっております。これは国保税の場合も市税と同様に合併を念頭に時効中断処理を行ったわけですが、時効中断処理を行ったもののうち自主納付や納税指導に従い完納に至ったものもですが調査を進めるも、一部の滞納者において財産が発見できず差押さえができなかったものや実態調査において居所不明や生活保護者受給者である等の事が理由により納付ができなかったということが判明したものの、執行停止処理を行わなかったために時効完成を迎えたケースが多数あることから20年度の欠損件数及び不納欠損額が増加したものと考えております。そして納税意欲を削ぐようなことにならないかというふうなことでございますけれども、確かに不納欠損が生じることは納税意欲が削がれるのではということとは当然感じられますので、今後も継続して納税指導を行い相談に応じられない方につきましては、財産調査等の必要な調査を行い場合によっては処分徴収を行うなど、まじめに納付されている納税者の納税意欲を削ぐことのないように努力を続けていきたいと思っております。

楡井委員

どうしても納得のいく不納欠損もあると思うんですよ、私たちが見ても。不納欠損総額121,000,000円ということになれば、これは大変だというふうに今思うわけです。請求すればよかったんでしょうけども、資料としてもこの不納欠損の件数内容ですね、どういう理由で、例えば今言われたように居所がわからないというのが何件いくらと。それから当時はこうだったけれども現在は生活保護を受けているからとかですね、そういうこの理由を明らかにしてもらおうと討議もしやすいし、また納得のいくもの、納得のいかないものがはっきりするんじゃないかというふうに思いますので、今後そういう掌握の仕方もぜひお願いしたいというふうに思います。未納の金額がそういう状況の中ですけども未納の金額が9億円から8億円に1億円減少しています。いろいろな努力の結果だというふうに思いますが、その理由をちょっと説明していただくことと同時に、それでもなお840,000,000円ほどの未納があります。これは調定額の4分の1に近い状況になってると思うんですよ。そう意味でこの納税意欲にやっぱりこれ影響してくる問題ではないかというふうに思いますので、まずこの1億円減少しているこの内容をしっかり把握して不納欠損や未納をですね出さないような方向に取り組まなければならないというふうに思いますので、この1億円減少の内容を説明していただけますか。

納税課長

19年度と20年度を比較いたしましても本市の国保加入世帯数は約7,500所帯、率にして約26.5%の減少となっております。また収入未済の世帯数も約400所帯、9.2%の減、収入未済額も同様に約1億円、10.7%の減となっております。この主な要因は、加入世帯の減少につきましては加入者の後期高齢者制度への移行が主な要因であると考えております。また収入未済額の減少につきましては、19年度課税分の滞納繰越額が減少したこと、これは19年度の現年徴収率が18年度より高かったため20年度への滞納繰越額が減少したことにより滞納繰越分の調定額が前年度より少なくなったこと。20年度の後期高齢者制度の創設により現年調定額が減少したことにより、それに伴う収入未済額が減少したことなどがあげられると思います。また、19年度と比較して20年度の不納欠損額が増加した関係上、収入未済額が減少したことも一因であると考えております。

楡井委員

そうすると今の説明では、この1億円の減少が徴税業務の努力による減少ということにはなっていないような答弁だったと思いますが、私そんなふうに理解したんですけども、そういうことでしょうか。

納税課長

当然、徴収努力はいたしております。ただ主な要因といたしまして、今上げました後期高齢

者制度とかそういうものがあるということでございます。

楡井委員

主なものがそちらということであれば、徴税努力の結果は少数というふうなことになるでしょう。それでいま一つ減免制度を利用している割合が随分多いというふうに、去年は確か国保所帯のうち43%が7割、5割、2割の減免の所帯数だったというような記憶があるんですけども、現状といいますが、20年度の7割、5割、2割減免の傾向等について説明をしていただきたいと思います。

健康増進課長

軽減の内容でございますが、平成19年度と平成20年度を比較いたしますと医療分の平等割では軽減を受けた世帯、全体の割合は54%と変わっておりませんが、軽減割合ごとに見ますと、7割軽減が41%だったものが36%に減少、5割軽減が5%だったものが6%、2割軽減が9%が12%にそれぞれ増加しております。医療の均等割では7割軽減が33%だったものが30%に減少、5割軽減が7%が9%に、2割軽減が10%が14%にそれぞれ増加しております。全体でも50%が52%に増加しております。この原因といたしましては、7割軽減の対象者が多かった75歳以上の方が平成20年度から後期医療制度に移行された関係で、7割軽減は減少したのではないかと思います。5割軽減、2割軽減につきましては昨今の経済情勢の悪化による所得の減少によるものではないかと考えております。

楡井委員

所得の減少というふうに言われたんですけども、2割、5割の軽減の方たちはそれなりにもともと収入が少ない方たちを対象にして実施されているわけですね。その関係からしても、その収入減による未納の増加ということは言えるんですかね。

納税課長

確かに収入減が響いているということも考えられると思います。

楡井委員

なんの資料にも基づかない感覚でものを言ってるんじゃないかなというふうに思われるんですけど、もう既に5割、2割に減免されてる人は、そういう収入の少ない人ということになって減免されているわけですね。それがさらに収入が減ったために未納ができてるといような評価であれば市民の経済状況ですね、大変に悪化してるということの証明になるし、今の発言はそういうような状況なってるんじゃないかと、そういう状況を反映した発言ではないかというふうに思っています。次に加入所帯が、随分大幅に減った理由は先ほど質問しなかったのに今言われたような気がします。それでこの加入所帯の7,474所帯ですか、の大幅に減った理由ですね。そして逆に一般この若人というふうに書いてありますが、「わこうど」と読むのかどうか分かりませんがこれもこれの大幅増についてはどういうことなのか説明していただきたいと思います。

健康増進課長

先ほどちょっと触れましたが、平成20年度から75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行された関係で世帯数が7,474世帯減少しております。そのうち平成20年から退職者医療の対象年齢が64歳までとなっておりまして、従来の65歳から74歳までの方が退職者医療から一般若人に移行してその分が増加しております。その影響で逆に退職者の被保険者数が減少ということになっております。

楡井委員

若い人の増というのは、前期高齢者の65歳から74歳までが移ったという意味ですね。それで今度は歳出のほうに移りたいんですけど、医療費が全体として250,000,000円余り減っております。ただし一人当たりの金額は5,700円ほど多くなっていますね。これの

説明をお願いしたいんですが。

健康増進課長

一人当たり医療費は医療費を被保険者数で割った数字でございます。医療費総額は118,000,000円ほどを、1.1%ほど減少になっております。被保険者数は意見書の中の18ページの表の中でございますが、一般と退職を合わせまして1,054人の、2.9%の減少となっております。医療費の総額の減少率よりも人数の減少率が高いため結果的には医療費が増加したということになっております。ただ、この一人当たりの医療費が増加した原因でございますが入院費の医療費が増大してるということが原因ではなからうかというふうに分析しております。

楡井委員

それで今の医療費に関連してることですけれども、一般の方が普通は今までは低かったんですよ。これが38,000円ほど一般の方がふえている状況がありまして、逆に退職者分というのがわずか236円ということになってるわけですけども、これも18ページの医療の動きのところに書いてありますが、この内容の説明をお願いしたいんですが。

健康増進課長

一般の医療費総額といたしましては、2,768,947,000円で37.9%増加しております。被保険者は5,675人、20.6%の増加となっております。そのため医療費総額の増加率がかかなり高くなっておりますので、一人当たりの医療費としては大幅に増加していると。この退職者がこれに反して減少率が低いということでございますが、今回一般の方に移行された退職者医療、前期高齢者に移行された方でございますが、65歳から74歳の比較的医療費が高い方が一般の方に移行しております。その関係で一人当たり医療費も人数が移行した割りに医療費の方が増加しているというようなことになっております。退職者のほうは逆に、その医療費の高い部分の65歳以上の方が抜けられた関係で若干微増というような結果になっております。

楡井委員

次に資格証、短期証のことでお聞きしたいんですが、資格証、それから短期証明書、これの発行状況、前年度と比較していただきたいと思っておりますけれども、その理由状況などを聞かせていただきたいと思っております。

健康増進課長

成果説明書の112ページのほうに資料を提示しておりますが、それから説明させていただきます。資格証明書交付件数は、前年度と比較いたしますと26件減少しております。75歳以上の方が後期高齢者医療に移行された関係で世帯数が減少し交付率は上昇しておりますが、老人医療該当者、後期医療に移行された方でございますが、老人医療のときには制度上資格証明書は発行をしておりませんでしたので、今回の減少分というのは純然たる減少ということになっております。短期保険証の交付率も増加はしておりますが、これは先ほど税のほうでお話ししましたけども経済情勢の悪化により分納世帯がふえたことによるものだと考えております。

楡井委員

短期保険証、それから資格証明書の発行ではですね発行されるとなかなか病院かかりづらくなる市民自身が病院に行くのをためらうというような状況、これ繰り返し今までも言ってきましたけどもそういう状況がありますので、乳幼児といいますか、幼児の方の関係は100%発行されてるということでありまして、子どもはかかれても親がかかれないというような状況をきたさないように、何とか努力をしていただきたいなというふうに思います。それで差押さえの件数は、さらに金額についても大幅にこれ減少してるんですよ。この理由も保険者の異動というようなことと関係があるのかどうかについて説明してください。

納税課長

国保税につきましては、合併後の18年をピークに19年度から20年度と比較しますと件数で約500件、金額では約160,000,000円と減少しております。これは市税と同様に看過しやすい債権を優先して整理した関係上、そのような債権が少なくなってきたために差押さえ自体も少なくなってきたと、減少してきたものと考えております。

楡井委員

差押さへの通知はしてみたけど、債権が見当たらないということで差押さえを解除したということなんですかね。解除とはどういうことかという質問をしたんですけども、そういう理解でいいでしょうか。

納税課長

債権が見つからなかったというのも確かにございますけれども、最初に申しあげましたように、看過しやすい債権から優先して整理した関係上そのような状況が出てきたものと考えております。

楡井委員

同じ成果表の111ページの真ん中の段の表なんですけど、これ一番左のほうにランクというふうに書いてあるのは収入の金額が書いてある。これは何の金額なのか説明していただけますか。

納税課長

これはいわゆる滞納分の金額のランクでございます。

楡井委員

滞納額のコストですね。そうするとこの50,000円から100,000円までの人の比率が一番高くなっているという状況があります。この下でのこの収入ランクというのはこれで、またわかるんでしょうかね。そういう状況と比較した上で検討もするというふうにしていただければというふうに思うんですね。2割、5割、7割の関係で言えば1,000,000円とか2,000,000円とかいうところの収入の方たちが随分人数も増えているという話もありますし、一番きつところの状況じゃないかというふうに思うんですが、そういう状況、収入の状況とこの未納の状況の関連がわかりましたら、ご説明いただきたいと思っております。

納税課長

個々の収入状況までは、かなりの滞納者の方いらっしゃいますので実際のところ把握しておりません。それで個々に処分徴収を行う際にその世帯の収入、所得等を調査してから差押さえをするというふうな状況になります。

楡井委員

前の質問にも関連してくるんですけども収入状況とかですね、全体をつかまれないままに個別、個別に対応をしていこうという問題はやはり全体をつかんだ上で、そういう個別の問題に対応していくというふうにしていかなければならないんじゃないかというふうに今、私強く思います。個別ということでは、先ほど住宅使用料のところでもちょっと言いましたけど、全体をつかんでその中で滞納の克服の経験をつくって、それで徴収業務をやっていくというスタンスでぜひやっていただければというふうに思うわけですが、これこの段階の最後の質問にいたしますのでご答弁願いたいと思っております。

納税課長

確かに今質問者言われますように収入のほう、調査等行うこともやぶさかではございませんが、ただ国民健康保険税だけを滞納されている方、そういう方と一緒に市税、市県民税、固定資産税、軽自動車税そういうものと一緒にされてる方と別々に差押さえする場合に分けるわけではございません。一緒に差押さえをやるが多ございますので、国民健康保険だけを

他の税を除いて差押さえるということはちょっとやっておりませんので、そのために国民健康保険のためだけに収入を調査するというふうなことはございません。したがって、できるだけ把握は今後も続けていきたいと思いますが、かなり量がありますので今後の検討課題とさせていただきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから質疑を終結いたします。次に「認定第3号 平成20年度飯塚市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。次に「認定第4号 平成20年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています榎井委員に質疑を許します。榎井委員。

榎井委員

介護保険に関連してですが、まず初めに資料の143ページとか意見書の20ページを見てみると資料の数字が違っているところがちょこちょこ出てくるんですけども、その説明をまずしていただいいていいでしょうか。意見書で言えば20ページの収入未済額というのが54,980,000円あるんですけど、資料の方の143ページの一番下の右の59,200,000円ですか。これは一致しないでいいんですかね。

介護保険課長

決算書の253ページを見ていただいたらいいかと思いますが、介護保険料1号被保険者の特別徴収の収入未済額の欄が三角表示になっております。決算審査意見書及び決算書につきましては還付未済額を収入済額にカウントしております。決算の追加資料でお出ししている143ページは繰越額をはっきり明記するために、収入済額から還付未済額を差し引いた金額を収入額とカウントしております関係の差が出ておるといような状況です。

榎井委員

そんなふうな数字の違いで、ちょっと混乱するといいますか、数字を見ていって困ることがあるんですね。それを統一するというようなわけにはいかんのでしょうか。

介護保険課長

先ほど言いますように、決算書のほうでは収入未済額は三角というように表示が出来ますし、追加の資料の平成19年度までの資料も同じような形で提出してありました関係でこういうような追加資料を出しております。表示の仕方として、欄外にでも収入未済額の中には還付未済額を差した金額というように表示をすれば一番いいと思います。今後はそういった形で統一したいというふうに思います。

榎井委員

ぜひ改善をお願いしたいと思います。次は不納欠損に関連してお伺いしますが、この不納欠損の比率が非常に大きんじゃないかというふうを感じるんですけども、48,000,000円に対してですね16,750,000円というのは35%にわたる、未納額ですね、いう状況になってるような気がするんですけども、この説明をお願いしたいんですけど。

介護保険課長

市税等の公債権は一般的に地方自治法でいいます消滅時効が5年ですが、介護保険料につきましては消滅時効が2年で時効に到達します関係で他の歳入と比較しましてウエイトが上がってるかと思えます。



楡井委員

それは私よく知りませんでした。2年で消滅すると、この介護保険料と国民健康保険税とかいう、税と料のこの質の違いでそういう2年とか5年とかそういう違いがあるんですかね。次に1号被保険者が年々、400人から600人増加しております。保険料の未納者は普通徴収の人がほとんどだということでありましょうけれども、被保険者の増とそれから普通徴収者の人数の関係はおわかりでしょうか。

介護保険課長

143ページの資料を見ていただいたら分かりますけれども、年々普通徴収の調定額そのものも減っております。納入者そのものにつきましても普通徴収のかたが減って特別徴収のかたがそれ以上ふえているという、実際どういう形で動いているかは検証しておりませんがほとんどのかたが特別徴収というような形で増えていると考えております。

楡井委員

1号被保険者がある年々400人から600人ぐらいの間で増加していつている。今のご答弁ではそのほとんどが特別徴収のかたたちだというふうに今ご説明があったんじゃないかと思いますが、普通徴収のかたたちの保険料の徴収率が年々低下してるんじゃないかというふうに資料で見れるんですけども、そういう認識その理由等を説明できればお願いします。

介護保険課長

資料143ページには平成17年からの表示をしております。欄外にも書いておりますとおり、平成18年移行が合併・新市での金額の表示という形になりますが、年々、先ほども申しましたように普通徴収の対象者の方も減っておりますし、その関係で調定額も減っております。一方で、未納の方というのはなかなか固定化されております関係で分母が下がって分子が一定というような形で、徴収率が下がっているものというような検証をしております。

楡井委員

この143ページの資料でも18年は90%、19年は85%、そして20年、この決算期は86%という形で徴収率がずっとこう下がってきている、この状況が続けば、また滞納克服がどうのこうのというふうになりかねませんので、ぜひその点の改善をお願いしたいと思うんですが、この徴収率の低下を下げる問題で1つ考えられるのが減免制度の運用ではないかというふうに思うんですよね。これは資料の144ページにあるんですけど、目的、それからその減免の条件、こういうのが記載してあるわけです。それでこの却下率が平成18年、19年は5%から7%ぐらいの却下率なんですけど、平成20年度になって24.6%に急にこの却下率が高くなっている。この内容の説明をお願いします。

介護保険課長

資料144ページの却下、これは取り下げも含んでおります。15件中5件が取り下げ案件です。残り却下件数は10件になりますけれども、10件のうち8件が本町火災による法定減免の却下です。内容としましては、8件中の5件が火災保険による補てんがありましたために非該当になったもの、残り3件が自宅以外の火災であったために非該当となっております。残りの2件につきましては独自減免による却下ですけども、1件が上に書いておりますが生活保護基準の超過によるもの、及びもう1件が独自減免の項目にありますけれども、預貯金の基準超過による却下という形になります。

楡井委員

それで私この独自減免の項目をもう少し緩くするべきじゃないかというふうに思うんですね。それで1つは生活保護基準の120%というのがあります。生活保護を基準の120%といいますと今飯塚市の保護の水準は68,000円前後じゃなかったかというふうに思うんですよ。そうすると1万2,000、3,000円多い、つまり80,000円から81,000円の収入が

あればこの減免のあれにかからないということになります。そうすると80,000円強ぐらいで国民健康保険を払わなきゃならない、介護保険料を払わなければならないというようなことになるわけですから、この生活保護基準の120%というのを引き上げてもらいたい、引き上げるべきじゃないかというふうに思います。さらにこの4番目に書いてある預貯金が2,000,000円ということなんですけれども、2,000,000円掛け所帯人数ということがありますが、これも単身者ではね、から夫婦2人、高齢者2人というような状況の中ではなかなかきついんじゃないかというふうに思うんです。この項目も改善してもらいたいというふうに思います。さらにこの減免するためには、納期が到来した保険料を完納してるということという条件があるんですよ。この納期が完納されるような状況であれば、減免を申請するということにもないんじゃないかというふうに思いますので、これは昨日協議しました中小企業融資資金ですが、あれとよく似た内容だと思うんですけれども、これも改善していただきたい。こういうことをしないと、どんどんふえていく、減免要件のハードルを下げるべきじゃないかというふうに思うんですけれどもいかがでしょうか。

介護保険課長

今質問委員言われました、要件の生活保護基準の120%以下、預貯金の一人2,000,000円、それにもう一点が未納者がというような取り扱いですが、ご存知のとおり旧飯塚市で、まず生活保護基準につきましては設定当時ある程度の層で負担を考えたところでの設定だと思います。それからの預貯金につきましては合併ときに金額を増やしております。多少の緩和を実施しております。それから未納の方の取り扱いにつきましては、他市の状況も比較しますと同じような条件をされておりますので、現状のまま運用したいというふうに考えております。1つ我々としては、まずもって制度の周知というのが一番のネックかなと、ネックという表現が適当ではございませんけども。まず周知、そういう方々を拾って上げるというようなことに努力したいというふうに思っております。

楡井委員

一番最後に言われた、周知徹底をしながらそういう状況の人をひらいていきたいという決意は大変ありがたいことでもあります。それに加えてですね、今検討していただきたいというふうに提案した3つのことも一緒に考えれば、よりベターだというふうに思いますので、検討のほう部長をはじめですね、よろしくお願ひしたいというふうに思います。次に移らせていただきます。特別養護老人ホームの待機者の問題なんですけど、これ待機者が減ってきているというご報告のようなんですけれども、減ってきているのが事実なのかどうか合わせて減ってきている原因ですね、このことについてご答弁願ひたいと思います。

介護保険課長

資料145ページの欄外に書いておりますように、この数値そのものは市内11施設の申込者の集計でありまして、名寄せを行っていない数字であることをまず前段で説明させていただいておきます。その数字で平成20年3月と平成21年の3月で約100人ほどの減という形になっております。平成20年度におきましては居住系のサービス事業所、特別養護老人ホームで70床、地域密着型特定施設で29床、老人保健施設で20床、グループホーム9床、計128床の居住系の施設が市内に整備されております。その関係で人数が減っているものと検証しております。

楡井委員

特養ホームに類似した施設が、民間なんだろうけども今増設されているというようなことでのその反映じゃないかというふうに今言われておりますので、それはそれとして認めておきたいと思います。次に、平成19年を境にして制度改悪によって利用が激減させられました車いす、それから電動ベットの問題なんですけども、車いすでは23%になりましたし、電動ベ

ットの方ではわずか4.5%になりました。この数字は平成20年度も基本的に変わっていないかどうかについてはどうでしょう。

介護保険課長

利用者の数字は多少動いておりますけども、制度的には平成19年度と平成20年度は変わっておりません。

榆井委員

制度は当然変わっていないと思うんですよね。ですけども車いすの利用者が18年、17年当時に比べれば23%に減っている。ベットの利用者は4.5%に減っているという状況はほぼ変わらないというふうな説明だと思うんですが、そういうことですか、そういうことですね。それで、この問題についてもやっぱり先ほどの保険料の減免と同じようにですね市独自の制度を取り入れて電動ベット、車いすを利用するための市独自の緩和策を検討してもらいたいと思うんですよね。この77%近い車いすの利用者、それからもう95%に近い電動ベッドの利用者、この方たちは今自費で使っている状況だと思うんですよ。これ削減したときの金額はそれぞれ4,000,000円から5,000,000円位の削減だったんじゃないかというふうに記憶しているんですけども、そのくらいの金額であれば市独自でこの制度をつくってもですねいいんじゃないかというふうに思うんですけど、どうでしょう。

介護保険課長

たびたび一般質問等でも答弁させていただいておりますけど、介護保険制度そのものが国の制度の中で動いております。市の独自の施策というような形になりますと全額市の負担というような形になりますので、我々といたしましては国の制度に準じて運用していきたいというふうに考えております。

委員長

次に柴田委員の質疑を許します。

柴田委員

265ページ13節高齢者住宅等安心確保事業運営委託料とありますが、この内容についてお尋ねいたします。

高齢者支援課長

高齢者住宅等安心確保事業、いわゆるシルバーハウジングですが高齢者単身世帯や夫婦世帯が自立して安全で快適な生活を営むことができるよう高齢者の生活特性に配慮してバリアフリー化された公営住宅等に生活援助員を派遣して見守り、生活相談や緊急時対応等のサービスを行う事業です。場所は庄内の有安にあります県営住宅の中の一部であります。事業は社会福祉協議会に委託をしております。

柴田委員

今、内容をお聞きして今からの高齢者のためにすごくいいなにか制度があるんじゃないかという気がいたしておりますが、そのシルバーハウジングの内容について、それからまたその状況と言いますか、見守り制度とか生活相談、緊急時対応サービスとかその辺ちょっともう一度詳しくお聞きしたいんですけども。

高齢者支援課長

まず、シルバーハウジングの部屋数は30室です。入居条件は年齢が60歳以上となっております。生活援助員は日曜日、祝日、年末年始を除き8時半から17時、午後5時まで相談室に常駐をされて、先ほど述べました入居者の見守りや生活相談等をされております。

柴田委員

その委託料が2,260,000円という状況であるようです。これは本当に今からそれぞれ、前の質問のときにもさせていただきましたが、高齢者がふえていくという中で、そして今から

はこの年代といえますか60、70、80という状況中で親をみとっていった年齢になってまいります。でも今からの生き方としてそういう方々も段々子供から見ていただくという状況でない時代が来ております。そういう中でこういう県営でしょうか、そういう住宅あるってこと私も本当に初めて知ったわけなんです、このような住宅ということ、ぜひもっと飯塚市内の中にも、これはこの1箇所だけでしょうか、こういう制度があるところは。

高齢者支援課長

飯塚市内には1か所です。

柴田委員

介護の認定も必要なんですか、このような住宅というのは。

高齢者支援課長

介護の認定は必要ございません。

柴田委員

今ですね、本当に本町の火災がありまして皆さん今要望があっているのは、高齢者住宅が何とか建たないかという今要望がっております。そういうところにこのような、この県営住宅、高齢者が安心して、見守り制度があるというような制度の住宅ができるということは何よりではないかなと思っております。ぜひこういう状況が、もっと建っていくように飯塚市としても、そういう場所も色々あるわけですので、ぜひ今からの高齢者が安心して住めるような、こういう制度のあるような住宅をもっと建てていけるような状況を進めていただきたいということを要望してこの質問を終わります。

楡井委員

次に楡井委員に質疑を許します。

楡井委員

次に介護労働者の待遇の問題について、今までも何度かお聞きしてきました。介護の従事者の処遇改善、これは臨時特例基金として77,699,000円が積み立てられているというふうにありますけど成果説明書の56ページにあるんですけれども。この基金の問題は介護報酬の103%の引き上げとどういう関係にあるのかを説明していただきたいと思います。

介護保険課長

御質問の介護従事者処遇改善臨時特例基金の内訳としましては給付費分として71,237,000円、事務費分として6,422,000円、合計の77,699,000円ですけれども、給付費につきましては委員のもうされます介護報酬の改定によりまして、介護報酬が上がれば当然介護保険料がアップすることになりますけれども、介護保険料が上がることを極力抑制しようと制度化されたものでありまして、改定のアップ率の2分の1を平成20年度中に交付されまして一旦基金を造成したうえで第4期、21年度から23年度の間には保険給付に充当しようというような制度で設立されたものです。

楡井委員

そうすると介護従事者の処遇改善という名称には当たりませんか。どうでしょう。

介護保険課長

事の発端が3%の報酬アップというところがスタートですのでこの名称が使われております。基金を造成して保険料に充当するという、自治体の趣旨にはちょっとかけ離れるかと思っておりますけれども制度のスタートがそういったところからスタートしてる関係でこの名称がつけられたものと考えております。

楡井委員

名称にそぐわないのは名称を正しくの改善すべきじゃないかというふうに思います。以上で介護保険関連は終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですので質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

休憩 17:03

再開 17:11

委員会を再開いたします。次に、「認定第5号 平成20年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています。榆井委員に質疑を許します。

榆井委員

それでは3問ほど中身は幾つかありますけどお願いします。1年間の皆さん方の苦勞を、3問とか4問とかの質問で評価しなければならないということが大変心苦しいんでありますけれども、私の勉強不足もありますんで、是非お許してください。それでは保険料についてお尋ねいたします。保険料の未納が4,777,000円というふうになっておりますけども、これは8,956,640円の間違ひではないかというふうに思うんですが、資料を比べてみるとそういうことになるようなんですけども、いかがでしょうか。それから併せて、この保険料の未納者は何人なのかということについても御説明ください。

健康増進課長

先ほど介護保険特別会計でもお尋ねになった件だと思います。4,777,410円につきましては還付未済額を含んだ金額ということになっております。未納額といたしましては今資料で提出しておりますが、収入未済額に還付を未済額を加えた8,956,640円となります。その滞納、未納者の数でございますが全体で220人で割合といたしましては1.3%となっております。

榆井委員

それで未納額という形でみる場合4,777,000円が正確なのか8,956,000円が正確なのかということではどっちを見ればいいのでしょうか。

健康増進課長

8,956,640円のほうでいいと思います。

榆井委員

220人の方たちが未納者で1.3%ということでありまして。この未納者の方たちには罰則規定がございますか。

健康増進課長

罰則というのはございませんが、未納分納入する際には延滞金に加算されることとなります。また1年以上滞納がある場合につきましては資格証明書を交付することになっておりますが、福岡県後期医療広域連合では現在のところまだ検討中という段階でございます。

榆井委員

資格証の発行、全国で28,000ぐらいが出てるとというのが新聞の報道でありましたけど各県の一覧表が出てましたけど、福岡県は0でした。後期高齢者医療制度の広域連合といいますが、そこで頑張っておられる市長の御奮闘じゃないかというふうに思いますけれども、ぜひこれは増やさんようにお願いします。それで質問の2つ目ですが、この保険制度が始まるまでは扶養家族ということで保険料の心配をしなくてもよかった人、これは何人だということが明らかになりましたでしょうか。

健康増進課長

被扶養者だった方につきましては対象者が2,220名ということになっております。

楡井委員

被保険者が17,000人余りですから、この2,220人は13%ぐらいに当たることになります。かなりの数字だというふうに思うんですね。このうちの人にくら保険料が請求されるようになったのかということなんですけども、それはいくらでしょうか。人数と金額を教えてください。

健康増進課長

人数は先ほど言いました2,220名の方に賦課されることとなっております。通常でしたら111,200,000円ほどの賦課がされることとなりますけども、平成20年4月から9月の間につきましては10割軽減、10月から3月までにつきましては9割軽減ということになりまして、最終的な賦課額といたしましては5,541,000円程度ということになります。

楡井委員

この方たちは特別徴収、普通徴収という形になるとそれぞれ何人ずつぐらいなりましようか。

健康増進課長

すべて普通徴収になります。

楡井委員

そうやってくると222人の方がすべて普通徴収、そこで8,956,000円という未納ができていくということに注目しなければならないというふうに思います。3番目の質問は、大変いまひどい制度だということであるいろいろ実施されて以来、手直しに次ぐ手直しということがやられてきました。現場で仕事をされてる方もずいぶん混乱をしながら仕事にあたってきたのではないかとこのように思いますが、先ほど答弁がありましたように112,000,000円ぐらいの、本来は賦課額なんだけども軽減措置がとられているということで5,500,000円ぐらいの措置になるというようなことが報告されました。この措置が来年の3月31日で期限切れになるということになると2,220人の方に112,200,000円ぐらいの賦課がかかってくる、保険料がかかってくるということになりますけども、そういうふうな理解でいいでしょうか。

健康増進課長

軽減の内容につきましては、その後見直しが行われております。均等割の軽減が平成20年度4月には7割、5割、2割だったものが8.5割、5割、2割に変更され今年度、21年度には9割、8.5割、5割、2割に改められております。先ほど言いました被扶養者保険の軽減につきましては、当初は被保険者になってから2年間、均等割が5割軽減されることになっておりましたが先ほど言いました平成20年4月から9月までは10割軽減、10月から3月までは9割軽減と改められております。平成21年度も引き続き9割軽減ということになっております。

楡井委員

そうすると保険料の減免と申しますか、それは平成21年度も来年度も引き続き実施されるということですか。

健康増進課長

今実施されております特別の軽減措置がなくなるという情報を握っておるわけではございません。今回政権が変わりまして、後期医療制度そのものを4年目途に見直すということはお出しておりますけども、具体的な内容についてはまだそこまでは聞いておりません。

楡井委員

非常にこの制度そのものが揺れ動いてる状況があります。これぜひ我々もこの後期高齢者医療制度そのものを廃止を求めて頑張っていきたいと思っておりますので、皆さん方もぜひですね、この法律の中で仕事をしなければならない状況でありましようからですね、ここにも減免制度の

しっかりしたものをつくっていただければというふうに思いますので、ぜひ検討の機会をもつていただくようお願いしておきたいと思います。以上で、この後期高齢者については質問を終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。次に、「認定第6号 平成20年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています。楡井委員に質疑を許します。

楡井委員

それではこの質問についても3点ぐらい、中身は6、7になると思いますけどもよろしくお願いたします。まず初めにこの会計の終了年度というのはいつになってるんでしょうか。滞納の380,000,000円、それから未到来分ということで今から先続いて払っていけない分が360,000,000円残ってます。いかがでしょうか。

人権同和推進課長

貸付を行いました最終年度が平成8年度まででございます、最長償還年数が25年となりますので、償還完了年度につきましては本来順調に償還がなされるという理論的な部分でいえば、平成33年度までですが現在の滞納状況等から判断いたしますと大幅に遅れるという状況になるかと考えております。

楡井委員

きちんと行けばあと12年で終わるわけだと。滞納がかなり遅れてるから伸びるだろうというようなことになるんですけども、そういう状況が許されるのかどうかという問題があると思うんですね。やっぱりこう決められたところに努力をすべきだというふうに思います。次に、貸付額から納期末到来分を差し引いた本来納入が完了していなければならぬ金額ですね。その額と、それから滞納額との比率の関係、これは7.1%というふうになっています。それで滞納件数は224件で貸出件数の10%余り10.5%というふうになってきていますので、滞納克服のための対象は非常に絞られてきてるんじゃないかというふうに思うんですね。そういう見方でよろしいかどうか答弁をお願いします。

人権同和推進課長

質問者ご指摘のように滞納件数につきましては前年度と比較いたしましても、18件ほど減っておりますが逆に滞納額の方は増加しているという状況から判断いたしますと、滞納者の特定という部分で申しますと質問者が指摘されているように絞られてきているというところだと考えております。

楡井委員

そこでこの滞納額380,000,000円の中身についてちょっとだけお聞きしたいんですが、この380,000,000円のうち1件当たりで一番多い滞納額、これはいくらになりますか。

人権同和推進課長

一件という質問でございますが、まず一人で宅地と新築を借りるという二件という借り方もございますので、一人あたりで最も多い滞納額は11,937,942円という形になっております。この方は新築資金が6,630,000円ほどありますし、宅地取得資金が5,300,000円ほど滞納になっております。1件当たりの滞納額の最高額という額で申しますと6,647,859円という金額になっております。

楡井委員

二件ですよ、結局件数とすれば、224件という先ほど数字をいいましたけど、この224件というのは所帯数にすれば何所帯ですか。

人権同和推進課長

224件と申しますのが先ほど申しましたように、一人で二件宅地と新築の資金、二つを借りるというケースもございますことからこれを世帯というより人数で表しますと160人に対象者となります。

人権同和推進課長

一人の方が6,630,000円と530万円を融資してもらってですね、そして現在でも1,193万円ということは、この方はお金を払ってないんじゃない、いくら払っている、かなりほとんど未納という条件になっていると思うんですよ。160人ということですから対象者も先ほど言ったよりも、また随分絞られてきている状況がありますので、この滞納者の皆さん方の滞納の理由を、先ほど他のことと言いましたようにもう死んでいらっしやらないとか保証人がどうだとかですね、それから生活保護を受けておられるとか、払えない状態の人たちを分類して、それに対して滞納克服の方向を検討していただかなければならないんじゃないかというふうに思います。これも当然連帯保証人という方の措置をとっておられるというふうに思いますので、その方たちとの相談も強めていただかなければならないというふうに思いますが、いかがでしょう。

人権同和推進課長

最初に滞納の理由という件もございました、当然滞納者の中で定期的に分納をされている方も119人、166件ございます。その他1年以上納入されない方で、その内訳としてはすでに借受人が死亡されている方が17人、24件ございます。また行方不明者になられている方が9人、12件、破産が4人、6件でございます。先ほども出ましたが生活保護が6人、8件ございます。その他収入減少による生活困窮者が3人、5件ございましてどうしても払うという意志欠如等を我々が判断できるような方が2人、3件ございます。また連帯保証人ですが、飯塚市におきましても連帯保証人制度をとっておりますので、本人が死亡や先ほど申しました行方不明となっておられるケースで保証人が現在支払っているケースが4件ほどございます。

楡井委員

そうすると死亡された方とか、それから生活保護になった方とかそういうふうな回収ができないような状況に、行方不明の方も含めてですね、そういう件数がはっきり今してきているわけですからこのように回収できない人たちは、今後どうなるんだろうかという心配といたしますか、疑問があるんですよ。その点についてはどんなふうに考えておられるんですか。

人権同和推進課長

日頃より滞納整理につきましては、人権同和推進課職員が一丸となりまして他の部署でもありましたように訪問徴収、夜間徴収等含めて解消に向けて努力いたしております。またその他差押さえという、過去に事例はございませんが、公正証書により法的措置等も行いながら一件でも多くの債権の改修に努めてまいりたいというふうに思っております。

楡井委員

債権回収に努めるといってもその回収する、努める相手がいないじゃないですか。そういう金額と件数については、どういうふうに考えておられるのかなということなんですけど、まだ策が何かありますか。

人権同和推進課長

先ほど話に出ました死亡それとか行方不明者に対する部分でございますが、先ほどの説明の中にありましたように、保証人に対して請求を求めているもの、また当然のことながら本人が死



亡されても相続人という方たちがおられまして、その相続人に請求を行っているもの、そういうものがございますのですべての債権処理に向けて最大努力いたしています。

榆井委員

何かの機会にそういう一覧表を、見せていただければというふうに思います。この点についても人権同和推進課だけであたるというようなことは、もちろん独自の努力はしなければならぬと思いますけれども、先ほど兼本委員の方からですね提起もあっているような方向をですね、やっぱり課を横断してといいますか、体制を、特別のこういうプロジェクトチームのようなものを、やっぱり検討しなければならないのじゃないかというふうに思います。最後の質問ですけども、これまで差押さえの件数が、非常に3件という形で他の会計に比べてですね非常に少ないんですよ。差押さえの実例並びになぜこんなに少ないんだろうかという理由について説明いただけますか。

人権同和推進課長

他の会計ということで比較はどこかということわかりませんが、支払い能力がありながら高額滞納をしているような悪質滞納者に対しましては、差押さえや競売も行う考えで現在事務処理を進めております。しかしながら、この貸付事業の対象者の多くは低額所得者や不安定就労者が多いために、収入が景気動向に左右されやすく安定しない状況にあります。このことから、これまで差押さえや競売については慎重に対応してきたところであります。

榆井委員

私もやはり差押さえ万能主義というようなことでは、余りよろしくないんじゃないかという考えはあります。この会計を、全体をこの終了の方に、期間通りの終了に持っていかなければいけないというふうに思うんですけども、この間解放同盟や同和会にこの問題についての補完業務というのを依頼したことがあるかどうか、またそういうことで協力していただいたことがあるかどうか事例を説明してください。

人権同和推進課長

これまで徴収業務につきましては、先ほど申しましたが担当課が責任を持って行ってまいっております。また、個人情報に伴う業務を運動団体であっても業務依頼を行っておりません。今後とも行政の責任において滞納額の削減に向け徴収業務を行ってまいりたいというふうに思っております。

榆井委員

個人情報というふうに言われますけども、先ほど住宅のところで質問答弁があったように推薦なり紹介はですね解放同盟がやっているまたは同和会がやっている状況があるんですよね、一面では。だからそういう意味では、必ずしも今言われた個人情報というようなことにも、果たして該当するのかなど。保証人にはかなり当時解放同盟の幹部の方たちもこういう制度があるよという紹介もしたり、保証人にもなっておられるんじゃないかというふうに類推するわけです。そういう意味では今言われた個人情報というようなことは該当しないんじゃないかというふうに思うわけです。ですから協力していただければはどんどん協力していただくようにやってもいいんじゃないかというふうに思いますので、ご検討いただくように要請しまして質問を終わります。よろしく申し上げます。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから質疑を終結いたします。次に、「認定第7号 平成20年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています榆井委員に質疑を許します。

楡井委員

成果説明書ですねこれの69ページじゃなかったかと思うんですが、施設改良基金という項目があったように思っています。この施設改良基金幾らになってるのかですね、何年かけてこの金額に到達したのか、このことについてご説明願いたいと思います。

事業管理課長

基金の積み立て累計額は20年度末で約1,139,040,000円となっております。また積み立て期間につきましては平成18年度に約270,000,000万円、平成19年度に561,820,000円、平成20年度に約307,070,000円の積み立てを行い平成17年度に基金残高が約150,000円ほどありましたので、それを合計しまして現在の累計額となっております。

楡井委員

約1,140,000,000円ぐらいの金額が今基金として積み立てられているというふうになります。この間に施設改良という形で施設の改善が図られてきておると思うんですが、それはどのぐらいの費用を使われましたか。

事業管理課長

平成18年度から20年度にかけてまして施設改善費といたしまして約1,066,000,000円ほど歳出しておりますが、これにつきましては18年度以降20年度までの間に法の規定に基づきます交付金納付の猶予の特例の適用を受けております。その申請にあたりまして、飯塚市小型自動車競走事業収支改善計画に基づきました施設改善事業費でございます。

楡井委員

現在まで、この3年間ですか。1,060,000,000円の施設を改善して改良してきたわけですね。その上に改良基金として1,140,000,000円ほど基金を貯めているということですけども、今後この施設改良基金を具体的に使う計画、これがありますでしょうか。説明していただきます。

事業管理課長

さきの7月29日に開催されました経済建設委員会におきまして、平成26年度までの施設改善計画につきまして報告を行っております。その主なものにつきましてご説明をさせていただきます。競争場選手寮等改修工事、競争場走路改修工事、競争場補助スタンド改修工事、競争場第二特別観覧席空調熱源機器改修工事、競争場各種トイレ改修工事等々を行います。総額で約1,136,000,000円を計画しております。

楡井委員

この3年間に1,000,000,000円以上使って、さらにまた26年までに1,100,000,000円円を使うという計画のようであります。次に場外発売施設、この現状についてお知らせ願いたいと思いますし、その収支については施設ごとに報告をお願いしたいと思います。

事業管理課長

現在南九州市、都城市、霧島市及び玖珠町の4カ所で場外発売所設置の計画を進めております。所管の委員会において報告しておりますので、その内容を説明させていただきます。南九州市とは10月9日に行政協定を締結したところでございます。今後は施設設置予定事業者から経済産業大臣への設置許可申請となります。設置許可につきましては、申請後2カ月から3カ月程度要するとのことであり許可後速やかな造成工事等を行う予定でございます。都城市におきましては、現在稼働中のパチンコ店を改装して場外発売所として利用する予定であります。周辺自治体公民館長等々の協議も実施し設置に向けての環境は整えつつある状況でございます。今後は都城市役所との行政協定の締結に向け調整協議等を開始し平成22年度中の早い時期の営業開始を目指していきたいと考えております。

楡井委員

2,971,580,000円の不用額が出てますね。これについては、この内容を説明してください。

事業管理課長

20年度の勝車投票券発売収入につきましては19年度決算におきまして勝車投票券発売収入が前年度と比較して約10%の増となっていましたので20年度につきましても発売収入を19年度の10%増を見込んでおりました。9月以降の世界的金融危機による景気低迷の影響下の中飯塚オートも少なからず売上げの減少傾向が顕著にあらわれその関係で売上額の75%の払戻金相当額の約2,400,000,000円が不用であったことやレース不成立時の返還金を通常400,000,000円計上していますが実際の返還金は約53,000,000円であり約350,000,000円の不用額を生じ併せて2,750,000,000円となっております。残りは執行残額の整理でございます。

楡井委員

銀行取扱手数料というのが35,000,000円あるんですね。これはどういうことなのかを説明していただきたいと思います。

事業管理課長

飯塚場でレースを開催しているときに他場、全国に5場ありますけれども、そこで臨時的に場外車券発売を行う場合に開催資金搬入、搬出、資金の準備、資金の両替、資金の収納、資金の保管等をその場の取扱金融機関に依頼しております。その手数料でございます。

楡井委員

いくつぐらいの銀行でこれやってますか。

事業管理課長

他場で5場ありますので、5金融機関でございます。

楡井委員

入場者数の推移、それから一人当たりの購買額推移、これが下がってきてるという状況がありますので、これについて具体的に報告していただくと同時に何か手を打つような方向がとられているのでしょうか。ご説明願います。

事業管理課長

平成19年度の入場者増8,558名以外につきましてはすべて減少している状況でございます。まだ19年度でも平成16年度に比しまして141,508名、率にして71%の程度に落ち込んでおります。しかしながらこの減少につきましては、本場開催日数が大幅に減少してきているためでございます。平成16年度は110日開催で平成19年度は85日で25日の減によるものであります。そのほかにはCS放送等によりまして従来の電話投票に加えモードやインターネットによる投票等の普及により自宅で購入できるようになったこと等があげられます。また平成20年度につきましては、特に世界的金融危機によりまして景気低迷の影響が顕著にあらわれているのではないかと考えております。対策といたしまして上部団体でありますJKA共々連携いたしまして、いろんなイベントを開催しまして入場者数の増加に取り組んでおる次第でございます。

楡井委員

入場者増を図る上で、平成19年に8,558人ですか、増えてますよね。また今年20年は減ってということなんですけど、この平成19年入場者数がふえたという点はどういうふうに総括されているのかどうかということ、そのことをちょっと説明してください。

事業管理課長

19年度は特にSGといたしまして、日本選手権が開催されたことが大きな要因かと考えて

おります。

楡井委員

大きな入場増になった今言われたレースの名前、そういうのは毎年やると、例えば今年はなぜできなかったのかという点についてはどういうことなんですか。

事業管理課長

大きな大会といたしましてSGが4回、それとスーパースターということで5つの大きな大会ございまして、これは6場ございますので、持ち回りという形となっておりますので毎年開催されない。

楡井委員

そういうことは分かってるわけでしょ。そしたらそれに代わる物をやっぱり計画しないといけない。プランを立てないといけないのじゃないかというふうに思います。そう意味で平成20年度は事業収支の改善計画の最終年だったわけですよ。この最終年であったわけですが、6億円ぐらいの赤字を引きずってきていると、JKAですか、上部に納めなければならないものが、まだ引き続き勘弁してもらっているという状況があると思うんですね。この改善計画の最終年だということについての総括をどんなふうにされておりますか。

公営競技事業部長

ご存知のとおり平成15年度、16年度の2カ年度で6億円という大きな赤字を出しました。このときに飯塚オートの存続そのものが旭上に上がるという状況でございました。しかしながら今まで果たしてきた役割、またそれを支えてきた従事員、選手、競走会職員、社協職員、関連業者等の存在を考えると、そしてまた有効求人倍率が全国、福岡県平均に比べまして低い筑豊地区にありまして雇用の面でその経済効果も含めまして大きな役割を果たしてきております。今の飯塚市にとりまして飯塚オートはなくてはならない存在との認識から、平成17年度に平成18年度から20年度までの3カ年度の収支改善計画を立てまして事業の活性化に向けた取り組みをしてまいりました。具体的には平成17年度から業界挙げての取り組みました大規模な構造改革の流れに乗りまして、場外発売所の収益を上げるべく大型画面の設置、それから自動発券機の増設等々、また経費の削減では委託契約の見直し、従事員の労働条件の変更等々を行ってまいりました。他方では3Kと言われます怖い、汚い、暗いのイメージを変えていかなければ新規の若いファンは開拓できないという思いからギャンブルからレジャーへというのをキーワードとしまして福岡ソフトバンクホークスとの提携、また地元フリーペーパーでありますチクスキとのコラボ、ナイター開催等を行い若いファンの掘り起こしを行ってきたところでございます。平成17年、18年、19年、20年度と黒字を出すことができましたが、これは業界の構造改革、収支改善計画の取り組みの一定の成果だと判断をいたしております。しかしながら収支改善計画の取り組みはまだ初についたばかりでございまして、先ほど質問議員言われましたように将来の施設改善のための備蓄を優先しているとは言え累積の赤字は依然6億円残っておりますし、本来の目的であります一般会計にも貢献はできておりません。また平成21年度からは交付金の支払いも再開しておりまして、22年度からは猶予していただいた交付金の支払いも始まることからさらなる活性化に向けた取り組みが必要になってくるものと思っております。現在、その一環としてさきの質問にもありました専用場外発売所の設置に取り組んでおりますが、売り上げ増を目指し電話投票会員の増等も含めシェアの拡大に努めていかなければならないというふうに思っております。

楡井委員

この5年計画ということでありまして、15年、16年のときからの関係が生まれてきているというふうに思うんですね。それでスタート時を、やっぱりはっきりしないとききちんとした総括もできないんじゃないかというふうに思います。先ほど答弁にありましたように平成

16年比では現在の入場者が71%にまで後退してるという説明がありましたので、そういうスタート時のところから今縷々説明のありました内容を再検討するというふうにしてしっかりした再建計画というんですか、これを出していくべきじゃないかと、改善計画ですね検討すべきじゃないかというふうに思いますが、いずれにしても6億円の赤字、これも先食い先食いという形になってるようですから、改善が急がれるというふうに思います。以上でこの質問を終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。次に、「認定第8号 平成20年度飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています榎井議員の質疑を許します。

榎井委員

非常に簡単な質問で申しわけないんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。1つはですね、この自己負担収入から見ると、この施設に空ベットと言いますか、利用されてないベットはなくて満席だと、満床になってるというふうに思いますが、そういう理解でいいですか。

高齢者支援課長

お尋ねの筑豊桜の園のベット数は30床となっておりまして、ご質問のとおり通年で30床満床となっております。

榎井委員

この間何度か基金の運用の問題を取り上げてまいりましたが、655,000円余りこの基金が支出されてるようになっていっていると思うんですけども、逆にこの歳出の方に同じような金額が記載されているというふうに思うんですけども、歳入歳出、これ同じ金額が記載されているというふうに思ったんですけども、その説明をお願いしますか。

高齢者支援課長

基金の運用からの生じ得る収益につきましては、自治法の規定によりこれを歳入歳出予算に計上して基金へ積み立てるということとなっております。

榎井委員

それでその積立基金の現状と申しますか、今いくらまで積み立てられているのかについて金額を教えてください。

高齢者支援課長

平成20年度の基金積立金が21,055,000円、預金利子積み立て230,225円、運用収入積立金が655,302円、の合計21,940,527円で20年度末の基金残高は97,678,527円となっております。

榎井委員

公共施設のあり方に関する特別委員会、ここでの討議またその行政改革の方針でこの施設は今後どうすることに今なってるのかについて説明していただくと同時にこの行革第1次改定案というのが、この間私もらいましたけれどもこの中でどういうふうな処理をされるのかについて説明していただいて質問を終わりとします。

高齢者支援課長

この桜の園は実施計画では平成26年度末をもって指定管理者である社会福祉協議会に特別養護老人ホームの機能を継続した中で移譲することとなっております。なお社会福祉協議会が移譲を希望しない場合は、再度指定管理者や地元関係者と協議を行いながら、平成24年度まで

に民間移譲を含め見直しの方向性を決定することとなっております。また行財政改革実施計画第1次改定案では公共施設のあり方に関する実施計画に基づいて市民、関係団体に理解協力を求めながら計画的かつ着実に実施するというふうに記載をされております。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから質疑を終結いたします。次に、「認定第9号 平成20年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。次に「認定第10号 平成20年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。次に「認定第11号 平成20年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。次に「認定第12号 平成20年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。まず、質疑事項一覧表に記載されています。楡井委員に質疑を許します。

楡井委員

それでは工業団地に関連してお聞きいたします。歳出の状況の表を見ますとですね意見書の28ページの中に産炭地域活性化基金助成金というのは300,000,000円歳入になっているというふうに記述がありますが、この基金の目的それから総額、現在の活用状況等について説明をいただきたいと思えます。

総合政策課長

当該助成金交付事業の目的につきましては、短期集中的に産炭地域に残された諸課題の解決を図るためとされております。また額につきましては、地域振興事業費といたしまして本市へ配分されましたのが総額で702,000,000円でございます。活用状況につきましては本市へ配分されました702,000,000円につきましては、19年度に飯塚市立病院開設事業に対しまして50,000,000円、20年度に決算書に記載の鯉田工業団地造成事業に対しまして300,000,000円が交付され、そして今年度に鯉田工業団地造成事業及び同工業団地周辺整備事業を充当事業といたしまして、352,000,000円で申請を行なっているところでございます。

楡井委員

そうすると702,000,000円のうち50,000,000円市立病院に使った、あと全部がこの鯉田工業団地に使われたということになるんじゃないかと思うんですね。それでこの金額といいますか、助成金はこういうハード面にしか使えなかった金額なんではないでしょうか。ソフト面には利用してはいけないということなんではないでしょうか。

総合政策課長

産炭地域振興センターでございますが、センターの助成基準によりますとソフト事業も対象とすることは可能でございます。例えば複数の市町村にまたがって地域振興の効果や影響が見込まれる企画調査やイベント事業など、また市町村が地域の特性を生かしまして振興を図るた

め独自に実施する事業も対象事業とされております。

楡井委員

今の説明の反映として市立病院に50,000,000円使われたということはこういう内容だというふうに思います。それから最後の質問ですけども、この落札率についてちょっとお尋ねしておきます。鯉田5工区の落札率がほぼ85%というような状況でありましたけど、その後の補正を加えるとほぼ予定価格に到達するんじゃないかというふうな思いもあるんですけども、そういうふうな理解でよろしいのでしょうか。

産学振興課長

先ほど補正もお願いいたしましたけども、契約変更がございまして率は84.99%、落札率はそれでかけますので率は変わらないということでございます。

楡井委員

85%で落札をしましたよね、その金額に今回補正で組んだ額を入れればほぼ予定価格の金額に近づくんじゃないかというふうに聞いているわけです。これも決算年度の後の話ですから大変申し分けないんですが、そのことだけ聞いておしまいにしたいと思います。

産学振興課長

今言われたような趣旨、金額だけを見ても率といたしましては全体では92.88%というような率になってまいります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。次に「認定第13号 平成20年度飯塚市污水处理事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから質疑を終結いたします。次に「認定第14号 平成20年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括して質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています楡井委員に質疑を許します。

楡井委員

1番目にあります滞納額については前の委員等が質問されておりますので、これは割愛させていただきますまして不用額というのが出ているわけですよ。この不用額について説明をしていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

学校給食課長

予算現額から支出済額を引いたものが不用額の49,442,037円となっております。実質収支額では12,285,264円となっております。

楡井委員

その内容を説明していただきたいんですよ。なぜこういう不用額が出たのかなと。これだけ不用額が出るなら給食費を値上げしなくても良かったんじゃないかというふうにも思いますのでね、当然性質の違うお金だというのはわかりますけれども説明してください。

学校給食課長

その主なものにつきましては学校給食賄い材料費の不用額が一番大きく23,304,419円で予算上はそうなりますけど、先ほど言いました実質収支額の12,285,264円、このうちほとんどが賄い材料費でございますので21年度にそのまま繰越しをいたします。

楡井委員

今賄い材料費というふうに説明がありましたが、これは給食費、名前を変えて言えば給食費

に該当するわけですね。その給食費が今言った23,000,000円ほど余ったということだというふうに理解をしておきます。それで意見書の30ページ、歳出状況の中にこの10,000,000円の予備費が組んであるんですよ。この予備費の原資は何でしょうか。

学校給食課長

予備費の原資につきましては一般会計からの繰入金でございます。

榆井委員

質問最後になるかと思いますが、全校自校方式の実行の見通しですね、これについて市民のかたたち、特に飯塚市関係のかたたちの中にはそういう意見が、よくいつからですかという話で聞くんですね。それで全校で実施するという見通し等についてご説明願いたいと思うんですが。

学校給食課長

大規模改造等々整合性を図りながら、自校式の調理施設の整備に向けて準備を今進めておるところでございます。

榆井委員

実施の年度というのがなかなか明確に皆さん方からは説明がないんですよ。そういう意味では大変不安な状況といえますか、不安定な状況が続いているんじゃないかというふうに思うんです。地産地消との問題なんかも考えれば自校方式というのが非常にいいんじゃないかなというふうに思いますが、改めてお伺いしますけれども今は準備状況ということ以外には説明ができませんか。

学校給食課長

申し訳ありません。先ほど答弁したとおりでございます。

榆井委員

一般質問の際ですね米飯給食のセンター方式と自校方式の間に30円の差があるという話なんですけど、これ部長答弁で解消の方向を考えるとというふうに答弁されておりましたけども、これは現在どういうふうな状況になっておりますでしょうか。これをもって質問を終ります。

教育部長

米飯給食に関する自校方式とセンター方式の30の差の解消に向けては、現在検討しておるところでございますのでご理解をよろしくお願いいたします。

榆井委員

その答弁はずっと聞いてきているんですよ。それで、その答弁が終わってからもう半年、多分なるんじゃないかなというふうに思うんですよ。半年もならないですかね。あなたが部長になってからのことですから6月議会でしたか。6月議会にしてもそろそろ半年になります。検討をしてるという状況ですね、その検討の内容を知りたいわけですよ。今予算編成の時期ですから来年度の予算でこれが施行されるのかどうかというのが関心高いと思います。再度答弁をお願いします。

委員長

榆井委員さん、ここはそこを聞くところじゃありませんので、できたら一般質問なりに方向を切りかえてください。できたらそこでお止めしていただければ助かります。

教育部長

申し訳ございません。先ほど検討中ということをご答弁させていただきました範囲でよろしくご理解のほどお願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )



質疑はないようですから質疑を終結いたします。次に「財産に関する調書及び基金運用状況に関する調書」に対する質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています江口委員に質疑を許します。

江口委員

財産に関する調書、債権回収について質疑通告させていただいておりましたが、取り下げさせていただきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから質疑を終結いたします。これより討論採決に入りますが討論採決は各会計ごとに行います。最初に、「認定第1号 平成20年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」について討論を許します討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第1号 平成20年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」について認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 )

賛成多数、よって本案は認定すべきものと決定いたしました。次に「認定第2号 平成20年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第2号 平成20年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」について認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 )

賛成多数、よって本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第3号 平成20年度飯塚市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第3号 平成20年度飯塚市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定」については認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第4号 平成20年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第4号 平成20年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 )

賛成多数、よって本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第5号 平成20年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第5号 平成20年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」について認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 )

賛成多数、よって本案は認定すべきものと決定いたしました。次に「認定第6号 平成20年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第6号 平成20年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」について認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 )

賛成多数、よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に「認定第7号 平成20年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第7号 平成20年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」について認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 )

賛成多数、よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第8号 平成20年度飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第8号 平成20年度飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定」について認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 )

賛成多数、よって本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第9号 平成20年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第9号 平成20年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」については認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第10号 平成20年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第10号 平成20年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第11号 平成20年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第11号 平成20年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第12号 平成20年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論

を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第12号 平成20年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」について認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 )

賛成多数、よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第13号 平成20年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第13号 平成20年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」については認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第14号 平成20年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」について討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第14号 平成20年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」について認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 )

賛成多数、よって本案は認定すべきものと決定いたしました。正副委員長を代表いたしまして、一言御礼申し上げます。本特別委員会は3日間を予定しておりましたが、2日間で審査を終了することができました。これは委員各位並びに執行部の皆さんの御協力の賜物と感謝しております。さて、委員会審査の中で各委員から指摘なり要望が多々あっておりましたが、執行部におかれましては、この意を汲んでいただき市民の福祉向上のため、また市政発展のためにご尽力いただきますようお願いいたします。以上をもちまして、平成20年度決算特別委員会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。